



喜多方市立地適正化計画

平成31年4月
(令和6年 10 月改定)

福島県喜多方市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画策定の背景・目的	1
1-2 立地適正化計画とは	2
1-3 位置づけ	3
1-4 対象区域	3
1-5 目標年次	3
第2章 喜多方市の現状	4
2-1 人口	4
2-2 土地利用	12
2-3 交通	16
2-4 生活利便施設	19
2-5 経済活動	21
2-6 防災	26
2-7 財政	32
第3章 都市構造上の課題	34
3-1 現状からみた問題点と課題の抽出	34
3-2 具体的な課題の整理	35
第4章 まちづくり方針及び課題解決のための誘導方針	37
4-1 まちづくり方針（ターゲット）	37
4-2 課題解決のための誘導方針（ストーリー）	37
第5章 目指すべき将来都市構造	39
5-1 都市マスタープランにおける将来都市構造	39
5-2 立地適正化計画における将来都市構造設定の方向性	39
第6章 都市機能誘導区域	42
6-1 都市機能誘導区域とは	42
6-2 都市機能誘導区域の設定方針	42
6-3 都市機能誘導区域の検証	45
6-4 誘導施設	49
第7章 居住誘導区域	53
7-1 居住誘導区域とは	53
7-2 居住誘導区域の設定方針	54
7-3 居住誘導区域の検証	56

第 8 章	都市機能及び居住を誘導するための施策	62
8－1	都市機能及び居住を誘導するための施策の考え方	62
8－2	都市機能及び居住を誘導するための具体的な施策	62
第 9 章	防災指針	65
9－1	防災指針とは	65
9－2	災害リスク分析と課題の抽出	66
9－3	防災まちづくりの将来像・取組方針	84
9－4	防災に関する重点施策・施策・スケジュール・目標値	87
第 10 章	目標及び進行管理	89
10－1	目標及び進行管理の基本的な考え方	89
10－2	目標値の設定	89
10－3	立地適正化計画の進行管理	90
第 11 章	届出制度	91
11－1	都市機能誘導区域外の区域における届出	91
11－2	都市機能誘導区域内の区域における届出	93
11－3	居住誘導区域外の区域における届出	94

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景・目的

我が国の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする市民が公共交通によりこれらの生活利便施設にアクセスできる等、機能的で利便性の高い市街地の形成と活性化を図るため、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えでまちづくりを進めていくことが重要です。

このため、国は、2014（平成26）年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、行政と市民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度を創設しました。

本市においても、人口は1955（昭和30）年の国勢調査人口81,257人（旧5市町村合計）をピークに、その後は減少に転じ高齢化も進んでいることから、市街地の人口の低密度化や財政状況の悪化により、持続可能な都市経営は、より一層困難な状況になることが推測されます。

こうしたことから、都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現、公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現、公共施設の集約・複合化や効果的配置による持続可能な都市の実現を目指し、都市再生特別措置法に基づく喜多方市立地適正化計画（以下「本計画」という。）を2019（平成31）年4月に策定しています。

その後の2020（令和2）年6月、都市再生特別措置法が改正され、近年の自然災害の頻発化・激甚化等を踏まえて、立地適正化計画の新たな記載事項として「防災指針」が位置付けられたことから、本計画の改定を行い、「防災指針」を定めます。

注記：西暦と和暦を並列して表記することとします。

スペースの関係上表記できない場合は西暦のみを表記します。

1 - 2 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画の概要

立地適正化計画は、居住や都市の生活を支える都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通との連携により、「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進めるため、都市全体の構造を見直し、持続可能な将来のまちの姿を示すことを目的に策定するものです。

地域公共交通と連携を図りつつ、居住に関わる施設の立地の考え方を定め、用途地域など既存の都市計画制度と組み合わせで一定の人口密度を維持していく「居住誘導区域」を都市計画区域の中に定めます。さらに、居住誘導区域の中に医療、福祉、商業等の都市機能の維持と誘導を促す「都市機能誘導区域」を定め、緩やかにコントロールを行いながら、人口減少社会にあっても住みよいまちづくりの形成に努めていこうとするものです。

(2) 立地適正化計画に定める事項

都市再生特別措置法第 81 条第 2 項に規定されている立地適正化計画に定める事項は、次のとおりです。(太字：2020 (令和 2) 年 6 月改正の主な変更)

- 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域（以下「居住誘導区域」という。）及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
- 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域（以下「都市機能誘導区域」という。）及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下「誘導施設」という。）並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項（次号に掲げるものを除く。）
- 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、市街地再開発事業、土地区画整理事業、防災街区整備事業、住宅施設の整備に関する事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
- 五 **居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能誘導区域にあつては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下この条において「防災指針」という。）に関する事項**
- 六 第二号若しくは第三号の施策、第四号の事業等又は**防災指針に基づく取組**の推進に関連して必要な事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

1-3 位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、市町村の総合計画、国土利用計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければならないとされています。

本計画は、「喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プラン（以下「喜多方市総合計画」という。）」や「喜多方市国土利用計画」、「福島県都市計画区域マスタープラン」に即しつつ、「喜多方市都市マスタープラン」に包含される計画として、都市計画区域・用途地域内における将来都市像の実現に向けて各種関連計画との連携・整合を図りながら策定するものです。

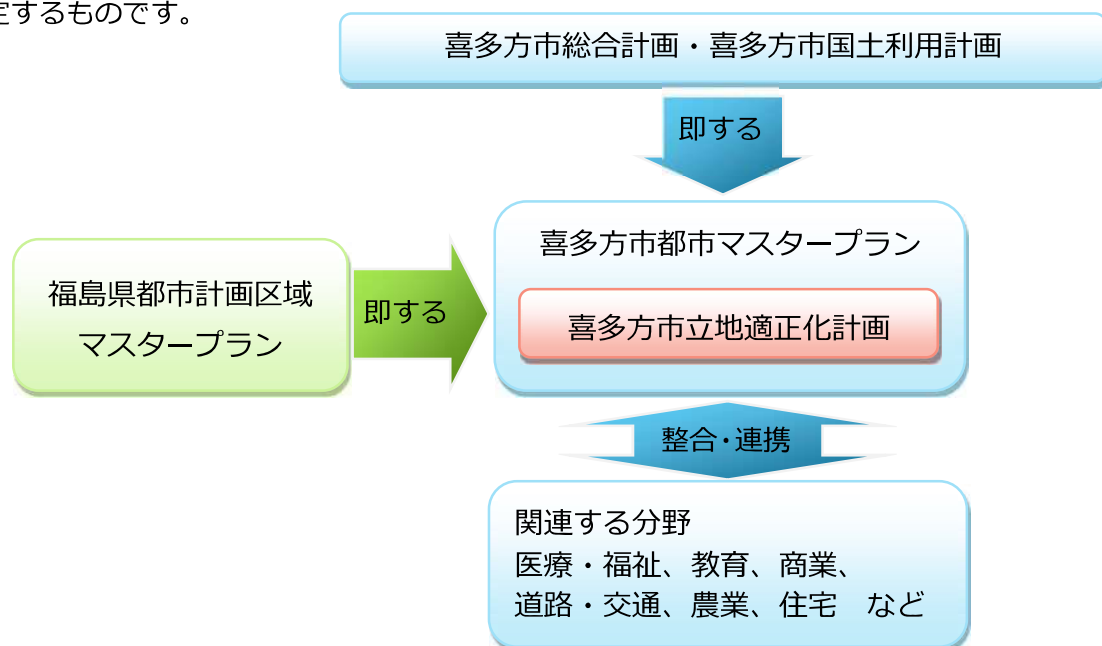


図 1-3-1 計画の位置づけ

1-4 対象区域

本計画の対象区域は、都市再生特別措置法第 81 条の規定に基づき、都市計画区域全域としますが、本計画の策定にあたっては、都市計画区域外の状況についても踏まえながら検討を進めることとします。

1-5 目標年次

目標年次は、概ね 20 年後の 2035（令和 17）年とします。ただし、概ね 5 年ごとに社会経済情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえて、計画の見直しを検討するものとします。

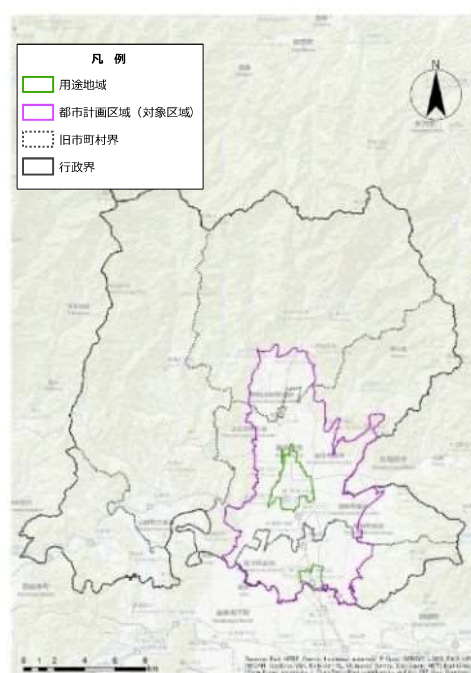


図 1-4-1 計画の対象区域

第2章 喜多方市の現状

2-1 人口

(1) 人口

本市の人口は、1955（昭和 30）年の 81,257 人（旧 5 市町村合計）をピークに、その後は減少に転じ、2020（令和 2）年には 44,760 人となっています。

年齢 3 区分別の人口推移を見ると、1980（昭和 55）年から生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少している一方、老年人口（65 歳以上）は増加しており、1990（平成 2）年には老年人口と年少人口の割合が逆転しています。その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況です。

2020（令和 2）年の人口に占める老年人口の割合は 36.8%で、人口の 3 人に 1 人は 65 歳以上となっています。

人口の将来推計では、総人口は 2020（令和 2）年の 44,760 人から 2035（令和 17）年には 34,141 人となり、10,619 人（23.7%）減少すると見込まれており、年少人口割合は 2020（令和 2）年の 11.0%から 2035（令和 17）年には 8.2%と 2.7 ポイント減少し、老年人口割合は 2020（令和 2）年の 36.8%から 2035（令和 17）年には 43.5%と 6.7 ポイント増加すると見込まれます。

喜多方地域及び塩川地域の用途地域内では、人口密度が 20 人/ha 以上と他の地域よりは高くなっていますが、農村集落だけでなく用途地域内を含めた市全域で人口が減少すると見込まれます。

また、老年人口割合は、2035（令和 17）年では、高齢化が全体的に高まり、用途地域内においても老年人口割合が上昇すると見込まれます。

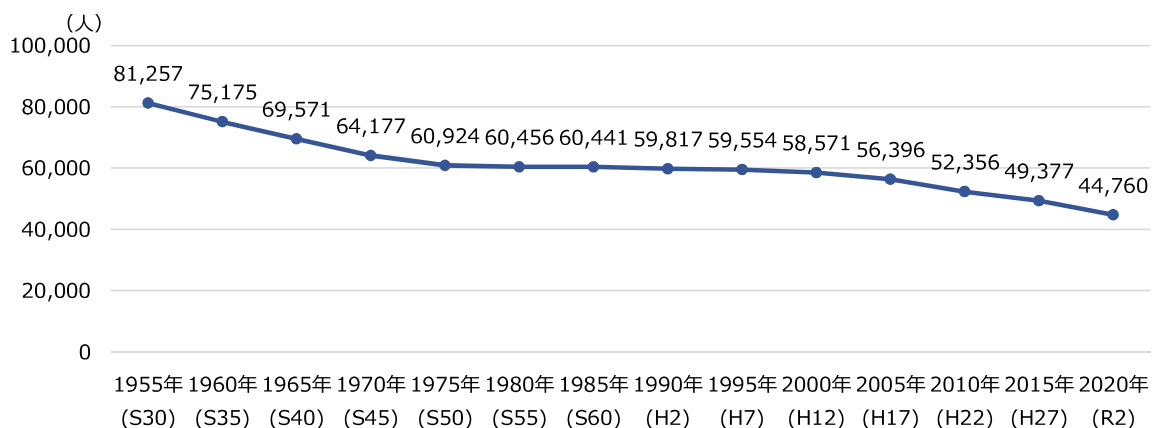


図 2-1-1 人口の推移 [出典：各年国勢調査]

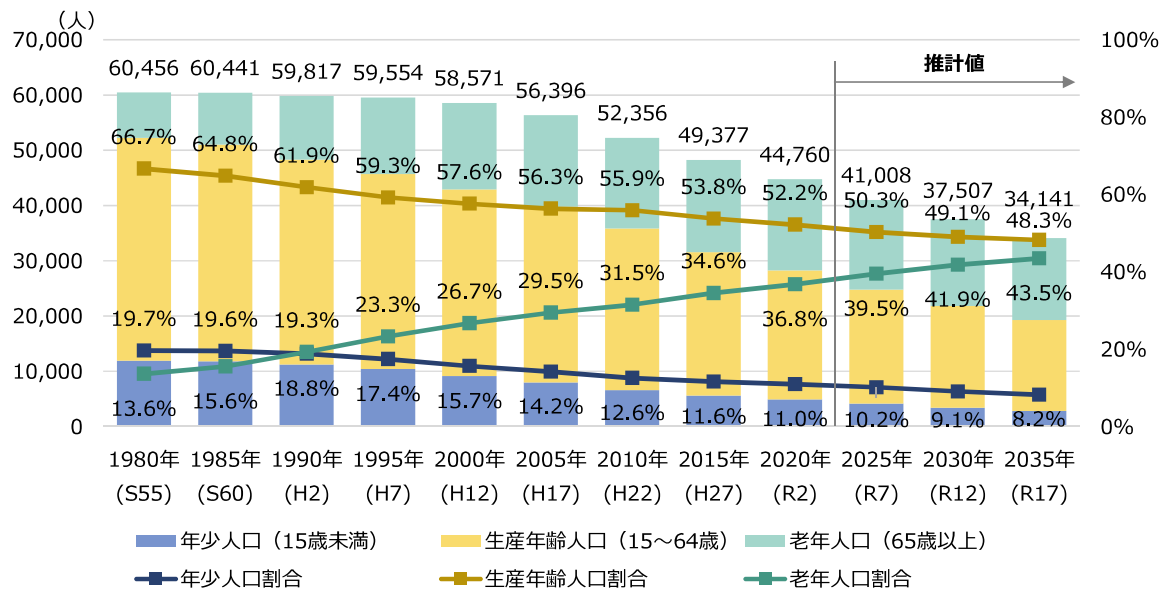


図 2-1-2 人口及び人口割合の推移〔出典：各年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所〕

※ 推計値は、国立社会保障・人口問題研究所の推計に準拠して算出

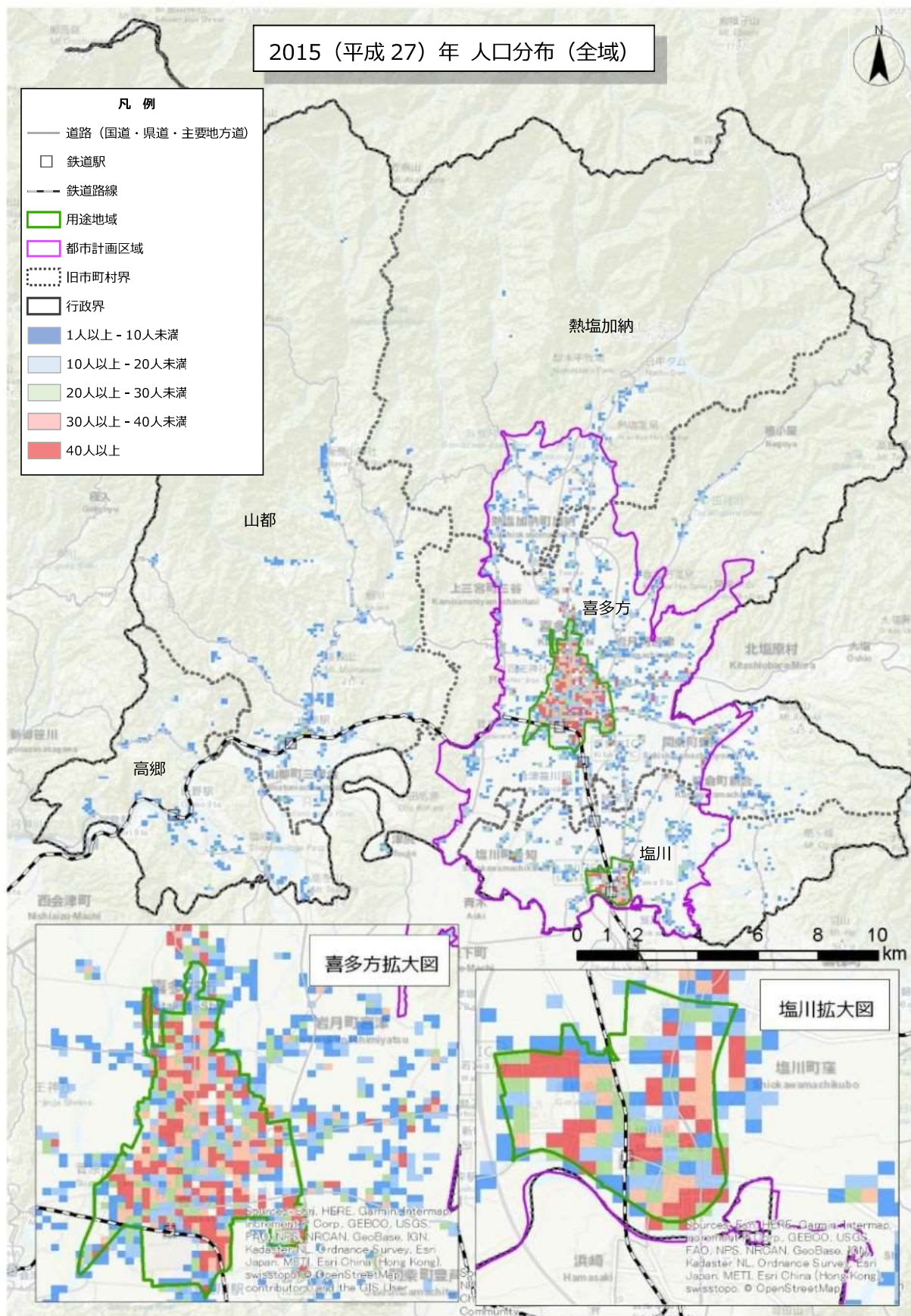


図 2-1-3 2015（平成 27）年の人口の分布

〔出典：国勢調査（100m メッシュ他）〕

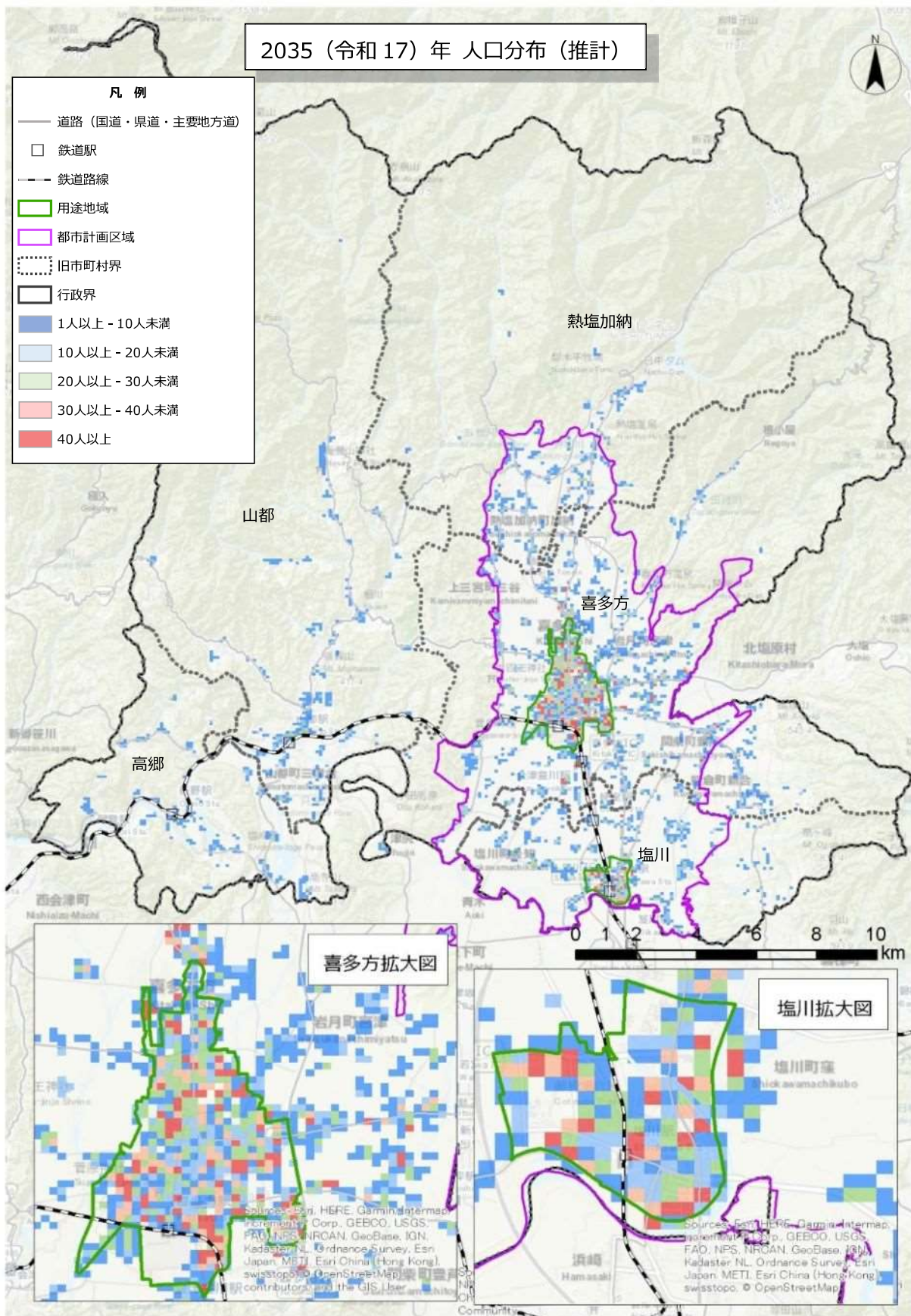


図 2-1-4 2035（令和17）年の人口の分布（推計）

〔出典：国勢調査（100m メッシュ他）より推計〕

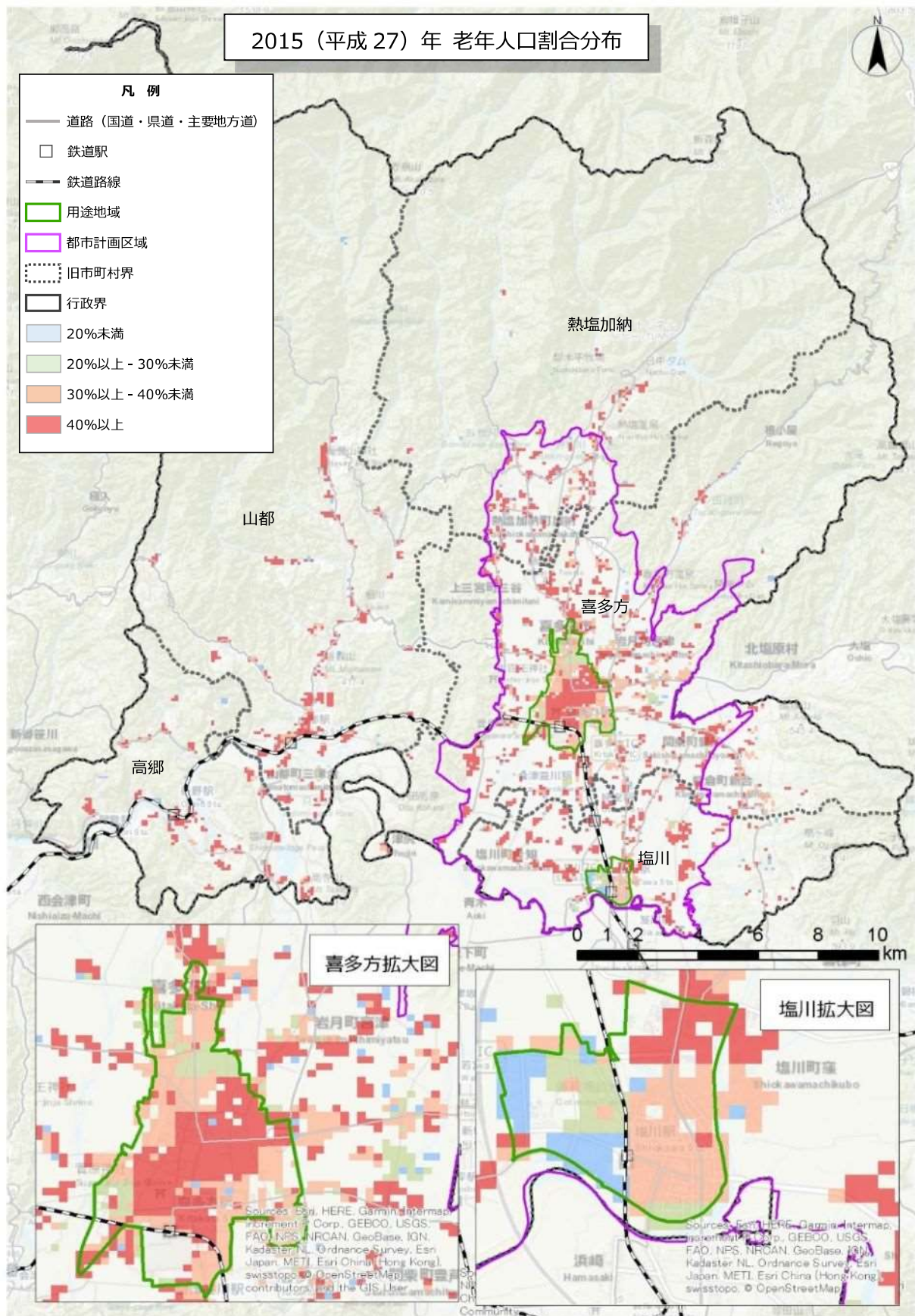


図 2-1-5 2015（平成 27）年の老年人口割合分布

〔出典：国勢調査（100m メッシュ他）〕

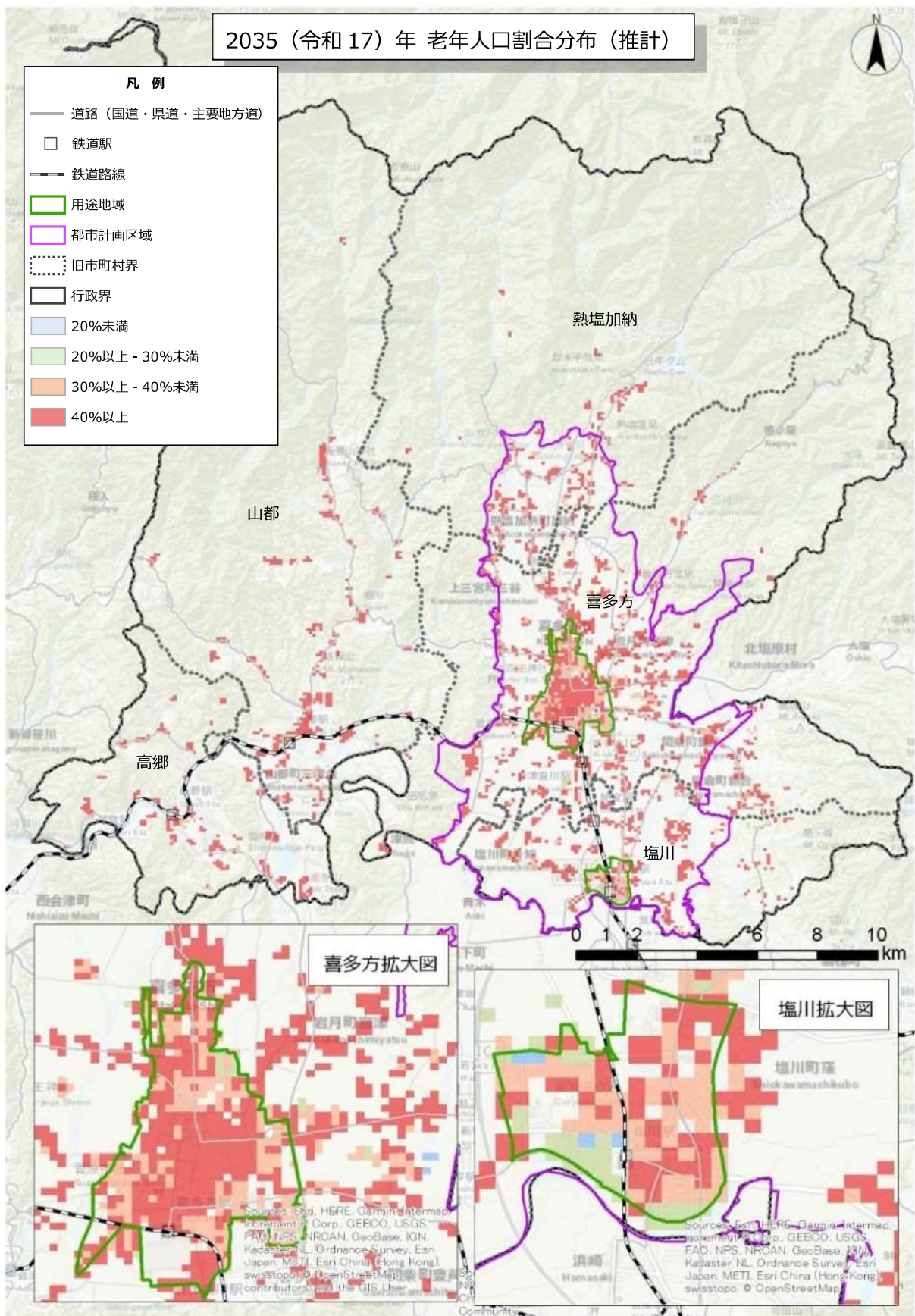


図 2-1-6 2035（令和17）年の老年人口割合分布（推計） [出典：国勢調査（100m メッシュ他）より推計]

(2) 人口集中地区

人口集中地区※¹の人口は、1960（昭和35）年の16,537人から2020（令和2）年では11,112人に減少しています。一方、人口集中地区の面積は増加しており、これに伴い、人口集中地区の人口密度は、1960（昭和35）年の63.8人/haから2020（令和2）年では24.5人/haに低下しています。

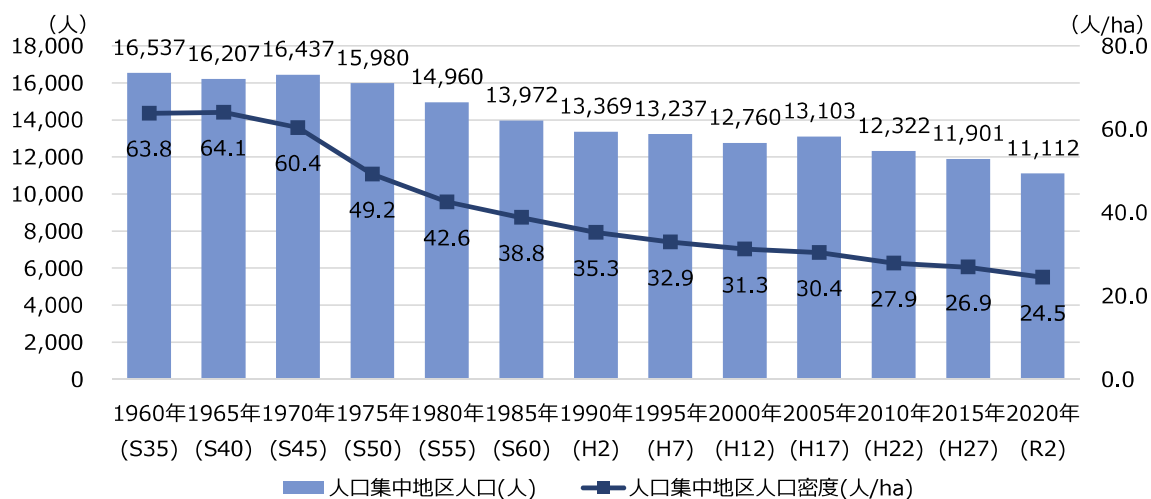


図 2-1-7 人口集中地区の人口 [出典：各年国勢調査]

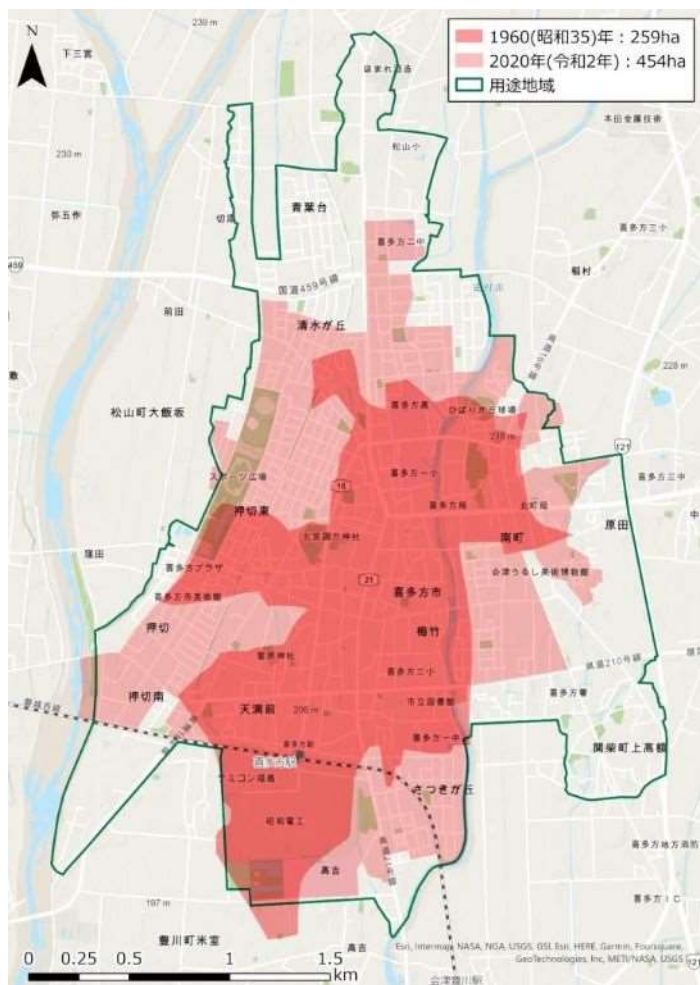


図 2-1-8 人口集中地区範囲の推移 [出典：国土数値情報（1960 年）、国勢調査（2020 年）]

※ 1 人口集中地区：

人口密度が 1k m²当たり 4,000 人以上の基本単位区等が互いに隣接し、その人口が 5,000 人以上を有する地域。「都市的地域」を表す観点から、文教レクリエーション施設、産業施設、公共施設等のある地域を含む。

(3) 地域別人口

2020（令和2）年の地域別人口は、喜多方地域 29,391 人、熱塩加納地域 2,268 人、塩川地域 8,844 人、山都地域 2,682 人、高郷地域 1,575 人となっています。市全体の傾向と同様に各地域においても人口減少が進んでいます。

また、老年人口割合は、すべての地域において3割を超えており、福島県平均よりも高い水準となっています。

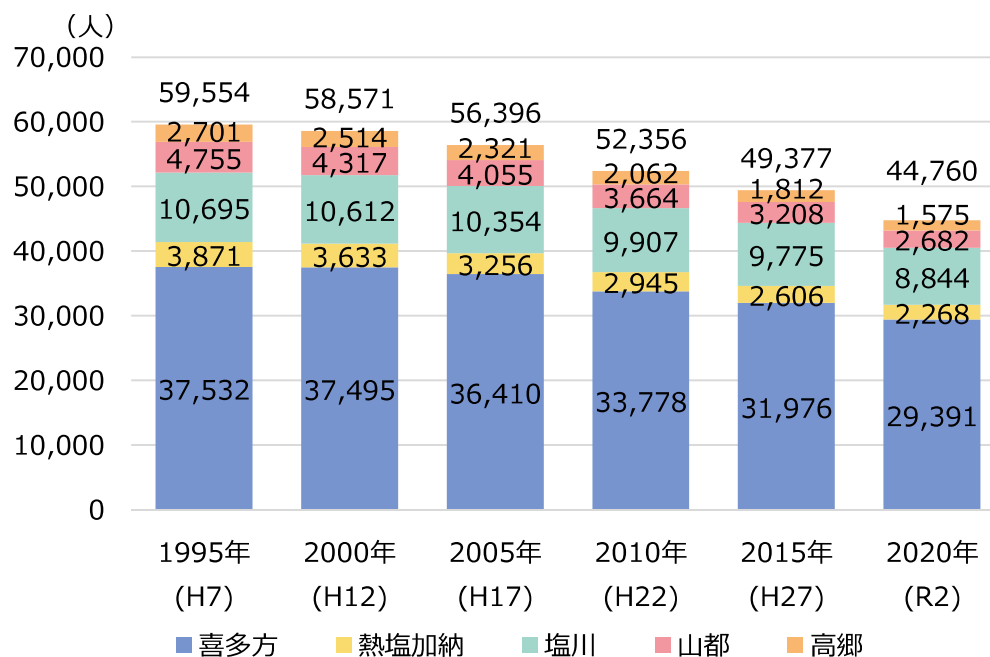


図 2-1-9 地域別人口の推移 [出典：各年国勢調査]

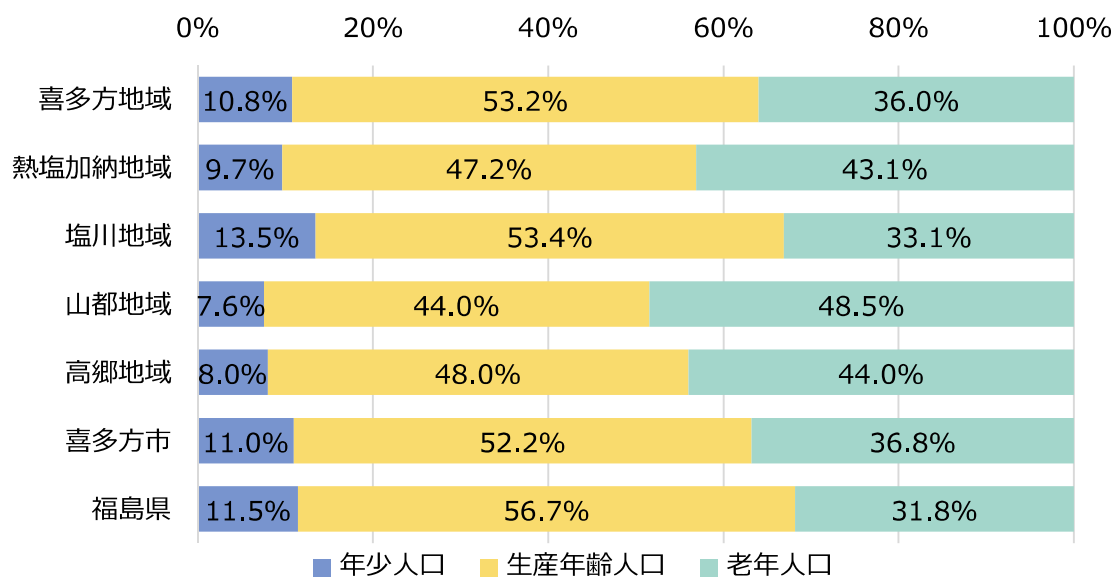


図 2-1-10 地域別年齢3区分人口割合 [出典：2020 年国勢調査] ※ 年齢不詳を除く

2-2 土地利用

(1) 土地利用

用途地域内の土地利用は、住宅用地が 36.8%、商業用地が 8.8%、工業用地が 11.9%で、これらの合計が半分以上を占めています。都市計画区域内の農地等の自然的土地利用は、用途地域外において 83.6%であるのに対し、用途地域内は 12.7%と低くなっています。

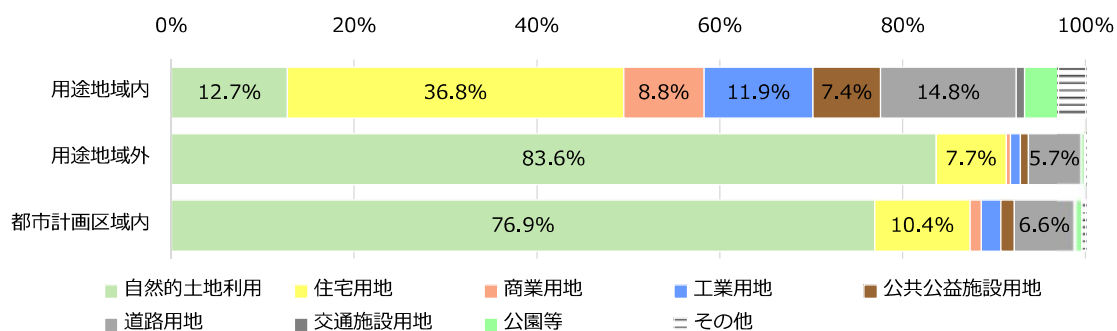


図 2-2-1 土地利用の構成比 [出典：都市計画基礎調査 (2018 年)]

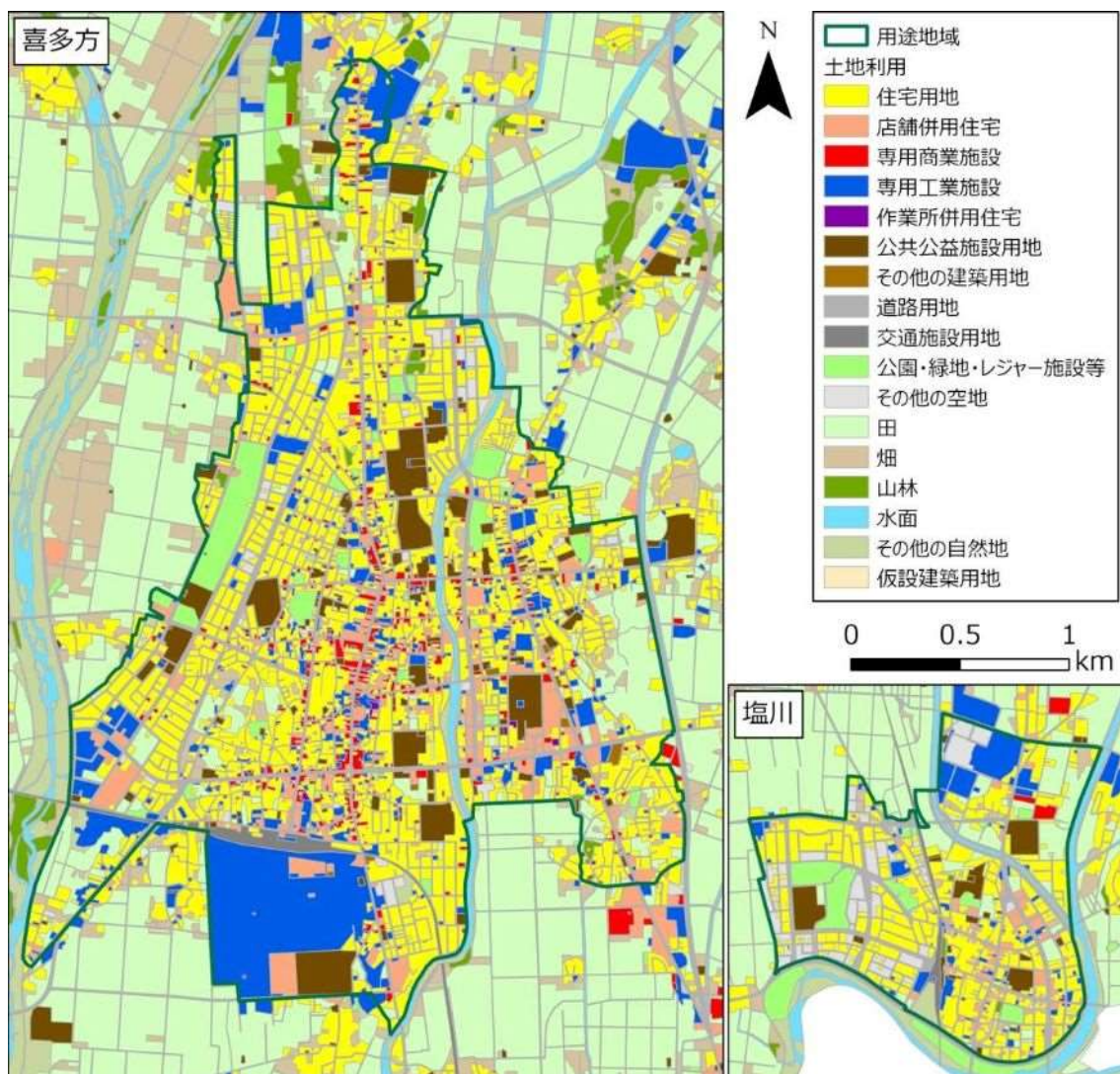


図 2-2-2 土地利用の状況 [出典：都市計画基礎調査 (2018 年)]

(2) 新築建築物の立地状況

2011（平成 23）年から 2015（平成 27）年までの都市計画区域内の新築建築物（建替えを除く。）は、住居系が 87.3%を占めており、そのうち半数以上が用途地域内に集積しています。住宅以外の用途では、用途地域内や国道 121 号、国道 459 号沿線等に比較的多く分布しています。

新築建築物の件数（単位：件）

	住居系	店舗併用住宅	商業業務系	工業系	公共公益系	その他	合計
用途地域内	364	4	27	9	10	2	416
喜多方	248	3	20	5	8	2	286
塩川	116	1	7	4	2		130
用途地域外	284		22	19	1		326
合計	648	4	49	28	11	2	742
構成比	87.3%	0.5%	6.6%	3.8%	1.5%	0.3%	100.0%

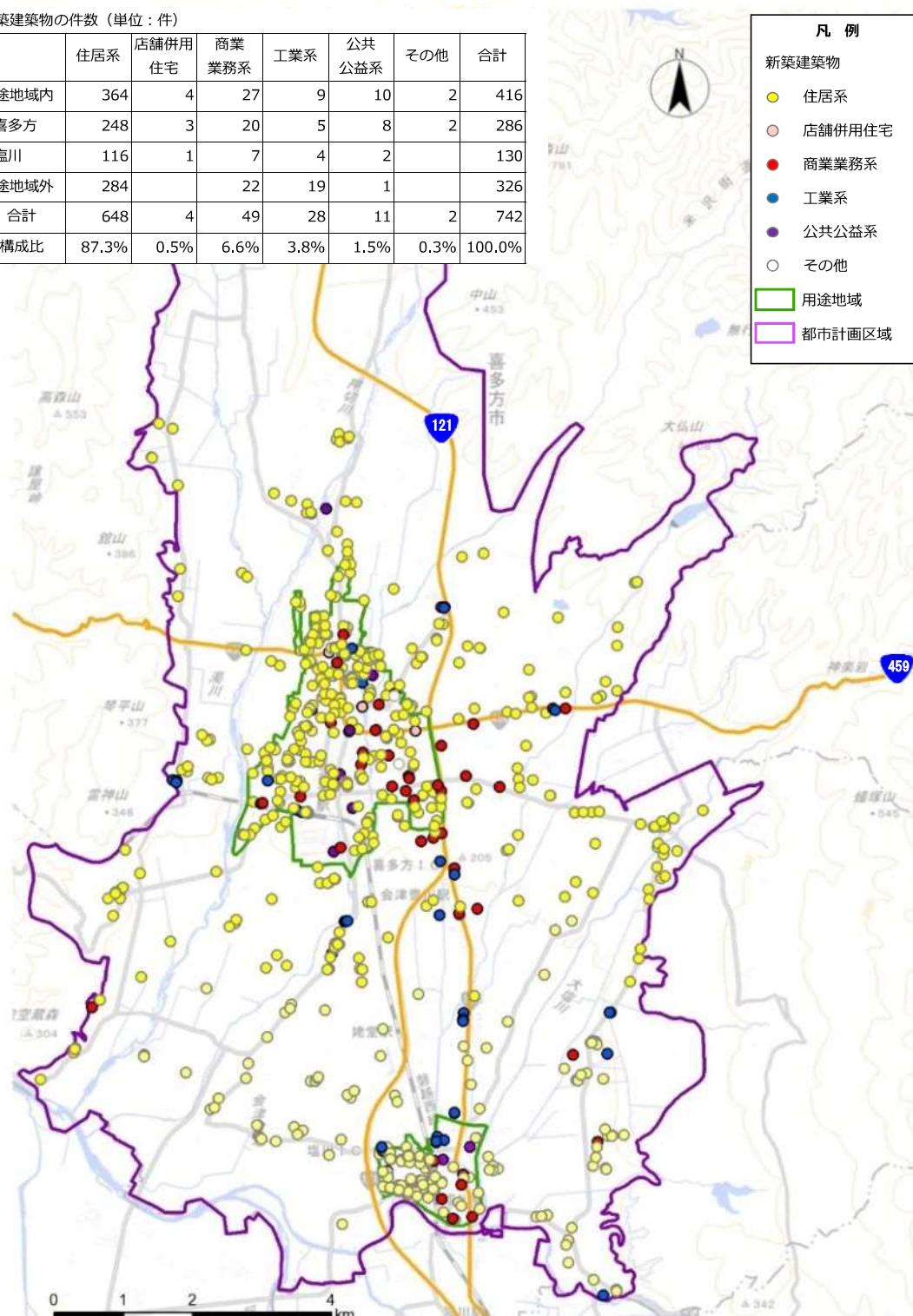


図 2-2-3 新築建築物の立地状況（2011～2015 年） [出典：都市計画基礎調査（2018 年）] ※ 建替えを除く

(3) 農地転用の状況

2011（平成 23）年から 2015（平成 27）年までの都市計画区域内の農地転用件数は、住宅への転用が 50.2%と多く、そのうちのほとんどが用途地域内となっています。商業への転用は、国道 121 号沿線に多く分布しています。

農地転用の件数（単位：件）

	住宅	商業	業務	空地系	合計
用途地域内	202	7	6	56	271
喜多方	81	2	6	33	122
塩川	121	5	0	23	149
用途地域外	21	38	0	114	173
合計	223	45	6	170	444
構成比	50.2%	10.1%	1.4%	38.3%	100.0%

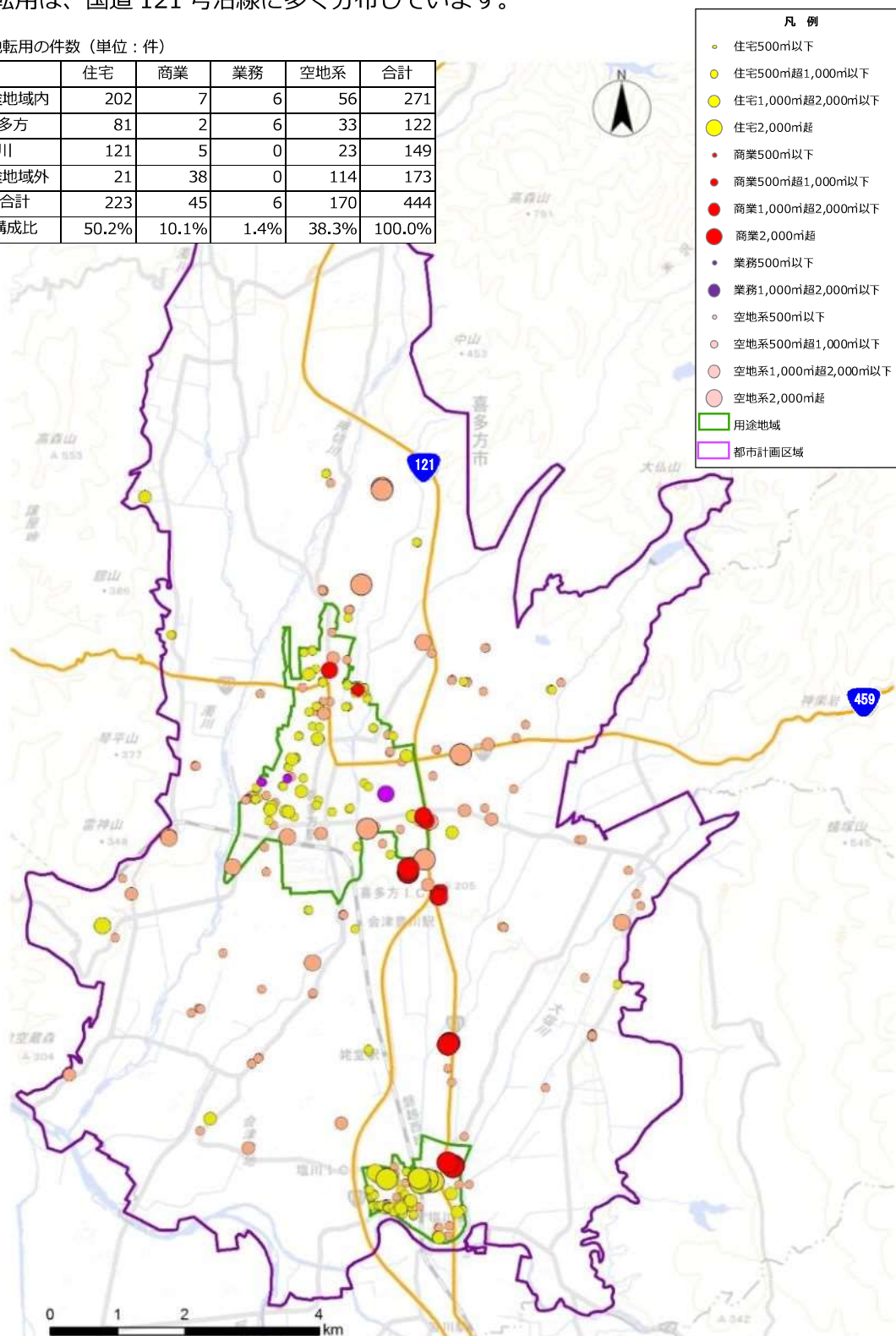
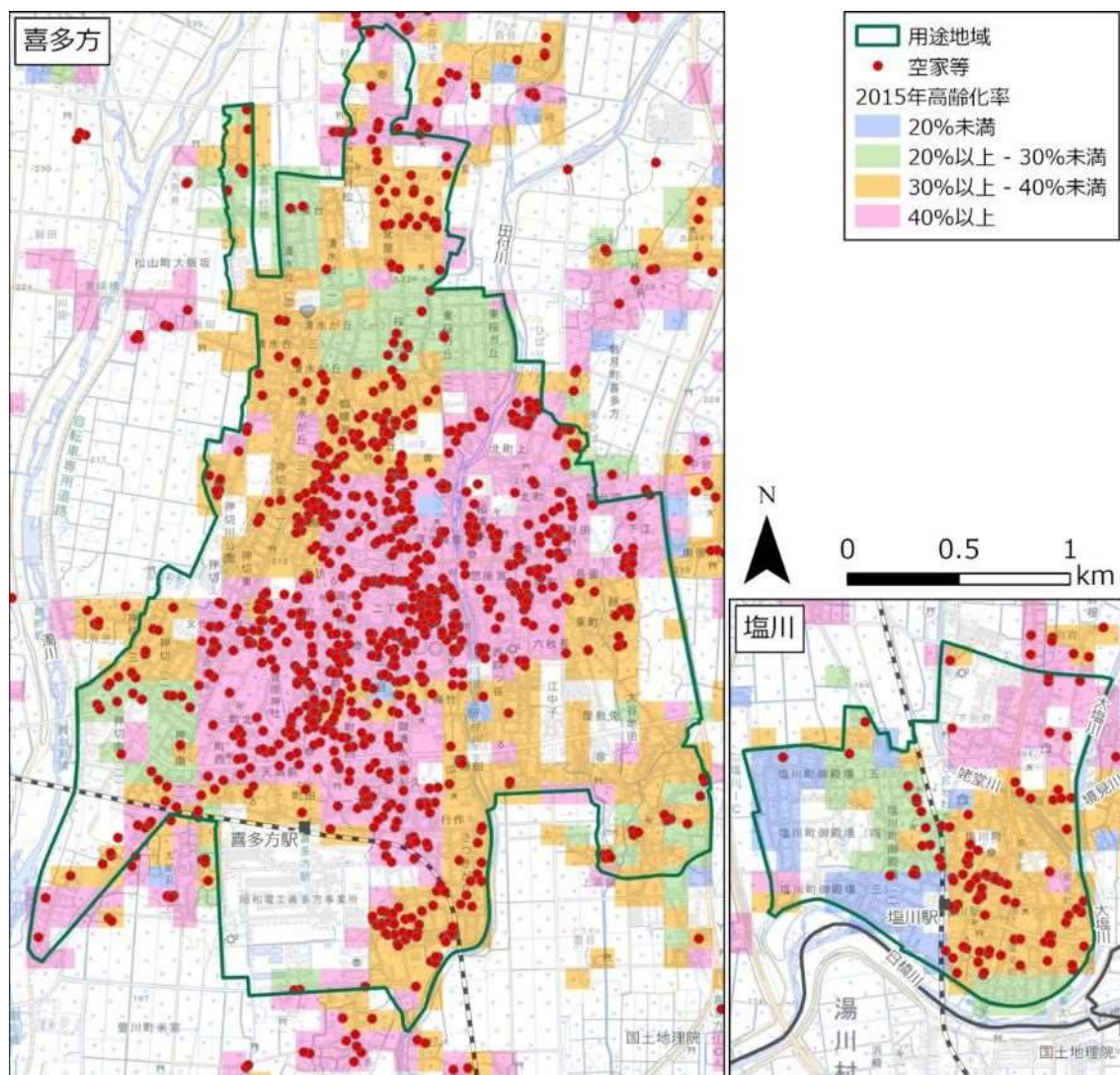


図 2-2-4 農地転用の状況（2011～2015 年） [出典：都市計画基礎調査（2018 年）] ※ 空地系：駐車場、資材置き場等

(4) 空家

空家等（空き店舗及び空き事業所等を含む。）の実態については、市全域における調査建物数 40,868 件のうち、空家等は 1,903 件で、空家率は約 4.7%となっています。用途地域内の空家等の分布と老年人口割合を見ると、老年人口割合の高い地域で空家等の分布が多くなっています。



ランク別空家件数（単位：件）

判定ランク	件数	構成比
A判定：小規模の修繕により再利用が可能	468	24.6%
B判定：管理が行き届いていないが、当面の危険性はない	552	29.0%
C判定：倒壊、飛散の危険性はないが、損傷が激しい	609	32.0%
D判定：倒壊、飛散の危険性があり、緊急度が極めて高い	274	14.4%
合計	1,903	100.0%

図 2-2-5 空家等の分布状況 [出典：喜多方市空家実態調査（2022 年度）]

2-3 交通

(1) 骨格交通網

骨格を形成する道路網は、南北方向に国道 121 号、東西方向に国道 459 号が喜多方地域の中心付近で交差しています。

広域高速交通は、会津縦貫道及び東北中央自動車道の整備促進により、広域交通の利便性の向上が期待されています。

鉄道網は、JR 磐越西線が郡山駅と新潟県の新津駅をつないでいます。

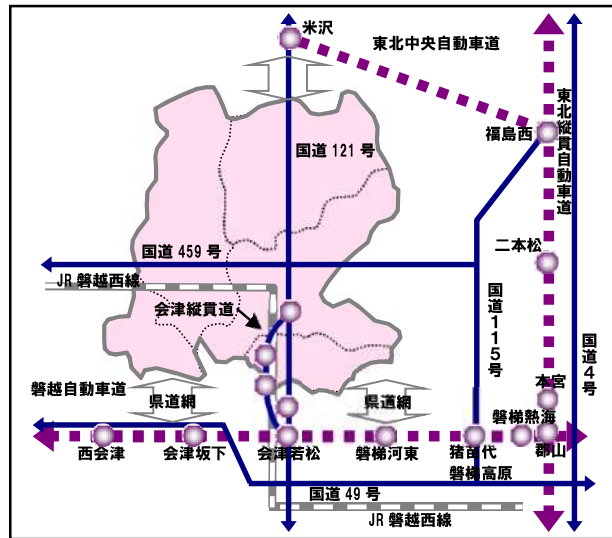


図 2-3-1 広域高速交通体系の状況
[出典：都市マスタープラン]

(2) 公共交通網

市内の公共交通網は南部を横断している JR 磐越西線を中心に、近隣自治体間を結ぶ路線バス（3 路線）、市内を運行する路線バス（2 路線）、市内全域を面的にカバーする予約型乗合交通（デマンド交通）を運行しています。



図 2-3-2 喜多方市内交通マップ
[出典：喜多方市地域公共交通総合パンフレット]

(3) 鉄道利用状況

熱塩加納地域を除く各地域には、JR 磐越西線の駅が整備されており、喜多方駅、山都駅及び荻野駅には路線バスが乗り入れています。

2015（平成 27）年以降の推移をみると、最も乗車人員が多い喜多方駅の乗車人員が減少傾向にあり、コロナ禍の 2020 年（令和 2）年以降は横ばいとなっています。その他の 3 駅については、微減傾向にあります。

なお、重要な交通結節点である塩川駅については、通勤通学の利便性と安全性の向上及び駅を中心とした東西交流等による一体的な市街地形成と活性化を促進するため、東西自由通路を核とした駅東西広場等の一体整備を行うこととしており、それにより鉄道利用者の増加も期待できます。

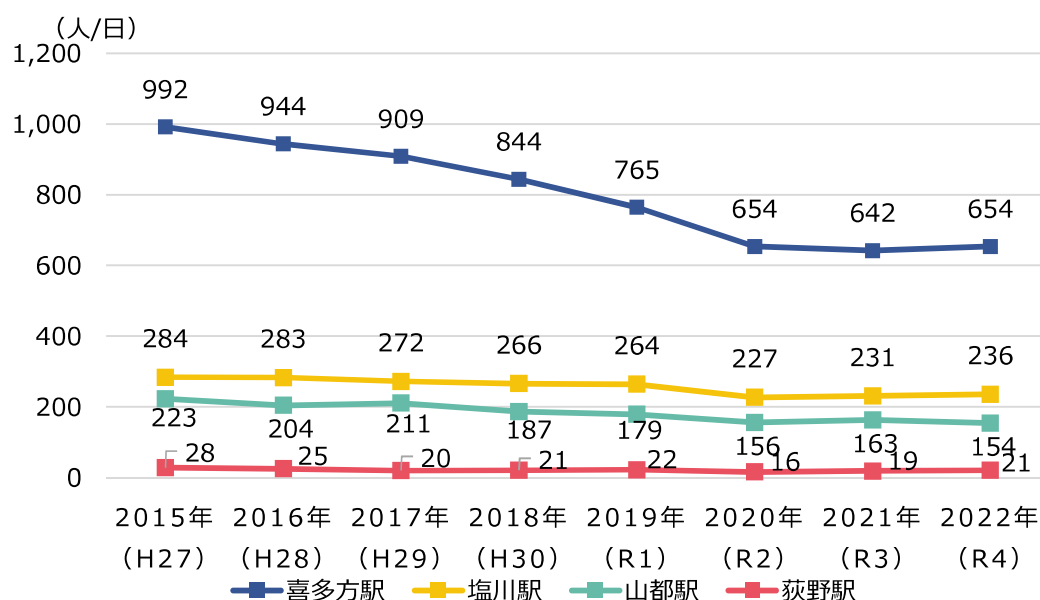


図 2-3-3 鉄道の利用状況 [出典：JR 東日本ホームページ「各駅の乗車人員」]

(4) 路線バス利用状況

市内を走る路線バスの利用者数は、コロナ禍による大幅な減少から回復してきているものの、人口減少などの影響により全体的には減少傾向にあります。



図 2-3-4 路線バスの利用者推移
[出典：喜多方市資料]

（５）予約型乗合交通利用状況

市内全域を面的にカバーする予約型乗合交通（デマンド交通）の利用者数は、これまで横ばいで推移してきましたが、令和４年度から段階的に導入を進める AI オンデマンド交通システムの効果により利用者数が増加しています。

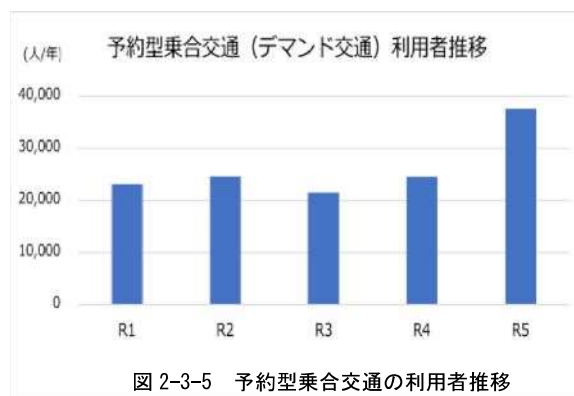


図 2-3-5 予約型乗合交通の利用者推移

[出典：喜多方市資料]

（６）その他の交通資源

一部の医療機関、宿泊施設等による送迎バス運行のほか、一部の学区においてスクールバスを運行しています。

（７）通勤・通学移動

通勤・通学の交通手段は、通勤では自家用車が 87.4%と大半を占めており、通学では、自転車が 34.5%と最も多く、次いで鉄道・電車が 24.7%となっています。

通勤・通学の流動は、会津若松市との移動が最も多く、流出が 3,981 人、流入が 1,845 人となっています。次に、会津坂下町との移動が多く、流出が 658 人、流入が 689 人となっています。本市に隣接する会津若松市や会津坂下町を含む近隣市町村間での通勤・通学の移動が多い傾向にあります。

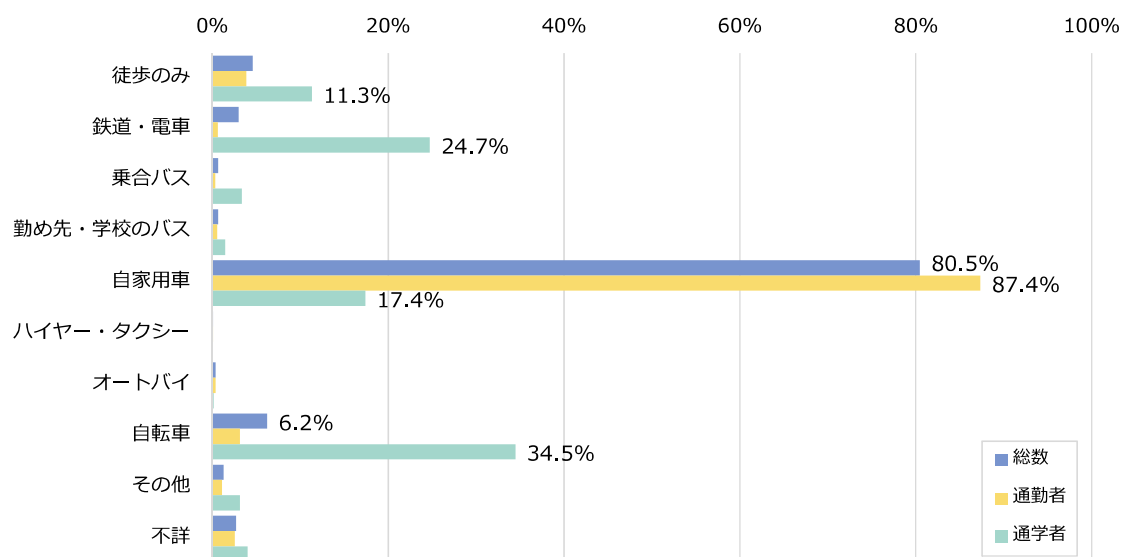
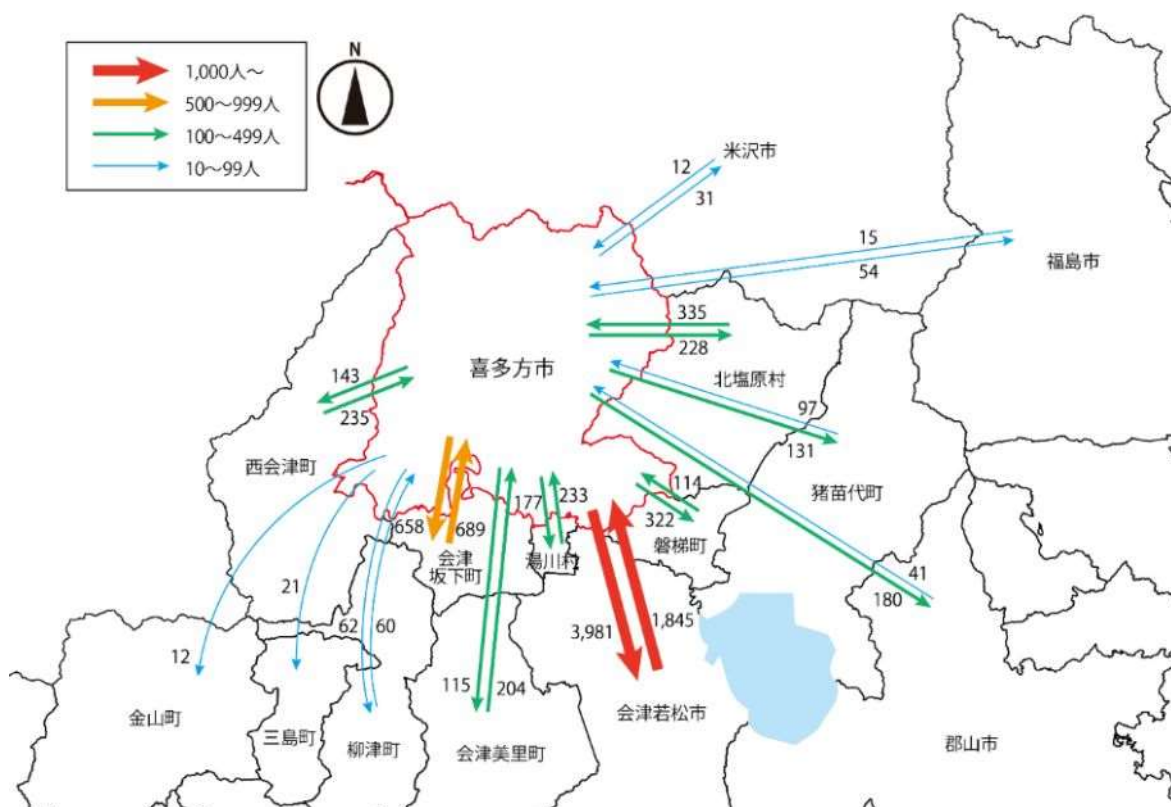
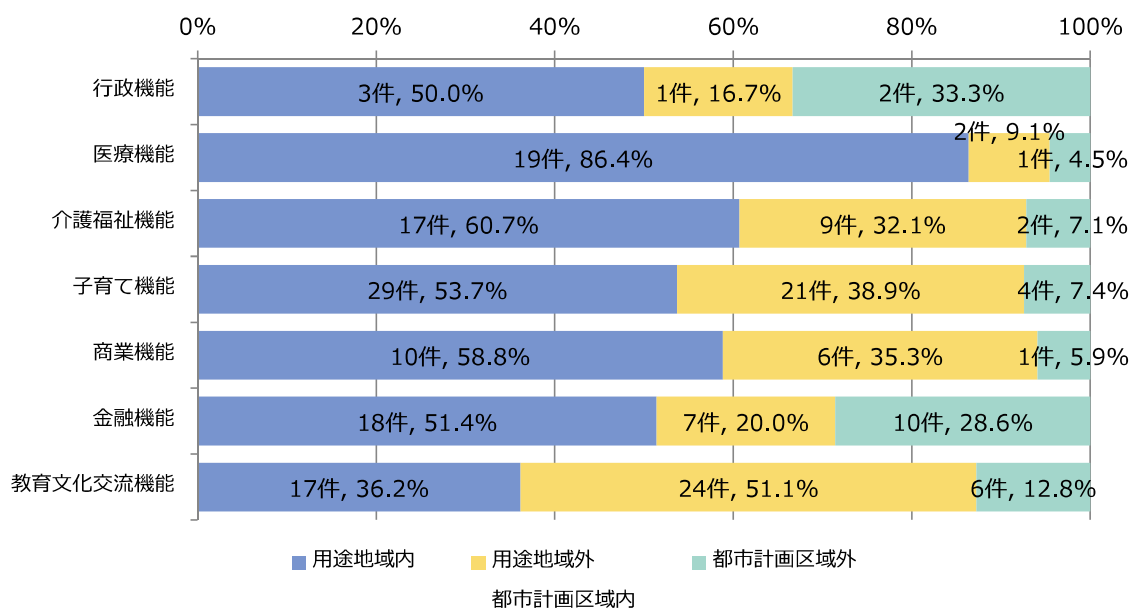


図 2-3-6 通勤・通学の交通手段 [出典：2020 年国勢調査]



2-4 生活利便施設

生活利便施設の立地状況をみると、用途地域内には医療機能の 8 割以上、介護福祉機能と商業機能の約 6 割、行政機能、子育て機能、金融機能が約半数が立地しており、市民生活を支える役割を担う重要な地域となっています。医療機能、介護福祉機能、子育て機能、商業機能及び教育文化交流機能のほとんどが都市計画区域内に立地しており、行政機能及び金融機能は都市計画区域外にも 3 割前後立地しています。



[出典：喜多方市公共施設等総合管理計画、喜多方市ホームページ、介護事業所・生活関連情報検索（厚生労働省）他]

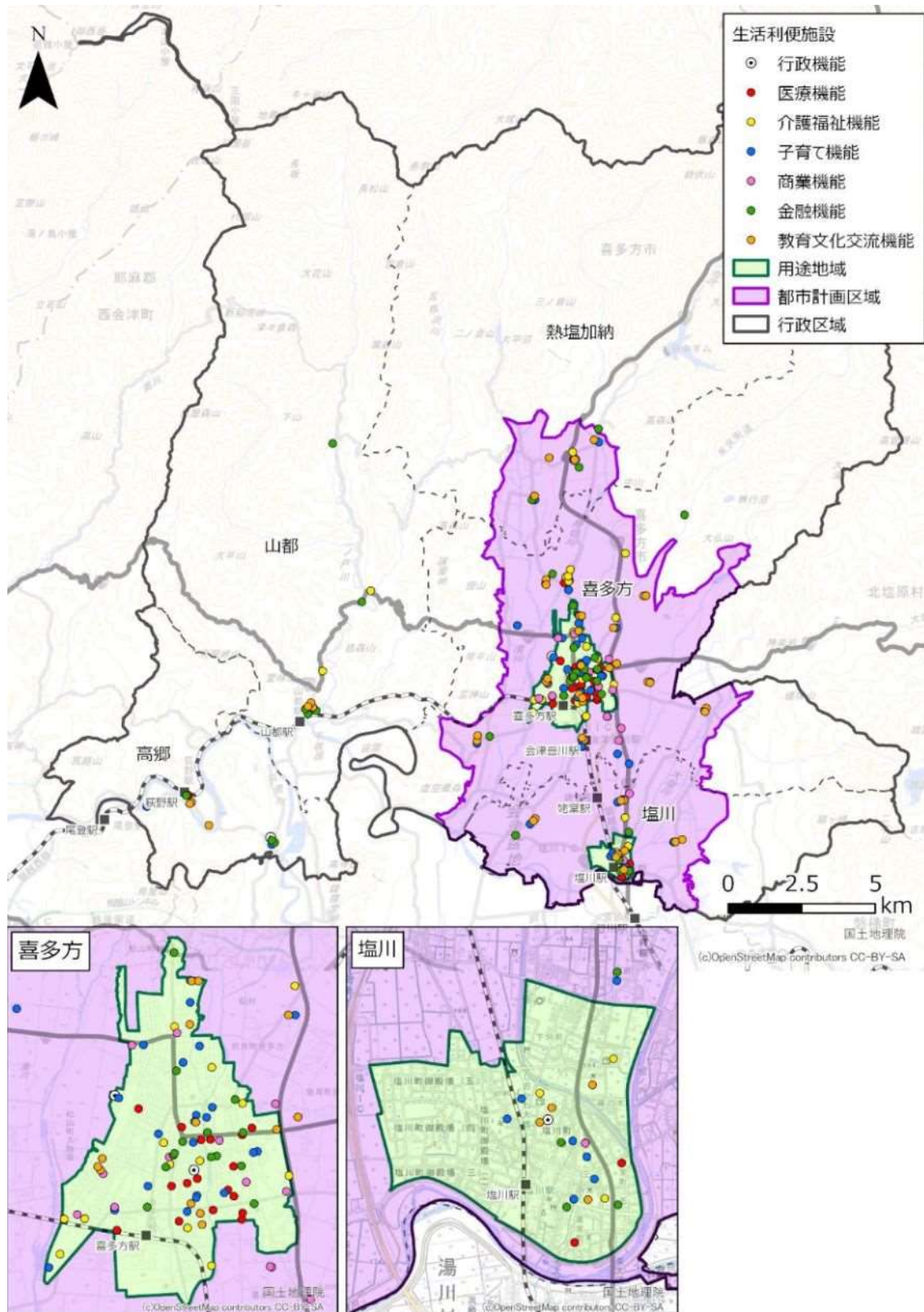


図 2-4-2 生活利便施設の立地状況

〔出典：喜多方市公共施設等総合管理計画、喜多方市ホームページ、介護事業所・生活関連情報検索（厚生労働省）他〕

2-5 経済活動

(1) 就業人口

2020（令和2）年の就業人口は22,149人で、年々減少傾向にあり、就業者人口構成比は、第1次産業で10.9%、第2次産業で29.1%と県の水準（第1次産業6.2%、第2次産業28.8%）よりも高く、第3次産業の55.7%は県の水準（62.0%）よりも低くなっています。

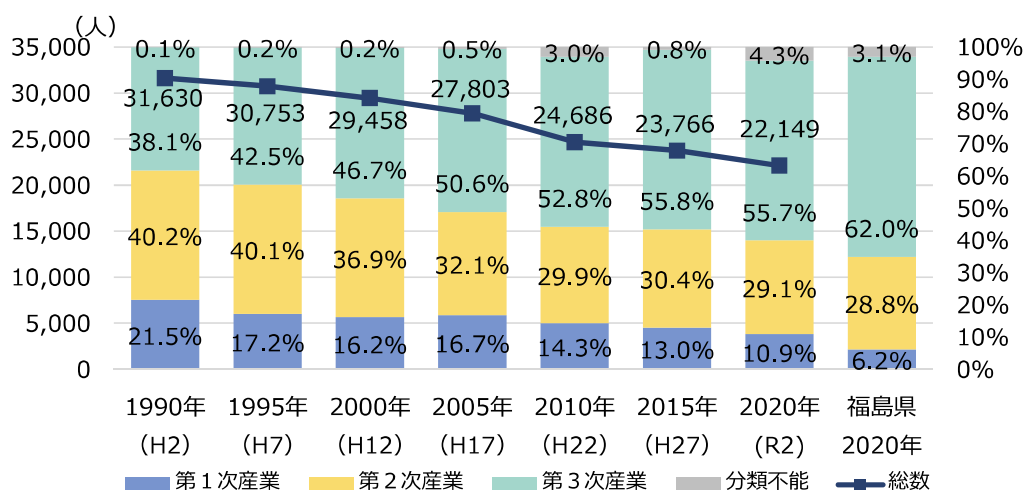


図2-5-1 産業大分類別就業者人口構成比と就業者数の推移 [出典：各年国勢調査]

(2) 農業

総農家数の7割以上を占める販売農家が減少しており、2020（令和2）年の総農家数は3,170戸で、1990（平成2）年と比較して42%程度減少しています。経営耕地面積は、1990（平成2）年の8,647haから2020（令和2）年には7,504haとなり、30年間で13%程度減少しており、農家数及び経営耕地面積のいずれも減少傾向が顕著です。

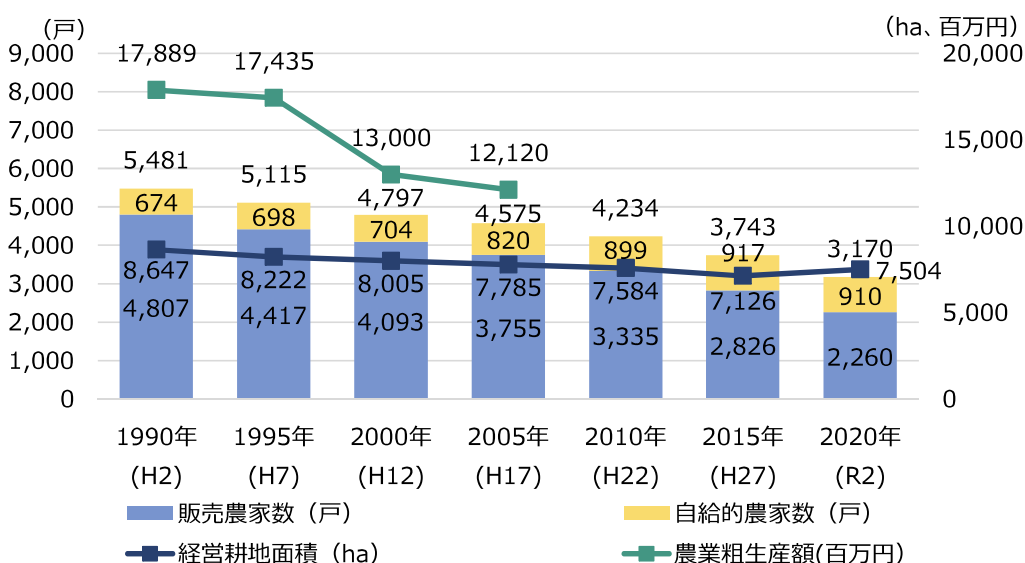


図2-5-2 農家数・経営耕地面積・農業粗生産額の推移

[出典：各年農林業センサス（農家数、経営耕地面積）、農林水産省推計（農業粗生産額）]

※ 販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家、
自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家

(3) 商業

2021（令和3）年は事業所数 489 事業所、従業者数 2,556 人、年間販売額 552 億円となっており、事業所数、従業者数及び年間販売額のいずれも減少傾向にあります。小売業売場面積は、2004（平成16）年の 79 千㎡をピークに減少傾向となり、2016（平成28）年以降は横ばいで推移しています。

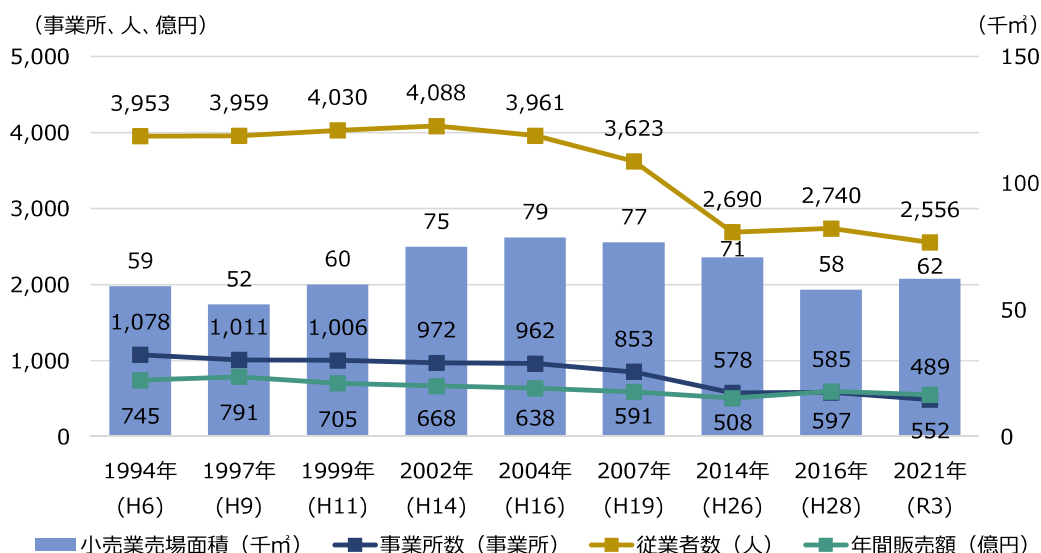


図 2-5-3 卸売業・小売業の売場面積・商店数・従業者数・年間販売額の推移

[出典：各年商業統計、経済センサス]

(4) 工業

2021（令和3）年は事業所数 111 事業所、従業者数 4,293 人、製造品出荷額等 655 億円となっており、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等のいずれも 1990（平成2）年をピークに 2014（平成26）年まで減少傾向が続き、それ以降は横ばいで推移しています。

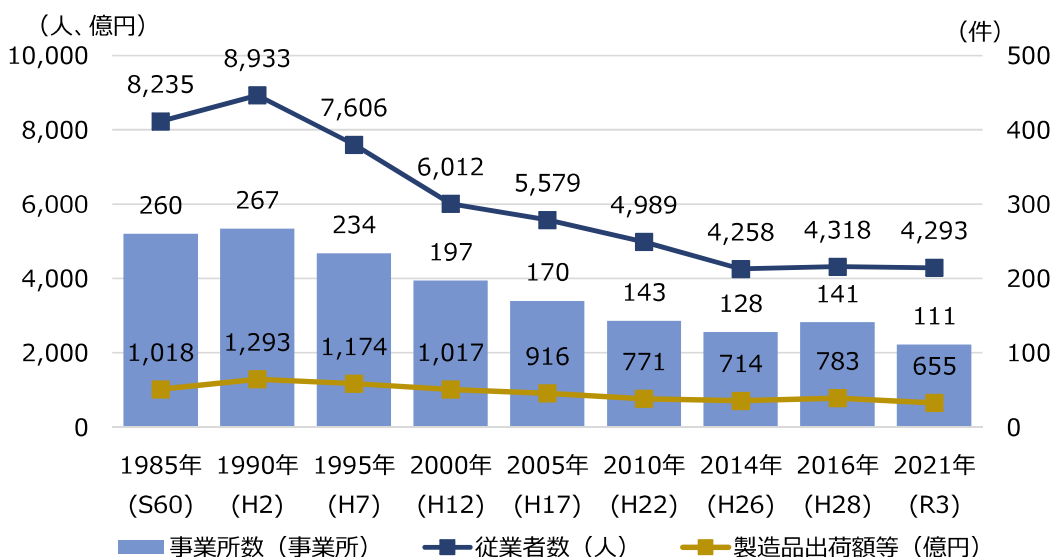


図 2-5-4 事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移 [出典：各年工業統計、経済センサス]

(5) 観光業

2021（令和3）年の観光客入込数は、約1,041千人で、内訳では喜多方市街が最も多く約665千人となっています。観光客入込数は、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限等の影響を受け、大きく落ち込んでいます。

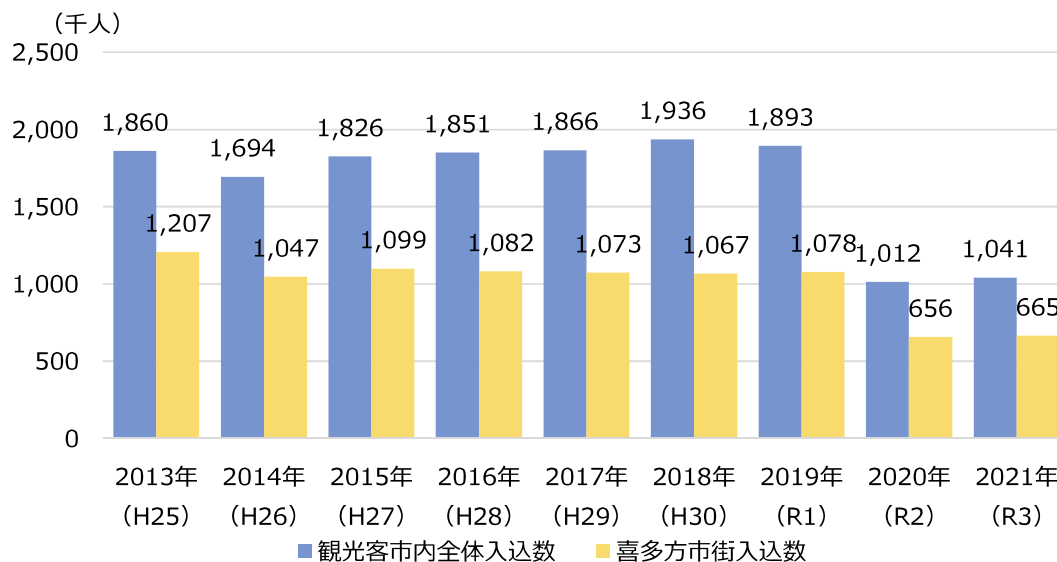


図 2-5-5 観光客入込数の推移 [出典：各年福島県観光客入込状況、喜多方市資料]

表 2-5-1 観光客入込数の内訳 [出典：各年福島県観光客入込状況、喜多方市資料]

単位：人

	観光種目	調査集計地点	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)
1	自然	飯豊山	2,108	955	892
2	自然	御殿場公園	13,957	12,545	15,150
3	自然	三ノ倉高原	—	—	8,163
4	歴史・文化	喜多方市街	1,077,608	656,239	664,673
5	歴史・文化	飯豊とそばの里センター	25,514	27,161	25,761
6	スポーツ・レクリエーション	三ノ倉スキー場	151,465	2,507	13,200
7	温泉・健康	熱塩温泉	27,604	16,376	12,593
8	温泉・健康	いいでのゆ	32,841	27,837	25,889
9	温泉・健康	ふれあいランド高郷	48,575	39,501	40,025
10	その他	ふれあいパーク喜多の郷	383,525	229,238	234,880
11	行祭事・イベント	ひめさゆり祭り	29,600	—	—
12	行祭事・イベント	花しょうぶまつり	10,530	—	—
13	行祭事・イベント	川の祭典花火大会	90,000	—	—
14	行祭事・イベント	バルーンフェスティバル	—	—	—
合計			1,893,327	1,012,359	1,041,226

(6) 地価

2022（令和4）年において、地点①～⑤の喜多方地域の地価は、地点③、④の商業系用途は30,000円/㎡を超えていますが、その他の地点は10,000～20,000円/㎡台となっており、全ての地点で下落傾向にあります。地点⑥～⑧の塩川地域は、住宅系用途、商業系用途とも20,000円/㎡前後となっており、地点⑦を除く全ての地点で下落傾向にあります。

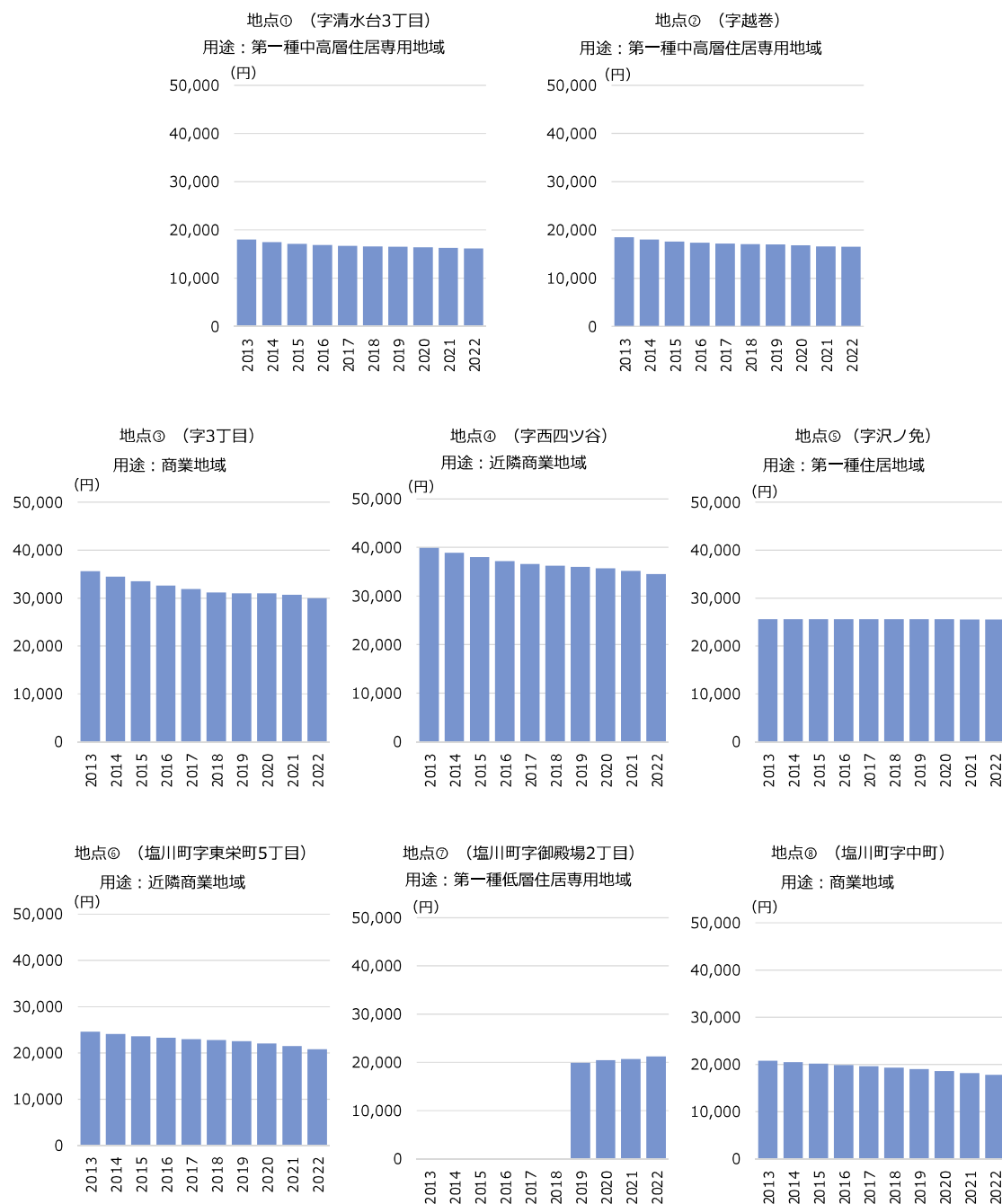


図 2-5-6 地価の推移 [出典：国土交通省地価公示・都道府県地価調査]

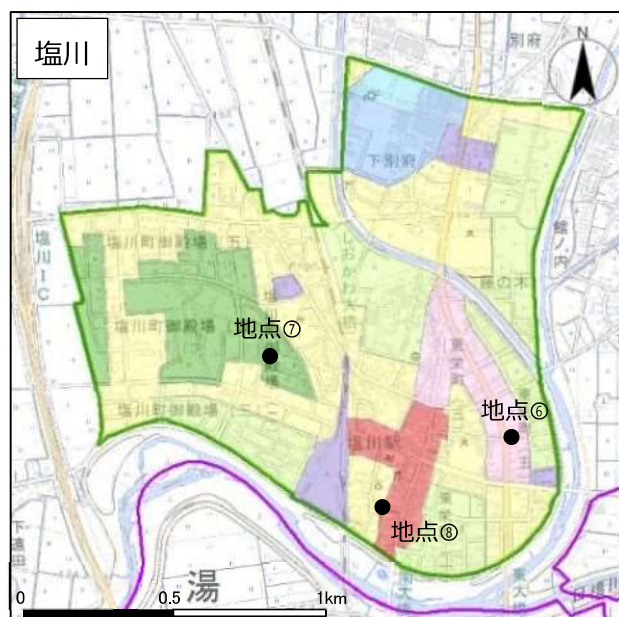
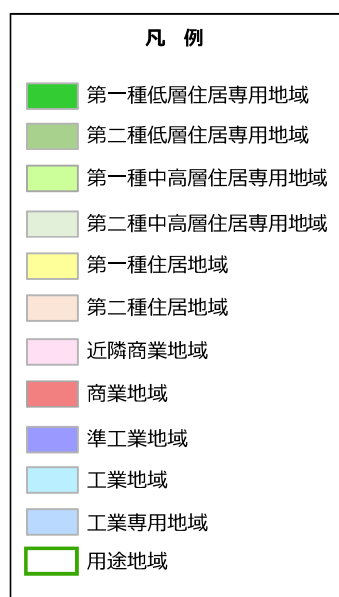
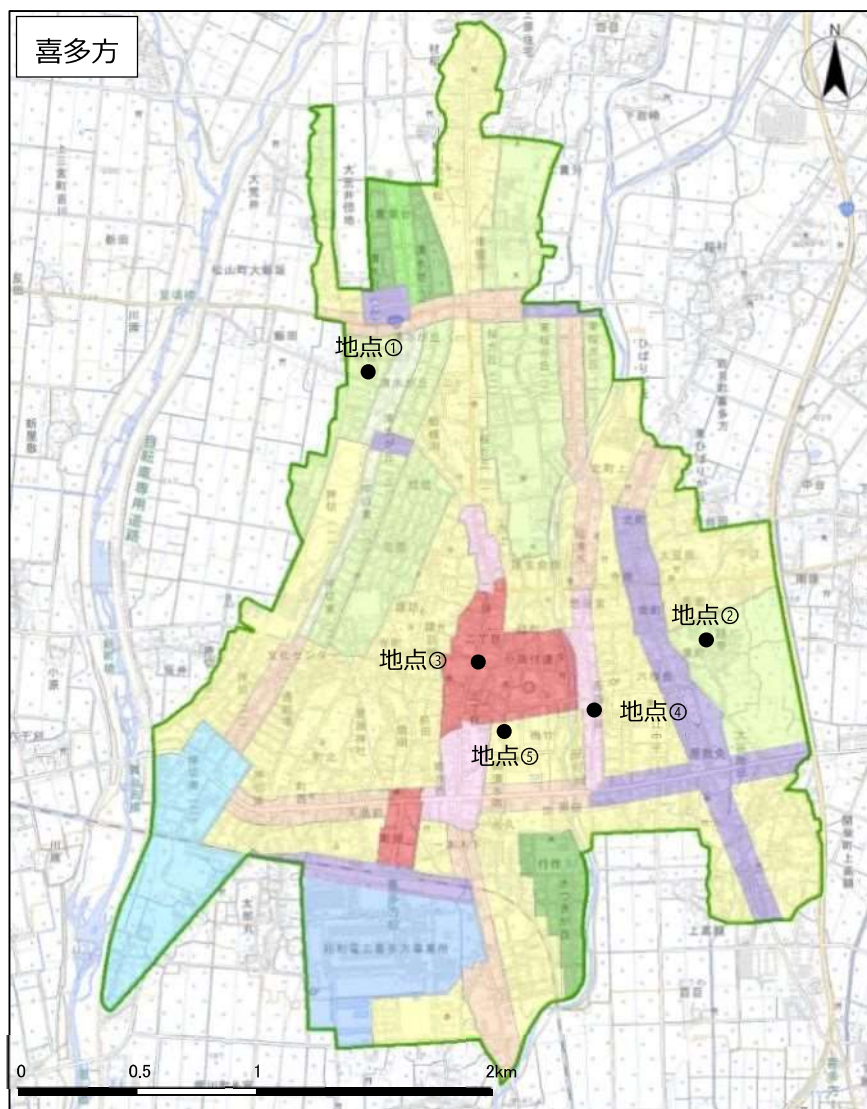


図 2-5-7 地価の調査地点〔出典：国土交通省地価公示、都道府県地価調査〕

2-6 防災

(1) 洪水

1) 洪水浸水想定区域【計画規模】

計画規模降雨とは、その河川を将来的に氾濫させないように整備する際に目標とする大雨のことです。河川の流域の大きさや氾濫が想定される範囲の資産状況などを考慮して定めたもので、河川毎に個別に定めています。(詳細は※1を参照)

計画規模の洪水浸水想定区域の状況は、都市計画区域内にも分布し、特に南側の阿賀川、日橋川付近では3m以上の浸水が想定されます。用途地域内においても、喜多方地域、塩川地域ともに一部が浸水想定区域となっています。

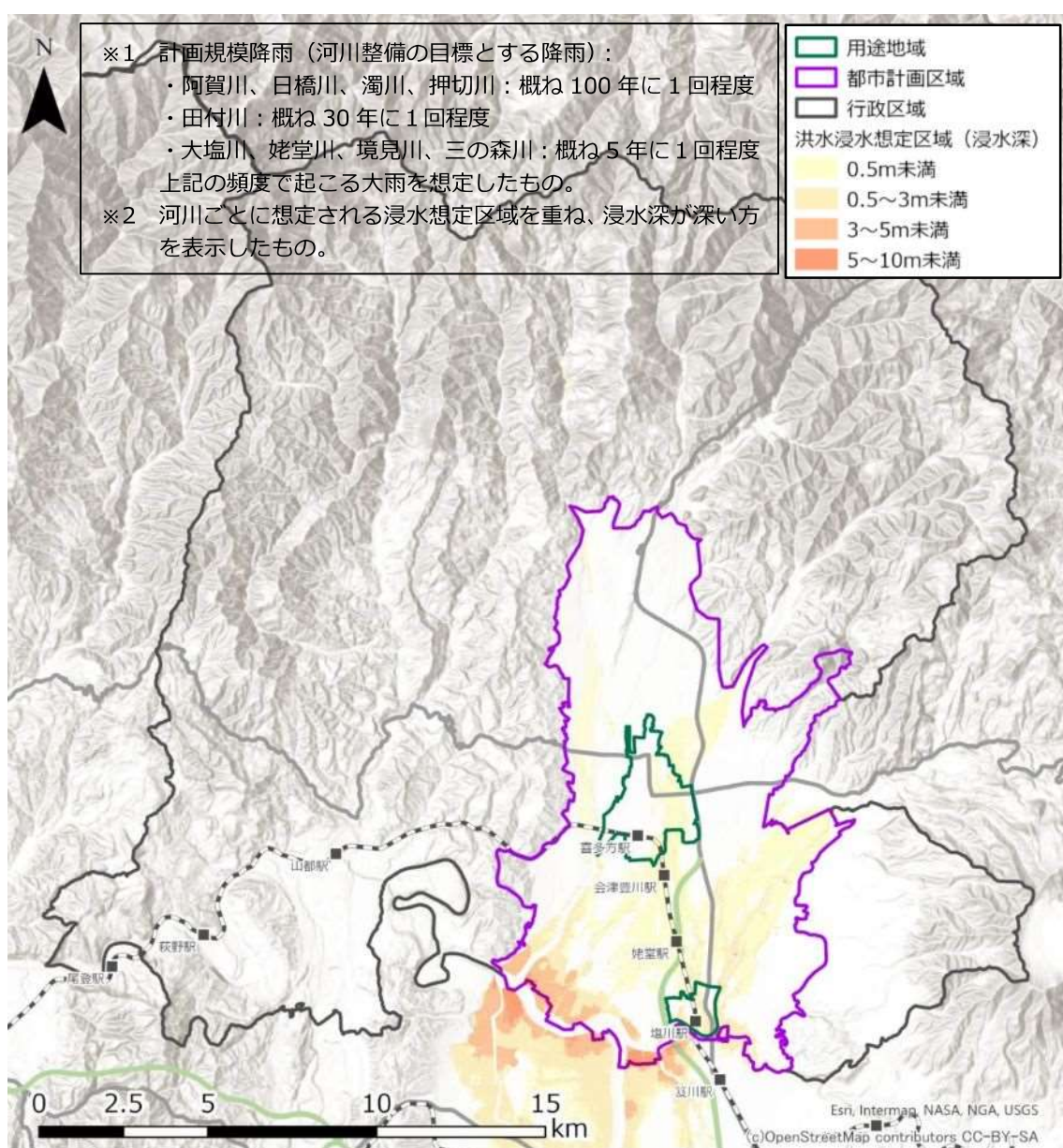


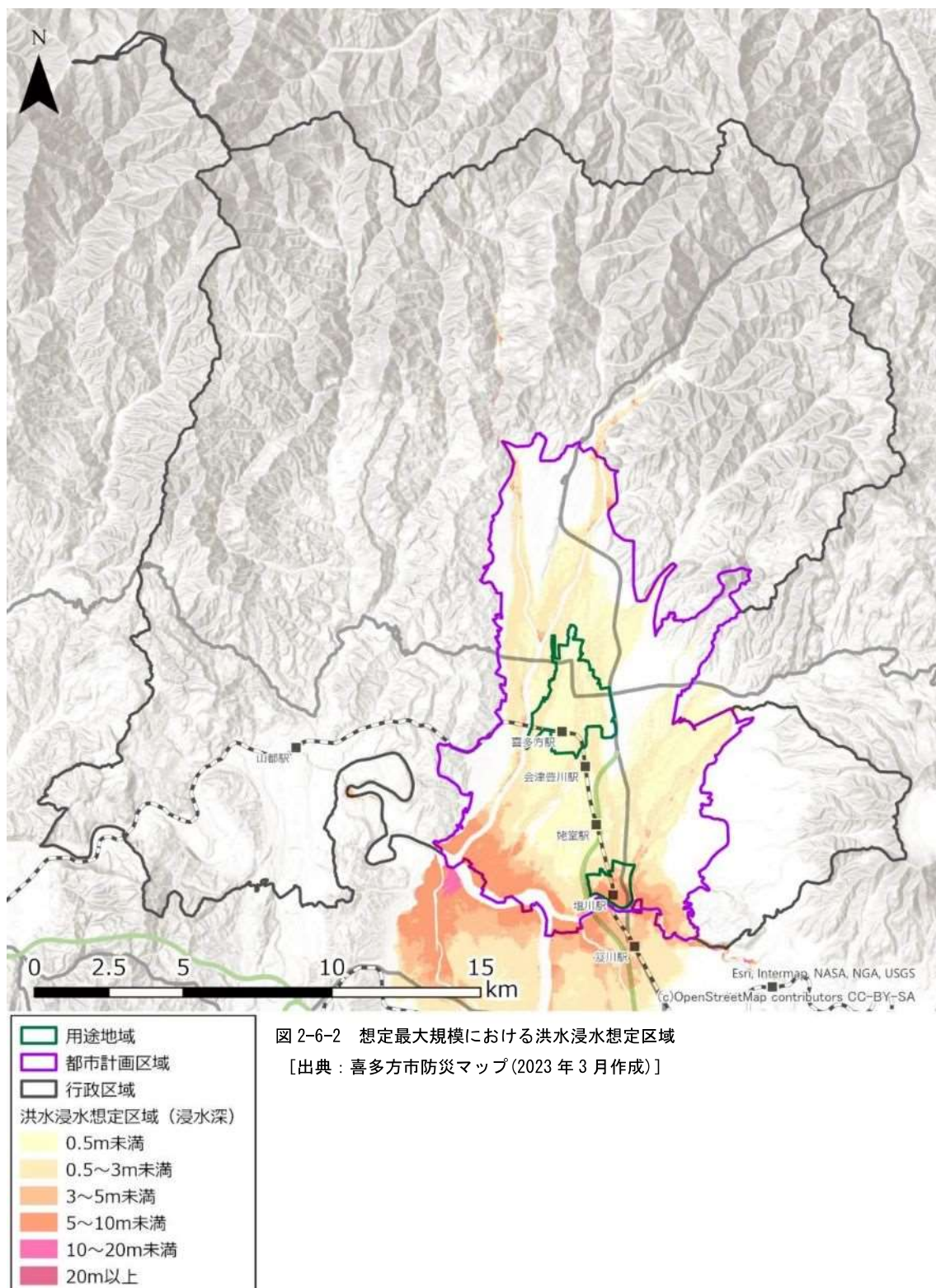
図 2-6-1 計画規模における洪水浸水想定区域

[出典：阿賀野川水系阿賀川・日橋川浸水想定区域図（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）、
阿賀野川水系日橋川・濁川・押切川・田付川・大塩川・姥堂川・境見川・三の森川浸水想定区域図（喜多方建設事務所）]

2) 洪水浸水想定区域【想定最大規模】

想定最大規模降雨とは、想定し得る最大規模の降雨のことで 1000 年に 1 回程度の確率で発生する降雨を想定しています。

想定最大規模の洪水浸水想定区域の状況は、都市計画区域内の大部分に分布し、特に南側の阿賀川、日橋川付近では 5m 以上の浸水が想定されます。用途地域内をみると、喜多方地域のほぼ全域、塩川地域の全域が浸水想定区域となっています。



3) 浸水継続時間【想定最大規模】

浸水継続時間とは、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものです。浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出るおそれがあります。なお、浸水継続時間は、長時間にわたり浸水するおそれのある場合（浸水深 50cm 以上がおおむね 24 時間以上継続する場合）に設定するものです。

浸水継続時間の状況は、都市計画区域南側の阿賀川、日橋川付近では 72 時間以上の浸水継続が想定されます。用途地域内においても、喜多方地域のごく一部、塩川地域の南側が該当します。

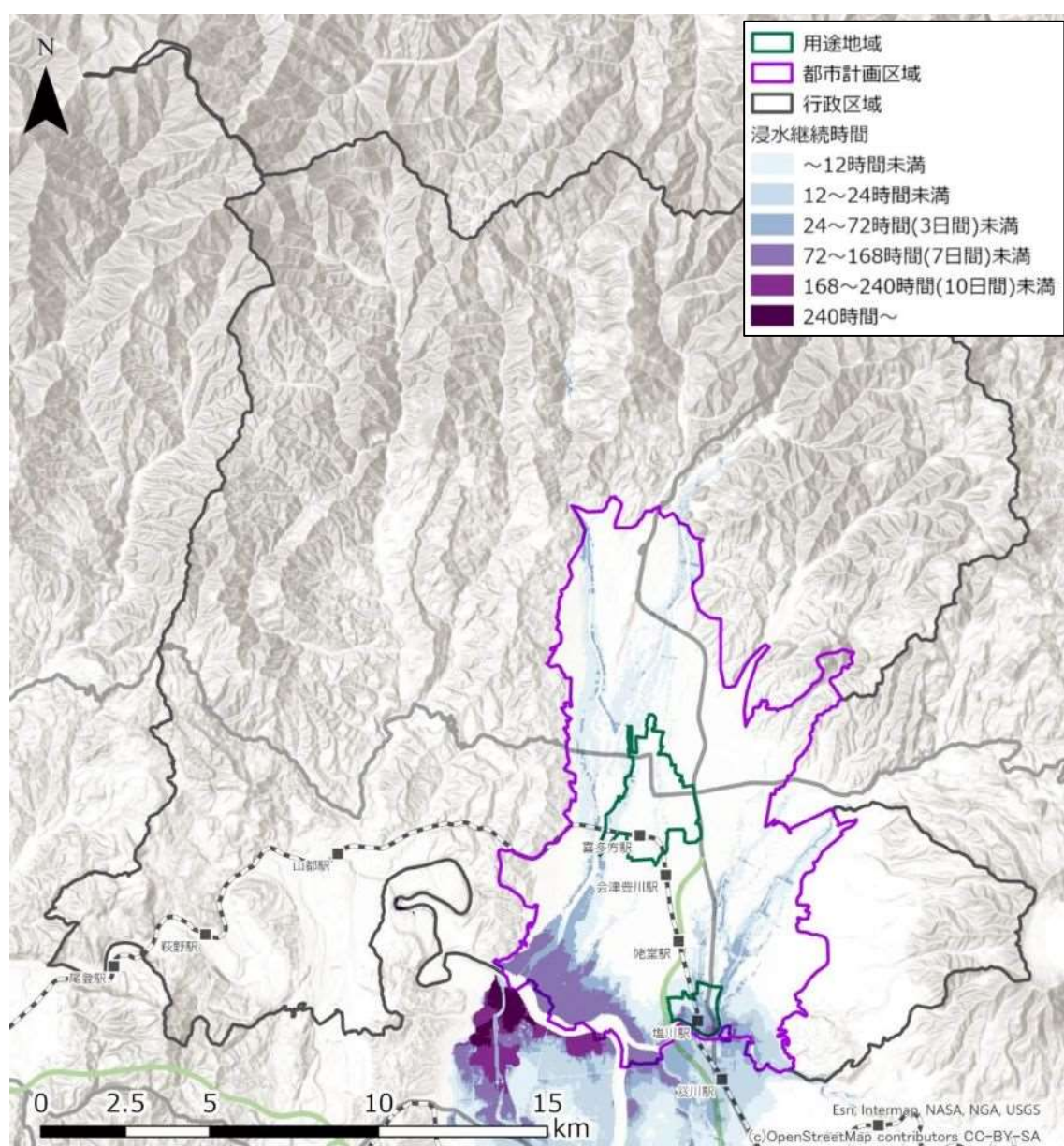


図 2-6-3 想定最大規模における浸水継続時間

〔出典：阿賀野川水系阿賀川・日橋川浸水想定区域図（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）、阿賀野川水系日橋川・濁川・押切川・田付川・大塩川・姥堂川・境見川・三の森川浸水想定区域図（喜多方建設事務所）〕

4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）【想定最大規模】

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、洪水時に家屋の流失・倒壊をもたらすような氾濫が発生するおそれがある範囲のことで、氾濫流によるものと河岸侵食によるものがあります。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）の状況は、都市計画区域南側の阿賀川、日橋川付近、及び、押切川付近等に分布しています。用途地域内においても、喜多方地域、塩川地域の一部が家屋倒壊等氾濫想定区域となっています。

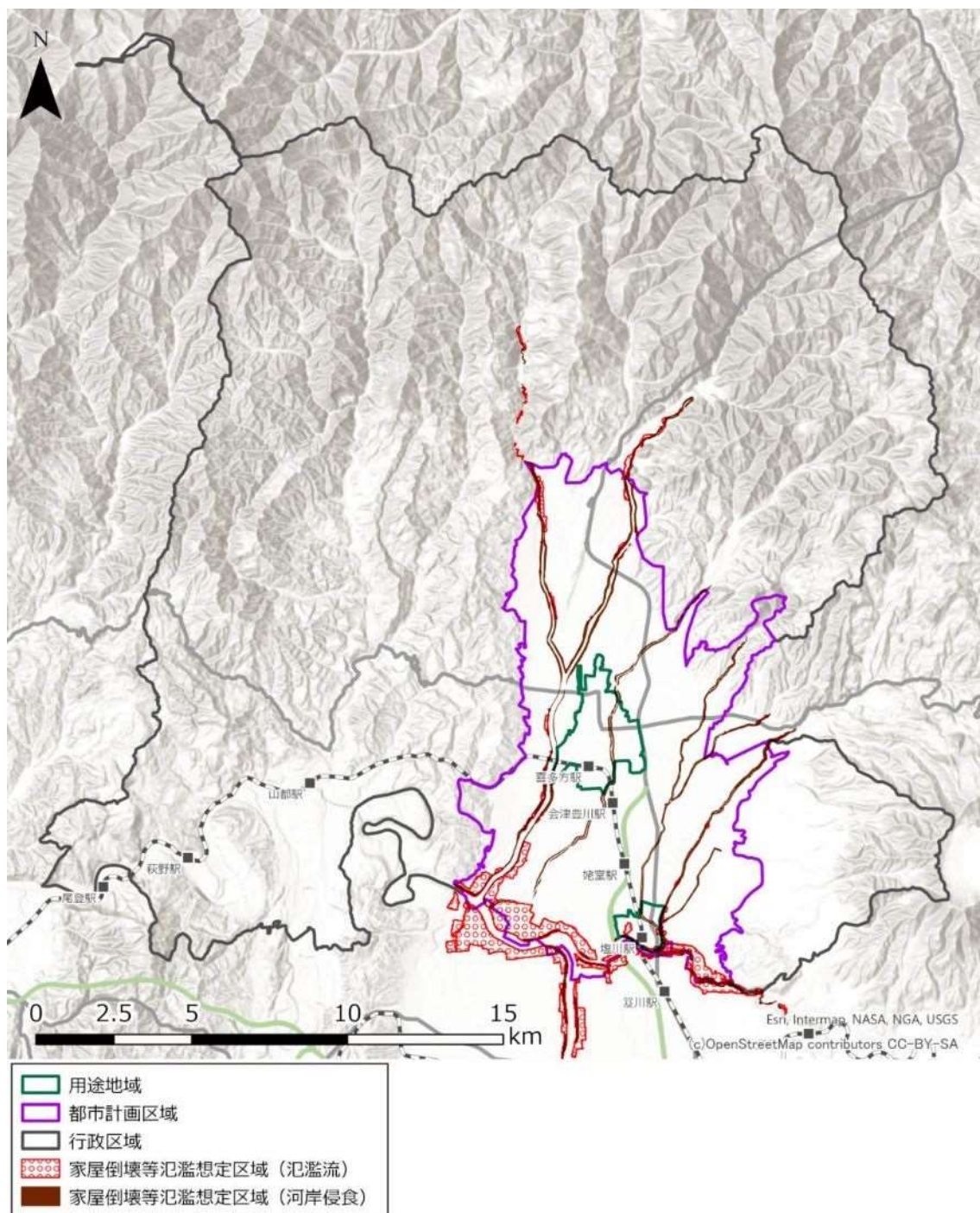


図 2-6-4 想定最大規模における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）

[出典：喜多方市防災マップ(2023 年 3 月作成)]

5) ため池浸水想定区域

ため池浸水エリアは市域の各所にあり、都市計画区域内の北側や南東側に分布し、用途地域内においても、喜多方地域の北東側の一部がため池浸水想定区域となっています。

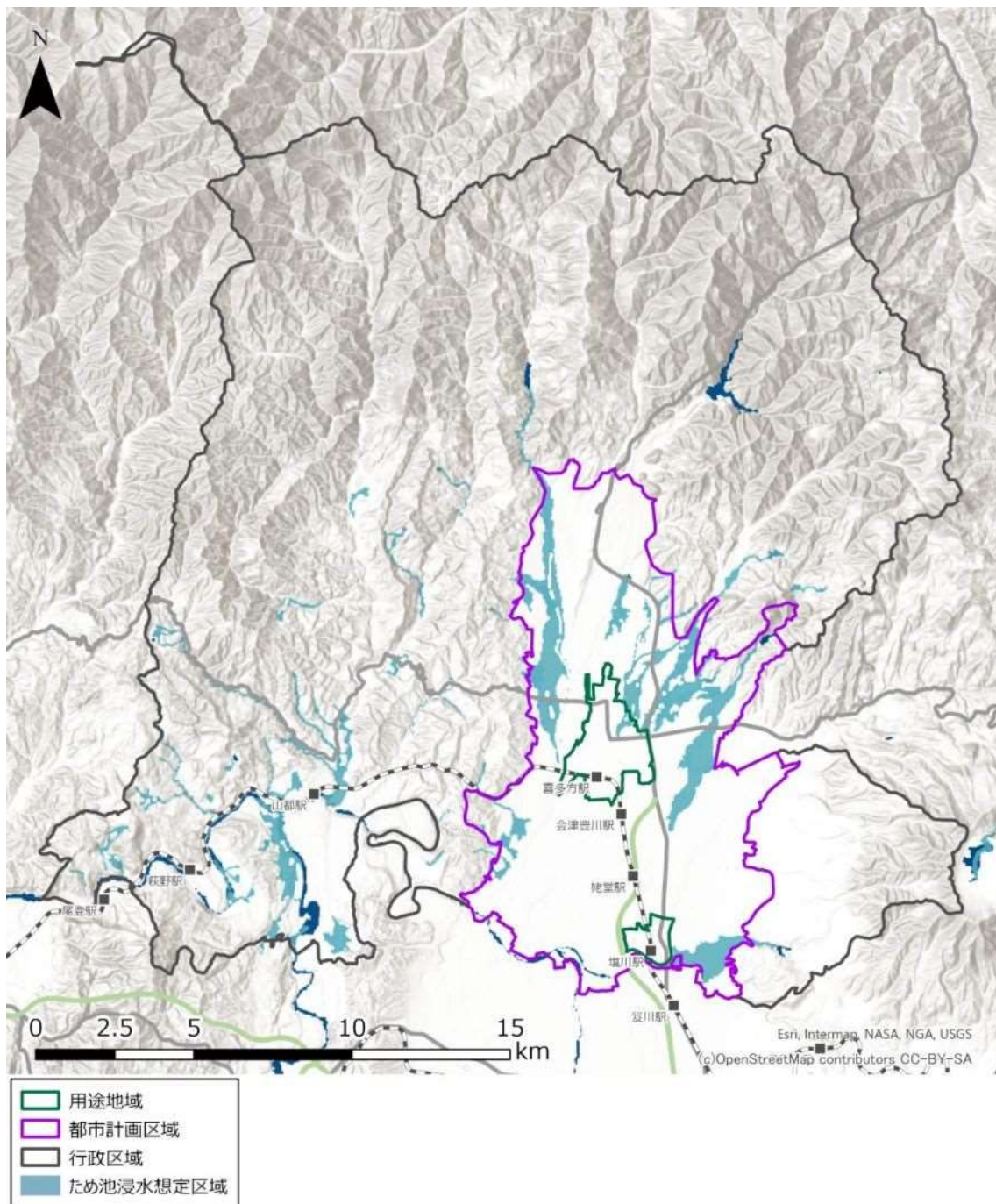


図 2-6-5 ため池浸水想定区域 [出典：ため池ハザードマップ]

(2) 内水

現時点で内水浸水想定区域の資料はありませんが、直近では令和 4 年 8 月の大雨災害により浸水被害等が発生しています。

(3) 土砂災害

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域は、山間部に多く指定されており、用途地域内に指定はありません。

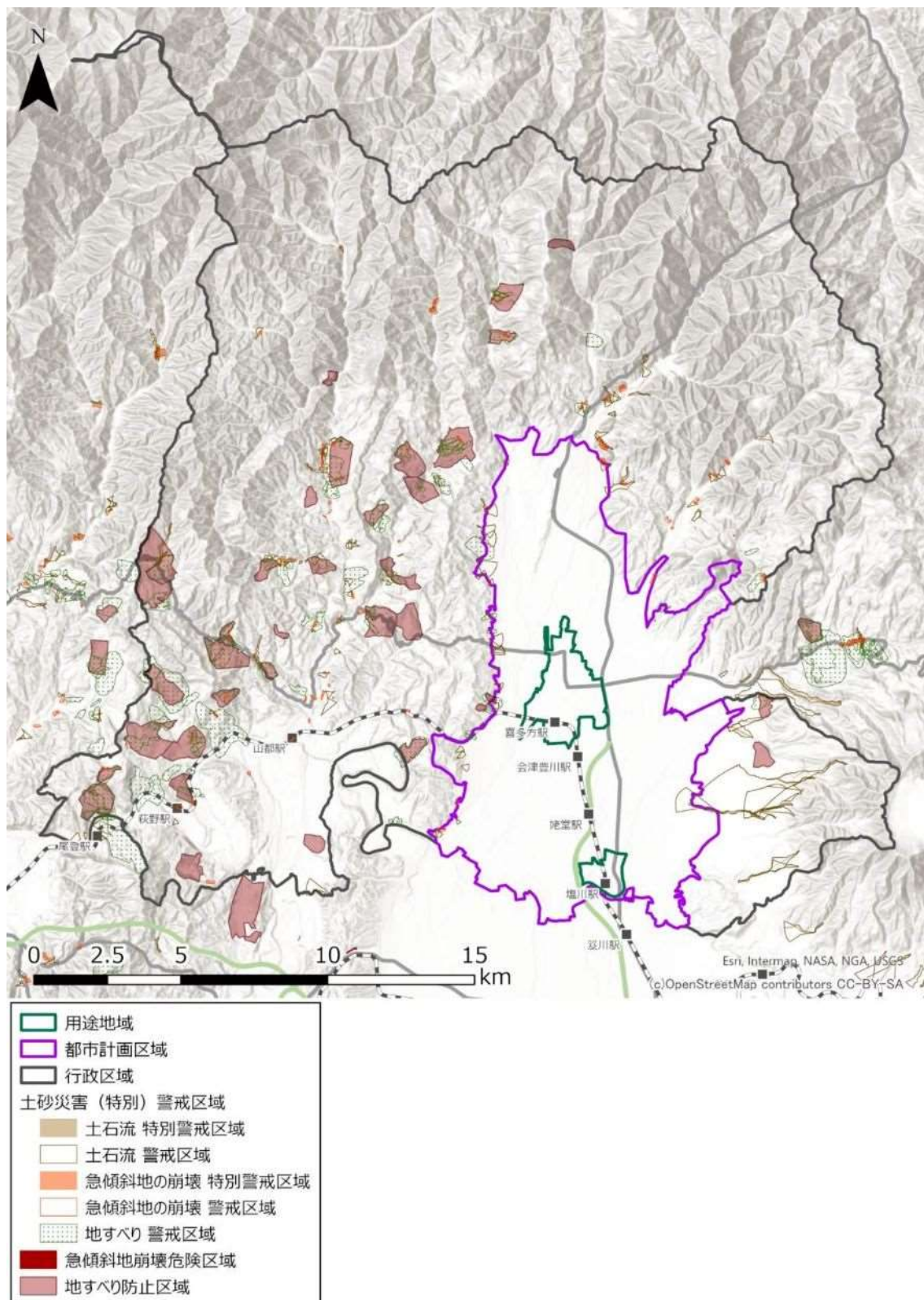


図 2-6-6 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域

[出典：国土数値情報]

2-7 財政

(1) 歳入・歳出

2020（令和2）年度の普通会計の決算は、歳入 332.1 億円、歳出 326.6 億円となっています。2010（平成22）年度と比較すると、歳入において国・県支出金や地方交付税などの依存財源が増加しています。

性質別歳出の内訳は、人件費等を含む義務的経費及び普通建設事業費等を含む投資的経費は横ばい、その他の経費が増加しています。

目的別歳出の内訳は、民生費、総務費及び商工費が増加しており、特に総務費が大きく増加しています。一方、公債費及び農林水産業費は減少しています。

なお、2020（令和2）年度の普通会計の決算については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けています。

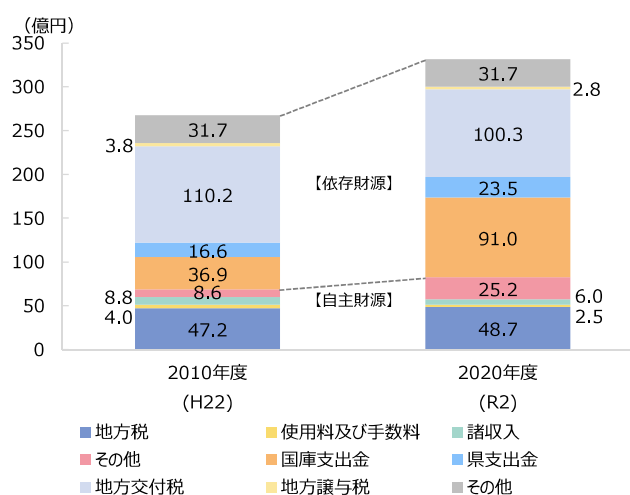


図 2-7-1 財源別歳入内訳の推移 [資料：市町村別決算状況調]

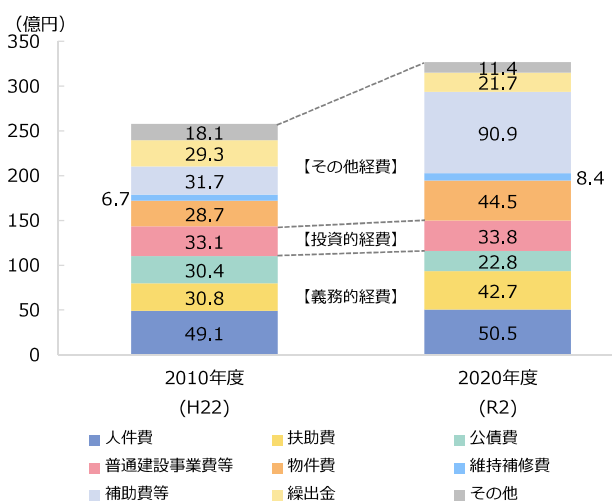


図 2-7-2 性質別歳出内訳の推移

[資料：市町村別決算状況調]

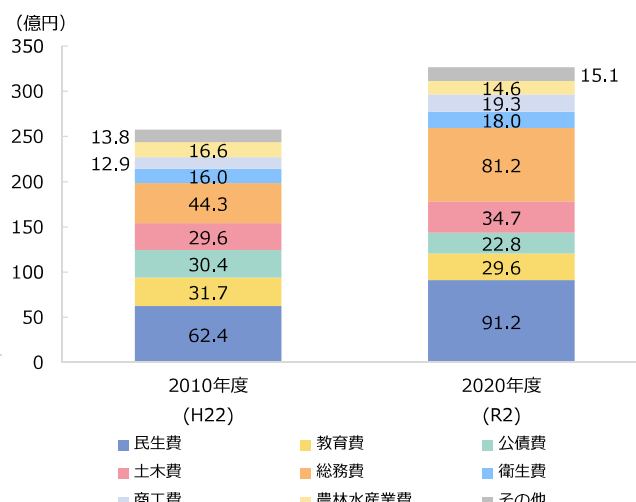


図 2-7-3 目的別歳出内訳の推移

[資料：市町村別決算状況調]

(2) 公共施設及びインフラ施設の更新等費用

現在、市が保有する公共施設の更新等費用について、現在と同面積で、建築後 30 年で大規模改修、60 年で建替えを行うと仮定し試算すると、既存施設の更新等費用は今後 30 年間で約 1,054 億円、年平均約 35 億円になると見込まれ、過去 5 年間の公共施設に係る投資的経費の年平均約 18.9 億円に対して、約 1.9 倍になります。

インフラ施設（公園を除く。以下同じ。）の更新等費用について、更新期間経過後に同規模で改修すると仮定し試算すると、今後 30 年間で約 1,174 億円、年平均約 39 億円が見込まれ、過去 5 年間のインフラ施設に係る投資的経費の年平均約 16.5 億円に対して、約 2.4 倍になります。

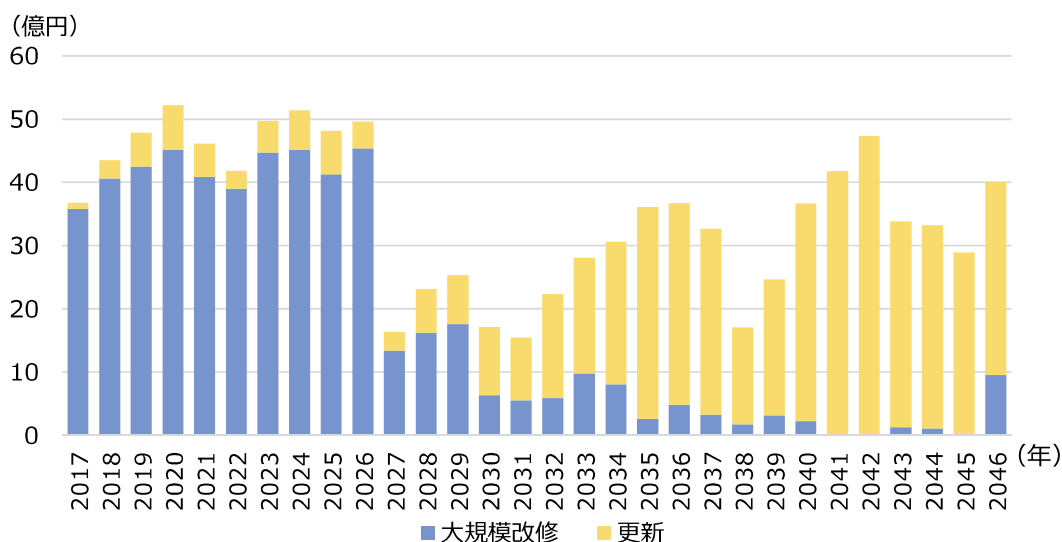


図 2-7-4 公共施設の更新等費用 [出典：公共施設等総合管理計画（2023 年 8 月改定）]

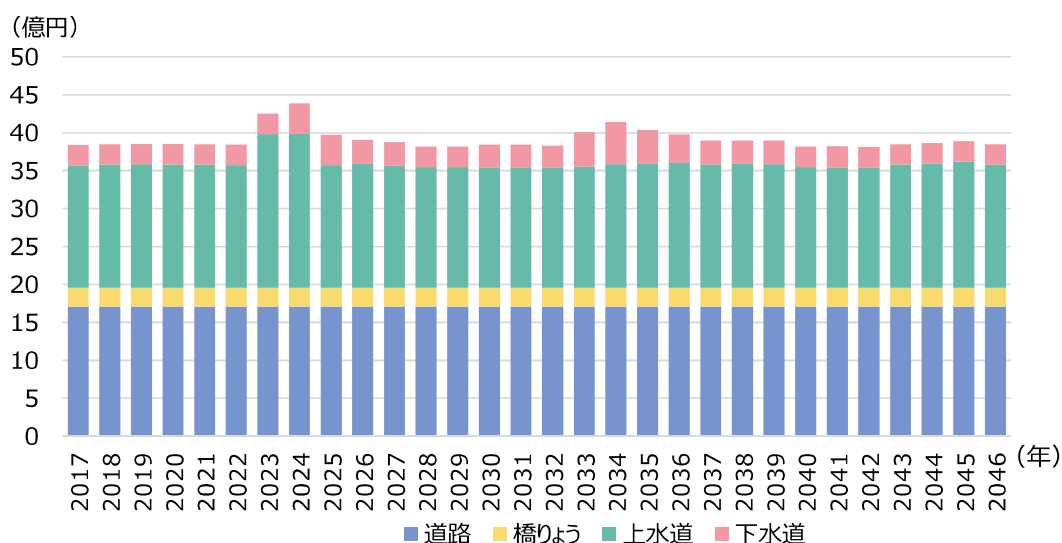


図 2-7-5 インフラ施設の更新等費用 [出典：公共施設等総合管理計画（2023 年 8 月改定）]

第3章 都市構造上の課題

3-1 現状からみた問題点と課題の抽出

本市の現状を項目別にみた結果を踏まえ、問題点と具体的な課題を整理します。

表 3-1-1 現状からみた問題点と課題

項目	現状からみた主な問題点の抽出
人口	・ 用途地域内を含めた市内全域における人口減少、人口の低密度化、高齢化率の増加等
土地利用	・ 用途地域の中でも特に中心部に見られる低未利用土地や空家等の増加 ・ 上記の区域以外で農地転用を伴う開発や建築物の新築が進むことによる人口の低密度化の進行
交通	・ 利用者の減少による減便や廃線等の公共交通の利便性の著しい低下 ・ 公共交通網維持のための市の財政負担の増加
生活利便施設	・ 市民の生活を支える用途地域内の生活利便施設の廃止や撤退
経済活動	・ 日常生活圏の拡大等による中心市街地を中心とした商業小売施設の減少や産業構造の弱体化による生活利便性の低下が招く雇用機会の減少と労働人口の流出、観光客への影響 ・ 人口減少に伴う市内総所得の減少、不動産市況の低迷に伴う資産価値の下落等による市の税収の落込み
防災	・ 一部で浸水想定区域が含まれる中心市街地での避難対策や防災対策
財政	・ 税収をはじめ自主財源の減少と高齢化への対応や子育て支援対策などの財政需要増加に伴う厳しい財政状況 ・ 公共施設更新の必要性による投資的経費の増大



課題の抽出
(1) どうすれば <u>中心市街地における利便性を維持</u> できるか。
(2) どうすれば <u>持続可能な公共交通網を実現</u> できるか。
(3) どうすれば空洞化の進む <u>中心市街地への移住・定住を促進</u> できるか。

3-2 具体的な課題の整理

(1) 中心市街地における利便性の維持について

商業施設、医療施設等の生活利便施設の多くは、中心市街地に立地しながら、長い歴史の中で市民生活を支える役割を担ってきました。

しかし、それらの生活利便施設は、人口減少や高齢化率の増加等に伴い、利用者数の減少等により廃止、撤退等のおそれがあります。このことは、市民生活の利便性の著しい低下を招くとともに、市民の雇用機会の喪失や市内を訪れる多くの観光客への影響など、社会経済や市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されます。

これらのことから、市民等の利便性を維持するために必要な点を次のとおり整理したうえで、課題を設定します。

- ① 市民生活を支える生活利便施設を今後も引き続き維持することにより、中心市街地の活性化を図ることが必要です。
- ② 移住・定住につながる魅力的で暮らしやすい居住環境を形成することが必要です。
- ③ 蔵が建ち並ぶまち並みを保全しながら活用し、新しい人の流れや魅力的な観光工リアづくりにより交流人口を拡大することが必要です。
- ④ 中心市街地の公的不動産については、民間技術の活用や施設の複合化等により、利便性の向上を図ることが必要です。
- ⑤ 空家や空き店舗の利活用を進め、中心市街地の空洞化を防止していくことが必要です。
- ⑥ 人口減少対策、経済活動の活性化対策、土地及び建物の流動化等を促進し、財政面及び経済面において持続可能なまちづくりを推進することが必要です。

課題1 中心市街地の拠点性の強化

(2) 持続可能な公共交通網の実現について

現状でも利用者数が低迷する公共交通は、人口減少等に伴い更に利用者が減少し、減便や廃線により利便性が著しく低下するおそれがあり、交通弱者は自立した生活が困難になることが考えられます。

また、路線バスや予約型乗合交通の運行経費等の財政負担増により市の財政状況にも大きな影響が及びます。

これらのことから、市民等の円滑な移動手段を確保するために必要な点を次のとおり整理したうえで、課題を設定します。

- ① 自家用車を所有しない交通弱者が送迎等に頼らずとも、自分の住んでいる地区で安心して住み続けられるように、通勤・通学、通院、買い物などの日常生活を支える移動手段を構築することが必要です。

- ② まちなかの活性化を図るために、中心市街地内の目的施設を気軽に行き来できる循環路線を新たに形成するなど、利用実態と利用者ニーズを踏まえた公共交通の利便性の向上を図ることが必要です。
- ③ 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えに基づくまちづくりに合わせ、将来的な需要を見据えた持続可能な公共交通網を構築することが必要です。
- ④ 観光交通の充実を図るため、観光客が利用しやすい二次交通を整備することが必要です。
- ⑤ 重要な交通結節点である塩川駅周辺について、駅前広場や自由通路の整備により、利用者の利便性及び安全性の向上並びに駅を中心とした中心市街地の活性化を図ることが必要です。

課題2 利用しやすい交通ネットワークの形成

(3) 中心市街地への移住・定住促進について

中心市街地は、商業、業務等の都市機能が集積し、長い歴史の中で文化、伝統を育み、各種機能を培ってきた地域であります。しかし、中心市街地に空家等が多く存在するとともに、更なる高齢化の進展により歴史や文化とともに築いてきた魅力的なまちづくりに支障が生ずるおそれがあります。また、中心市街地以外での新たな生活利便施設の立地による都市機能の分散は、長い年月をかけて社会基盤の整備がなされた中心市街地に空洞化を招くとともに、周辺部への新たな整備には多額の投資を要することとなります。

そのため、人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、中心市街地に多く集約されている都市機能や空家等の有効活用を図りながら中心市街地への移住・定住を促進することが必要になります。

また、中心市街地は一部に浸水想定区域を含むことから、あらかじめ具体的な対策を講じることが重要です。

これらのことから、空洞化の進む中心市街地の空家等の有効活用と移住・定住促進のために必要な点を次のとおり整理したうえで、課題を設定します。

- ① 中心市街地の空家等は、適切な管理とともに再利用可能な段階での有効活用等及び解体後の空き地の活用を促進することが必要です。
- ② 用途地域内の低未利用土地や空家等の有効活用を推進し、子育て世代の移住・定住を促進するための環境を構築することが必要です。
- ③ 浸水想定区域においては、災害時の避難誘導手段等のソフト面の対策を含め、災害に対する安全性を確保することが必要です。

課題3 暮らしやすい中心市街地の有効活用

第4章 まちづくり方針及び課題解決のための誘導方針

4-1 まちづくり方針（ターゲット）

本計画での課題を解決するため、本市の上位・関連計画を踏まえ、都市機能や居住の誘導に向けたまちづくり方針（ターゲット）を定めます。

本市においては、人口減少や少子高齢化等による様々な課題がありますが、喜多方地域や塩川地域の中心市街地をはじめとした用途地域内に一定程度の都市機能と人口が集積され、比較的コンパクトなまちが形成されてきていることから、今後もできる限り現在の中心市街地を中心とした都市構造を維持しつつ、周辺地域とのネットワーク形成を強化していくことが重要となります。

このことを踏まえ、まちづくり方針（ターゲット）を次のとおりとします。

中心市街地と地域生活拠点、コミュニティ拠点の持続可能な地域運営

4-2 課題解決のための誘導方針（ストーリー）

まちづくり方針（ターゲット）を踏まえ、課題解決のための誘導方針（ストーリー）として次の2つを設定し、将来にわたり持続可能な都市づくりを目指します。

方針1 中心市街地と地域生活拠点等のネットワーク形成と適切な機能配置

【1-① 拠点性の強化】

中心市街地では、これまで築いてきた社会基盤や歴史資源を活用し、市民の生活を支える商業・雇用創出の拠点、観光客を引きつける景観等による観光の拠点、子育てを支援する拠点等として今後も中心的な役割を果たしていきます。また、拠点性の強化に資する公的不動産及び低未利用土地の利用促進を図るため、低未利用土地権利設定等促進計画^{※1}の策定及び立地誘導促進施設協定^{※2}の締結について検討します。

【1-② 交通ネットワークの強化】

中心市街地と地域生活拠点等を結ぶ持続可能な公共交通の形成並びに利用者の利便性及び利用率の向上を図るとともに、中心市街地内の道路ネットワーク整備により、利用しやすい公共交通及び道路ネットワークを強化しながら、より利便性の高い都市形成を実現します。

方針２ 安心して暮らせる中心市街地の形成

【２-① 定住促進】

子育て支援施設の整備等により、安心して暮らせる中心市街地を形成するとともに、子育て世帯向けの住まいを確保し、若年層の市内への移住・定住を促進します。また、居住誘導区域内の空家や空き地などの低未利用土地の適切な管理を促すとともに、空家等の再生若しくは除却の推進又は細街路等の整備により、土地の有効活用を図ります。さらに、定住促進に資する公的不動産及び低未利用土地の利用促進を図るため、低未利用土地権利設定等促進計画の策定及び立地誘導促進施設協定の締結について検討します。また、浸水想定区域においては、災害時の具体的な対策を講じることにより安全性を確保します。

-
- ※ １ 低未利用土地権利設定等促進計画：低未利用土地の地権者等と利用希望者とを行政がコーディネートし、所有権にこだわらず、複数の土地や建物に一括して利用権等を設定する計画
 - ※ ２ 立地誘導促進施設協定：交流広場、コミュニティ施設、防犯灯など、地域コミュニティやまちづくり団体等が共同で整備・管理する施設（コモンズ）についての地権者による協定（承継効付）

第5章 目指すべき将来都市構造

5-1 都市マスタープランにおける将来都市構造

喜多方市都市マスタープランの将来都市構造においては、市役所本庁舎を中心とした用途地域を「中心市街地」、各地域の総合支所及び駅をそれぞれ中心とした地区を「地域生活拠点」、公民館や地域の集会施設などを中心とした地区等を「コミュニティ拠点」と位置づけています。

なお、地域生活拠点のうち塩川総合支所を中心とした地区については、一定の都市機能の集積があることから、中心市街地を補完する副次的な市街地の役割を担うもの（以下「副次中心市街地」という。）として位置づけています。

また、それぞれの拠点が有機的に連携するため、交通ネットワークの機能強化を図ることとしています。

5-2 立地適正化計画における将来都市構造設定の方向性

将来都市構造は、各地域の拠点や周辺の特性を踏まえ、拠点や拠点間の連携方針等の本市が目指す将来のまちの姿を分かりやすく示すものです。

本計画における将来都市構造は、喜多方市都市マスタープランの将来都市構造を踏まえ、中心市街地、地域生活拠点及びコミュニティ拠点を中心に、交通軸の強化により市全域が連携した将来都市構造を目指します。

（１）中心市街地

- ・都市機能が集積している市役所本庁舎を中心とした用途地域を「中心市街地」、塩川総合支所を中心とした地区を「副次中心市街地」と位置づけます。
- ・中心市街地は、既存の都市機能の集積を生かし、空家等の有効活用を図るとともに、日常的な市民生活を支える拠点性の強化及びネットワークの構築並びに定住促進を図ります。
- ・副次中心市街地は、駅に近い立地特性を生かし、塩川駅周辺の一体的な整備により、拠点性の強化と定住促進を図ります。
- ・なお、本計画においては、「中心市街地」及び「副次中心市街地」を合わせて「中心市街地」と表記します。

（２）地域生活拠点

- ・熱塩加納総合支所、塩川総合支所、山都総合支所及びＪＲ山都駅並びに高郷総合支所及びＪＲ荻野駅をそれぞれ中心とした地区を「地域生活拠点」と位置づけます。
- ・地域生活拠点は、各地域の行政や福祉など、地域住民の日常生活を支える機能の充実を図り、バランスのとれたまちづくりを進めます。

(3) コミュニティ拠点

- ・公民館や地域の集会施設などを中心とした地区等を「コミュニティ拠点」と位置づけます。
- ・コミュニティ拠点は、生涯学習やその他の地域活動等を通したコミュニティの維持と育成を図ります。

(4) 交通軸

- ・南北方向に走る会津縦貫道、国道 121 号、山形県飯豊町から山都町を経由して国道 49 号を結ぶ道路、東西方向に走る国道 459 号、(主) 喜多方西会津線、(主) 塩川山都線、(主) 猪苗代塩川線及び J R 磐越西線等は、地域生活拠点相互を連絡するとともに、広域高速交通体系とのネットワーク機能を有しており、本市の骨格を形成する広域交通軸として位置づけ、機能の強化を図ります。
- ・上記路線を補完し、都市間交通需要に対応する主要地方道、県道及び主要な市道等についても広域交通軸として位置づけ、機能の強化を図ります。
- ・都市内の各種拠点相互や集落間及び中心市街地への快適な移動環境を確保し、地域の連携の強化、交流を促進するため、日常的な交通需要に対応する道路網（国道、県道、市道等）を生活基盤交通軸として位置づけ、機能強化を図ります。

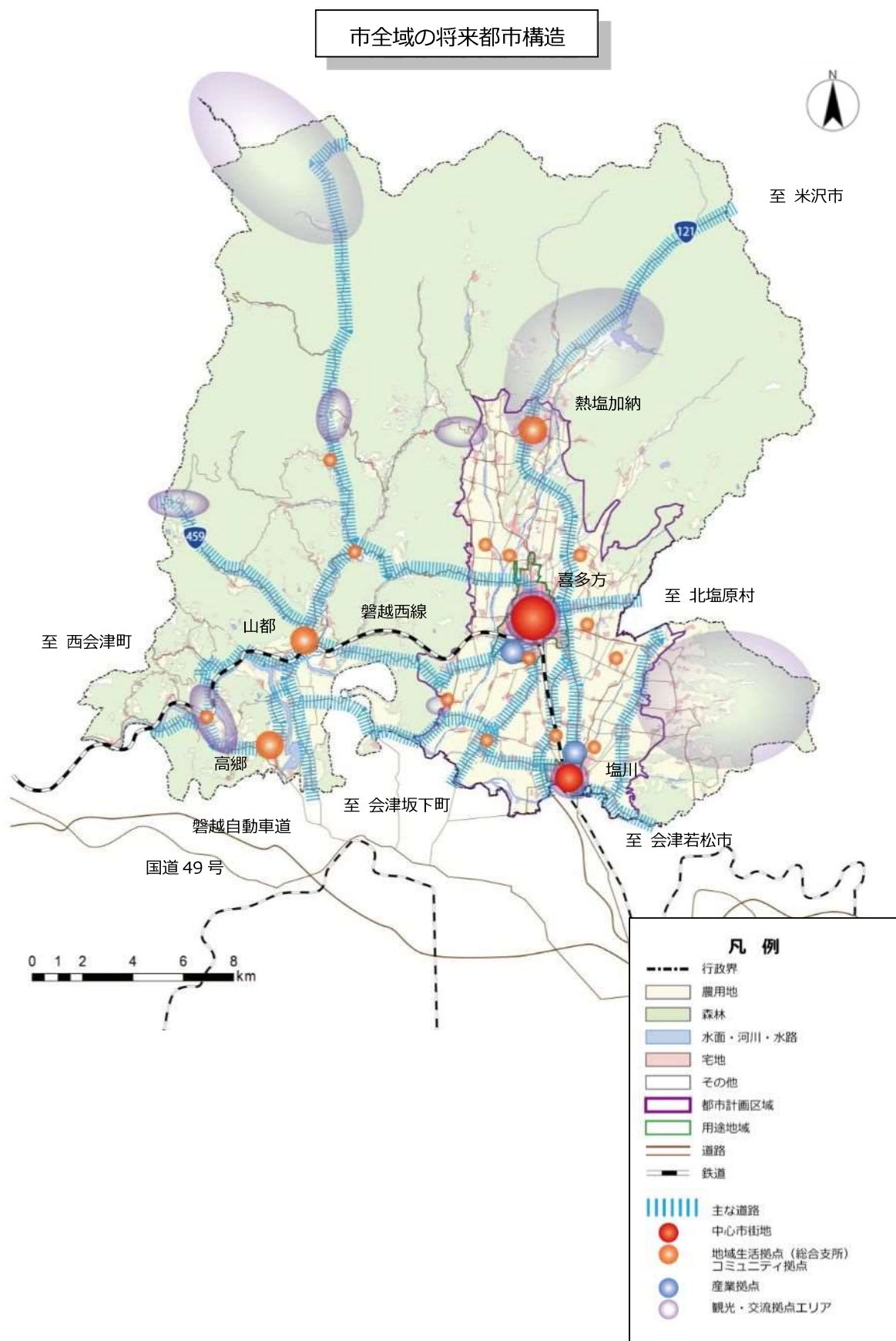


図 5-2-1 市全域の将来都市構造

第6章 都市機能誘導区域

6-1 都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約するとともに、誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、エリア内に生活利便施設の誘導を図る区域です。

本区域を定めることにより、別途定める誘導施設の本区域外における建築行為・開発行為は、原則として市長への届出が必要になります（都市再生特別措置法第108条第1項第4号に規定する条例を定めることによって、例えば同一の土地での建替え等の一定の行為について届出対象外とすることも可能）。

6-2 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能誘導区域の位置は、駅などの交通結節点に近接し、商業・業務施設などの都市機能が充実しているエリアが想定されます。また、公共交通による周辺地域からのアクセスしやすい区域で、徒歩や自転車でも容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

【都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・用途地域内
- ・居住誘導区域内
- ・鉄道駅周辺の生活利便施設が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域
- ・周辺地域からの公共交通アクセスの利便性が高い区域
- ・都市機能が集積している区域

【都市機能誘導区域の設定条件】

- ・公共交通の利便性が高い区域
鉄道駅の徒歩圏域^{*1}（800m 圏域）又はバス停の徒歩圏域（300m 圏域）
- ・都市機能の集積がある区域
 - ・日常生活に必要な都市機能^{*2}の徒歩圏域（800m圏域）がすべて重なる区域
 - ・商業系用途地域及び商業利用の建物^{*3}が集積している区域
- ・居住に適さない区域を除外した区域
居住に適さない工業系用途（工業専用地域及び工業地域をいう。）並びに災害リスクの高い区域^{*4}を除外した区域

- ・今後のまちづくりを進めるうえで、重要となる取組が行われている区域
 - ・小田付重要伝統的建造物群保存地区
 - ・塩川駅周辺
 - ・県立喜多方病院跡地

都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方及び設定条件に基づき、図 6-2-1 のとおり都市機能誘導区域（喜多方地域 160.5ha、塩川地域 19.4ha、合計 179.9ha）を設定します。

-
- ※ 1 徒歩圏域：「都市構造の評価に関するハンドブック（国土交通省都市局都市計画課）」による徒歩圏域
 - ※ 2 都市機能：医療施設（病院、診療所）、商業施設、金融施設（窓口を有する店舗）、子育て支援施設、福祉施設（通所を目的とする施設）
 - ※ 3 商業利用の建物：商業業務系用途の建物及び店舗併用住宅（資料：2017 年都市計画基礎調査）
 - ※ 4 災害リスクの高い区域：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域

都市機能誘導区域

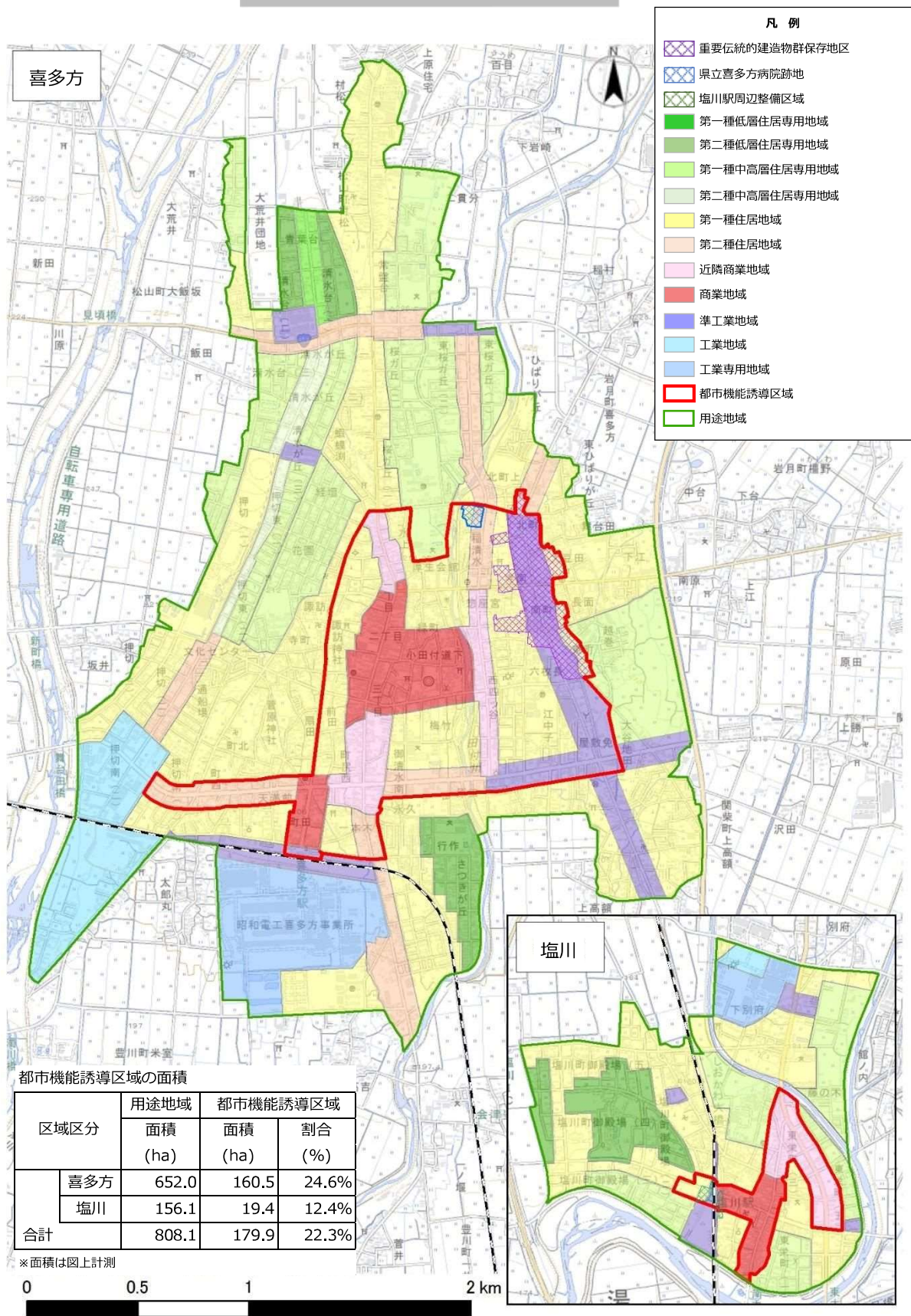


図 6-2-1 都市機能誘導区域

6-3 都市機能誘導区域の検証

(1) 公共交通の利便性が高い区域

都市機能誘導区域の全域が公共交通徒歩圏域（鉄道駅から 800m 圏域又はバス停から 300m 圏域）に含まれています。

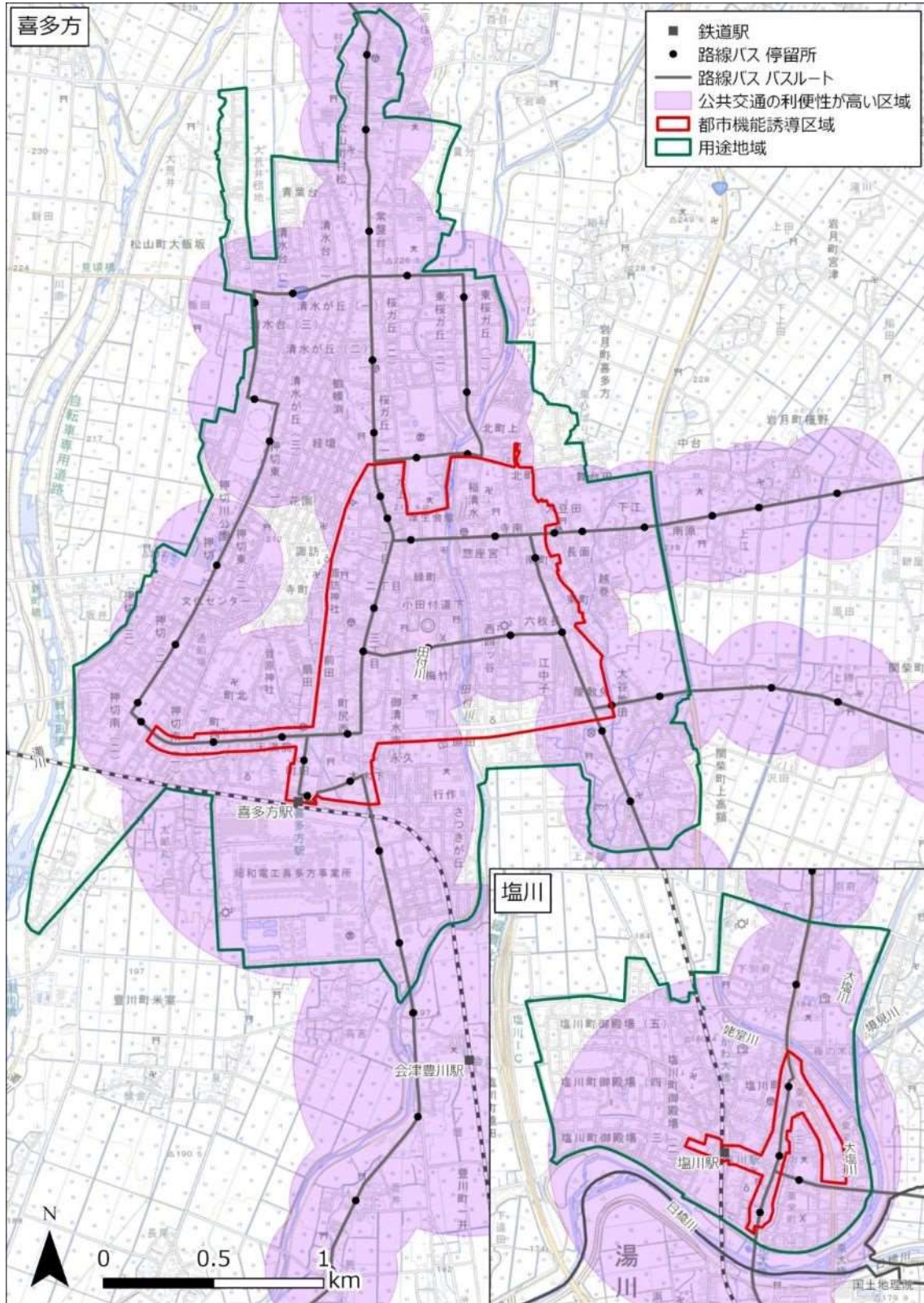


図 6-2-2 都市機能誘導区域と公共交通の利便性が高い区域

(2) 都市機能の集積がある区域

都市機能誘導区域のほぼ全域が、都市機能の徒歩圏域がすべて重なる区域の中に含まれています。また、商業系用途地域の全域が都市機能誘導区域に含まれ、商業系用途建物も都市機能誘導区域内に多く分布しています。

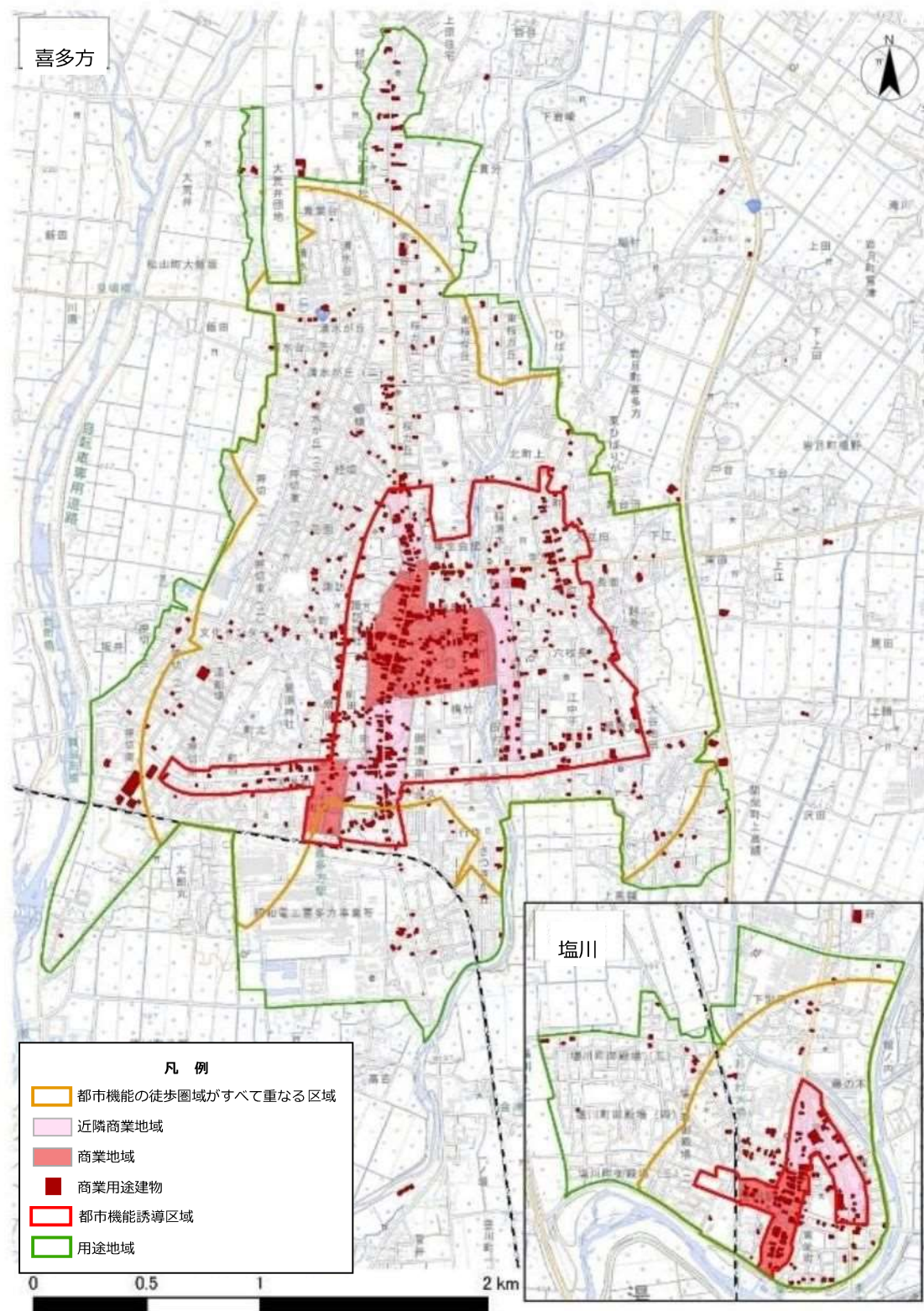


図 6-2-3 都市機能誘導区域と都市機能の集積がある区域

(3) 居住に適さない区域

都市機能誘導区域には、居住に適さない工業系用途地域（工業専用地域及び工業地域）は含まれていません。また、災害リスクの高い区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域）の分布もありません。

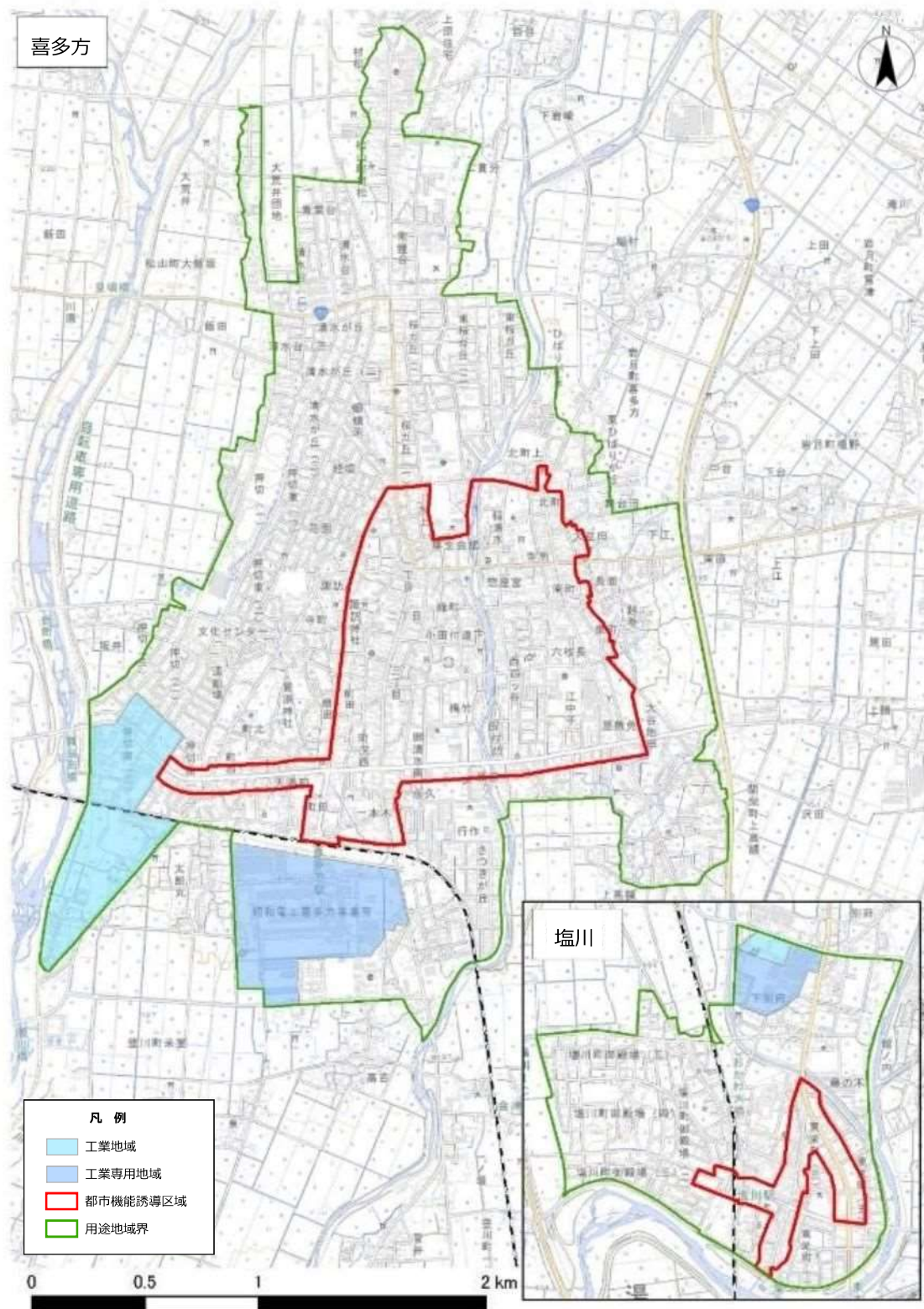


図 6-2-4 都市機能誘導区域と居住に適さない区域

(4) 都市機能誘導区域の検証のまとめ

都市機能誘導区域は、公共交通の利便性が高い区域、都市機能の徒歩圏域が概ねすべて重なる区域及び商業系用途地域を含んでおり、商業系用途建物の多くが分布しています。また、居住に適さない区域（工業系用途地域等）は含まれていません。

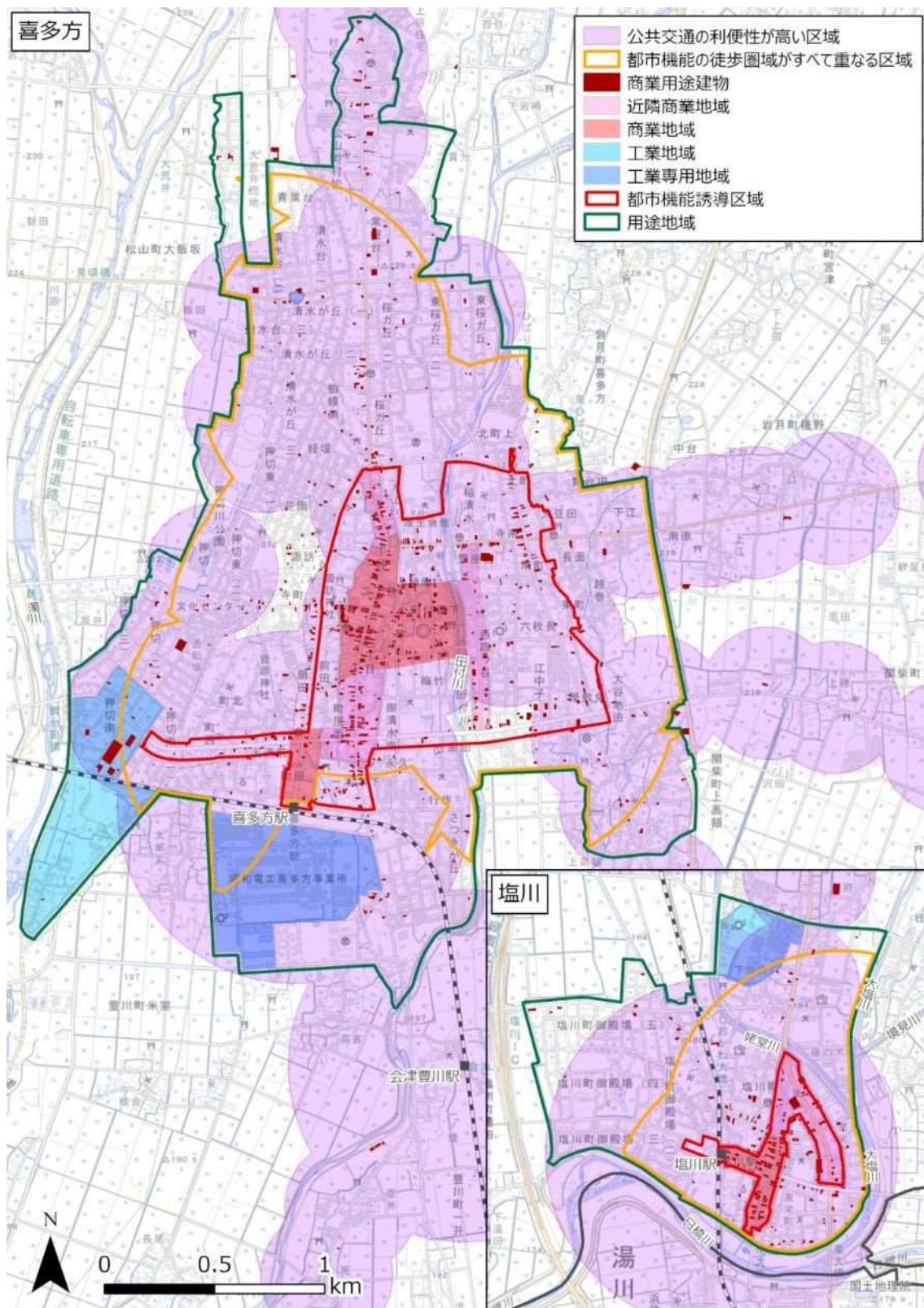


図 6-2-5 都市機能誘導区域の検証のまとめ

6-4 誘導施設

(1) 誘導施設とは

誘導施設は、都市機能誘導区域に誘導し、かつ、誘導区域外への立地の抑制を図るための都市機能増進施設として設定するものであり、都市機能誘導区域のほか居住誘導区域や都市全体の人口構成や将来人口に加え、既存の都市機能施設の立地状況やその機能、利用圏等を踏まえ、必要な施設を定めることとされています。

なお、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も市民生活の維持を図るうえで区域外への転出・流出を防ぐ必要のある施設についても、必要に応じて設定します。

想定される誘導施設は、「第12版 都市計画運用指針」（国土交通省）において次のような施設が示されています。

- ・病院・診療所等の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
- ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
- ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や、スーパーマーケット等の商業施設
- ・行政サービスの窓口機能を有する市役所支所等の行政施設 等

誘導施設に設定されると、都市機能誘導区域外の区域で次の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要になります。（都市再生特別措置法第108条第1項第4号に規定する条例を定めることによって、例えば同一の土地での建替え等の一定の行為について届出対象外とすることも可能）。

- ① 開発行為 ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為
- ② 建築等行為 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

(2) 設定方針

誘導施設の設定にあたっては、国の考え方を踏まえ、既存施設の立地状況等から、本市の特性にあった施設を設定することとし、地域子育て支援拠点施設、商業施設(店舗面積 1,000 ㎡以上)、金融施設(銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫)、児童館・児童クラブ館及び図書館を誘導施設として設定します。

なお、小田付重要伝統的建造物群保存地区は、魅力的な景観形成によるにぎわい創出に向けて、蔵を活用した小規模な商業施設等の立地等を促すことを想定し、都市機能誘導区域に含めますが、店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設の立地はふさわしくないことから、商業施設(店舗面積 1,000 ㎡以上)を誘導する区域は、小田付重要伝統的建造物群保存地区を除くものとします。

表 6-3-1 都市機能施設と誘導施設の設定

都市機能	施設名	設定の有無	理由
行政	市役所本庁舎及び塩川総合支所	—	既存庁舎により行政機能が充足されているため、誘導施設として設定しない。
医療	大規模病院等 (100 床以上かつ医療・保健・福祉などの複合的な機能を有する病院)	—	用途地域に近接して立地しており、引き続き現在の場所で機能を維持するため、誘導施設として設定しない。
	・病院(20 床以上) ・診療所(内科・小児科・産婦人科) ・調剤薬局	—	現時点では都市機能誘導区域内に複数立地し充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。
介護福祉	総合福祉拠点施設	—	都市機能誘導区域に隣接して喜多方市総合福祉センターが、各地域においても保健福祉センター等が立地し、各地域の市民生活を支えており、引き続き現在の場所で機能を維持する必要があるため、誘導施設として設定しない。
	・通所系介護福祉施設 ・サービス付き高齢者向け住宅 ・その他の介護福祉施設(福祉センター、地域包括支援センター)	—	現時点では都市機能誘導区域内に複数立地し充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。

都市機能	施設名	設定の有無	理由
子育て	地域子育て支援拠点施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援事業を行う施設（同法第 7 条で規定する児童福祉施設で行う場合を除く。））	○ 誘導施設	周辺市町村からの利用も見込んだ子育て支援拠点が求められているため、誘導施設として設定し、主に機能の維持を図る。
	児童館・児童クラブ館	○ 誘導施設	学校の授業終了後に児童の生活の場として機能の維持が求められているため、誘導施設として設定し、主に機能の維持・強化を図る。
	その他の子育て支援施設（こども園、保育所、幼稚園、事業所内託児所等）	－	都市機能誘導区域内に複数立地し、各地域にも立地することで市民生活を支えており、引き続き現在の場所で機能を維持する必要があるため、誘導施設として設定しない。
商業	商業施設（大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 2 条に規定する店舗面積（以下「店舗面積」という。）1,000 ㎡以上）	○ 誘導施設	商店街、商業施設の賑わい創出やまちなかにおける市民や観光客の買い物の場の確保が課題であるため、誘導施設として設定し、主に機能の維持を図る。ただし、小田付重要伝統的建造物群保存地区は除く。
	商業施設（店舗面積 1,000 ㎡未満）、コンビニエンスストア	－	都市機能誘導区域内に複数立地し、各地域にも立地することで市民生活を支えており、引き続き現在の場所で機能を維持する必要があるため、誘導施設として設定しない。
	観光施設（観光客が利用する土産屋、飲食店等）	－	小田付重要伝統的建造物群保存地区周辺をはじめとした観光拠点への立地を促進するが、都市機能誘導区域外にも複数立地するため、誘導施設として設定しない。

都市機能	施設名	設定の有無	理由
金融	・銀行（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条に規定するもの） ・信用金庫（信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）に規定するもの） ・信用組合（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に規定するもの） ・労働金庫（労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）第 6 条の規定による免許を受けて金庫事業を行うもの）	○ 誘導施設	地域経済を支える金融機能の維持が求められているため、誘導施設として設定し、主に機能の維持を図る。
	・郵便局（日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 4 項に規定するもの） ・簡易郵便局（簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条に規定するもの） ・農業協同組合（農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項第 1 号に規定する信用事業を行うもの）	—	都市機能誘導区域内に複数立地し、各地域にも立地することで市民生活と産業を支えており、引き続き現在の場所で機能を維持する必要があるため、誘導施設として設定しない。
教育 文化 交流	図書館	○ 誘導施設	市民生活の質の向上のため、誘導施設として設定し、主に機能の強化を図る。
	文化会館、教育施設、公民館及び博物館等	—	現時点では都市機能誘導区域内に複数立地し充足しているため、誘導施設として設定せず、機能が喪失しないよう注視する。
	小中学校	—	都市機能誘導区域内に複数立地し、各地域にも立地することで市民生活を支えており、引き続き現在の場所で機能を維持する必要があるため、誘導施設として設定しない。

第7章 居住誘導区域

7-1 居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

本区域を定めることにより、本区域外で次の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要になります（都市再生特別措置法第88条第1項第4号に規定する条例を定めることによって、例えば同一の土地での建替え等の一定の行為について届出対象外とすることも可能）。



図 7-1-1 届出の対象となる行為〔出典：改正都市再生特別措置法等について 国土交通省都市局都市計画課〕

7-2 居住誘導区域の設定方針

本計画における居住誘導区域は、将来都市構造において中心市街地として位置づけた市役所本庁舎及び塩川総合支所を中心とした用途地域内において、人口密度の動向や都市機能の立地状況、災害想定区域等を勘案して区域を定めます。

【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・用途地域（工業系用途地域を除く。）内
- ・都市機能や居住が集積している中心市街地及びその周辺区域
- ・中心市街地に公共交通により容易にアクセスすることができ、中心市街地に立地する都市機能の利用圏域として一体的である区域
- ・災害危険区域等の深刻な被害が発生するおそれのある箇所は、危険度の予測等をもとに区域の設定を検討

【居住誘導区域の設定条件】

- ・用途地域内で、地域の発展に向けて積極的な居住誘導策が必要となる区域
- ・公共交通の利便性が高い区域（鉄道駅の徒歩圏域（800m 圏域）又はバス停の徒歩圏域（300m 圏域））
- ・土地区画整理事業が完了している区域
- ・居住に適さない区域を除外した区域
居住に適さない工業系用途（工業専用地域及び工業地域をいう。）並びに災害リスクの高い区域※¹を除外した区域

居住誘導区域の設定の基本的な考え方及び設定条件に基づき、図 7-2-1 のとおり居住誘導区域（喜多方地域 436.6ha、塩川地域 114.7ha、合計 551.3ha）を設定します。

※ 1 災害リスクの高い区域：土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域

居住誘導区域

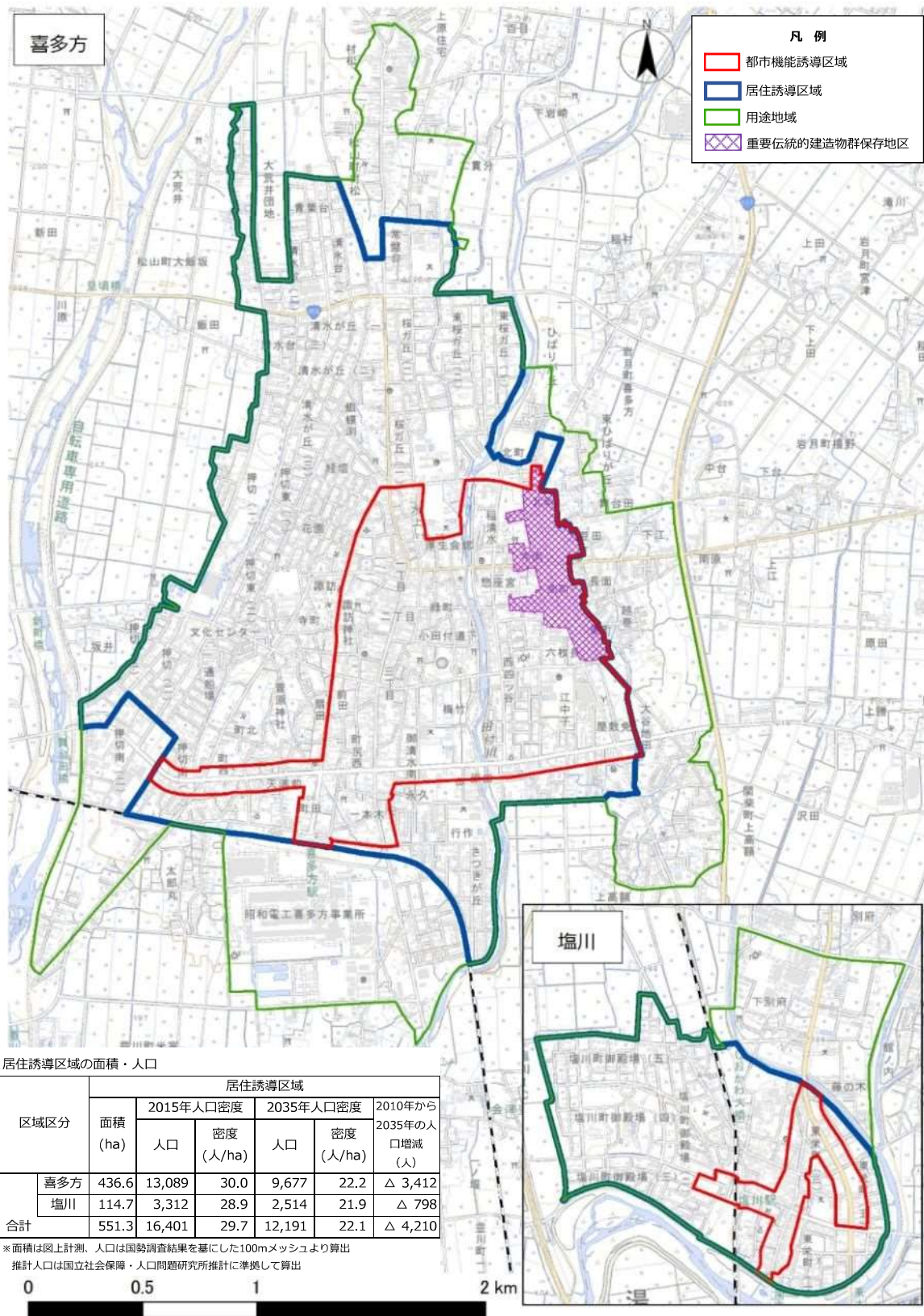


図 7-2-1 居住誘導区域

7-3 居住誘導区域の検証

(1) 人口密度

居住誘導区域の 2035（令和 17）年の人口密度は、居住誘導区域外の人口密度よりも高く、30 人以上（100mメッシュあたり）が多く分布しています。

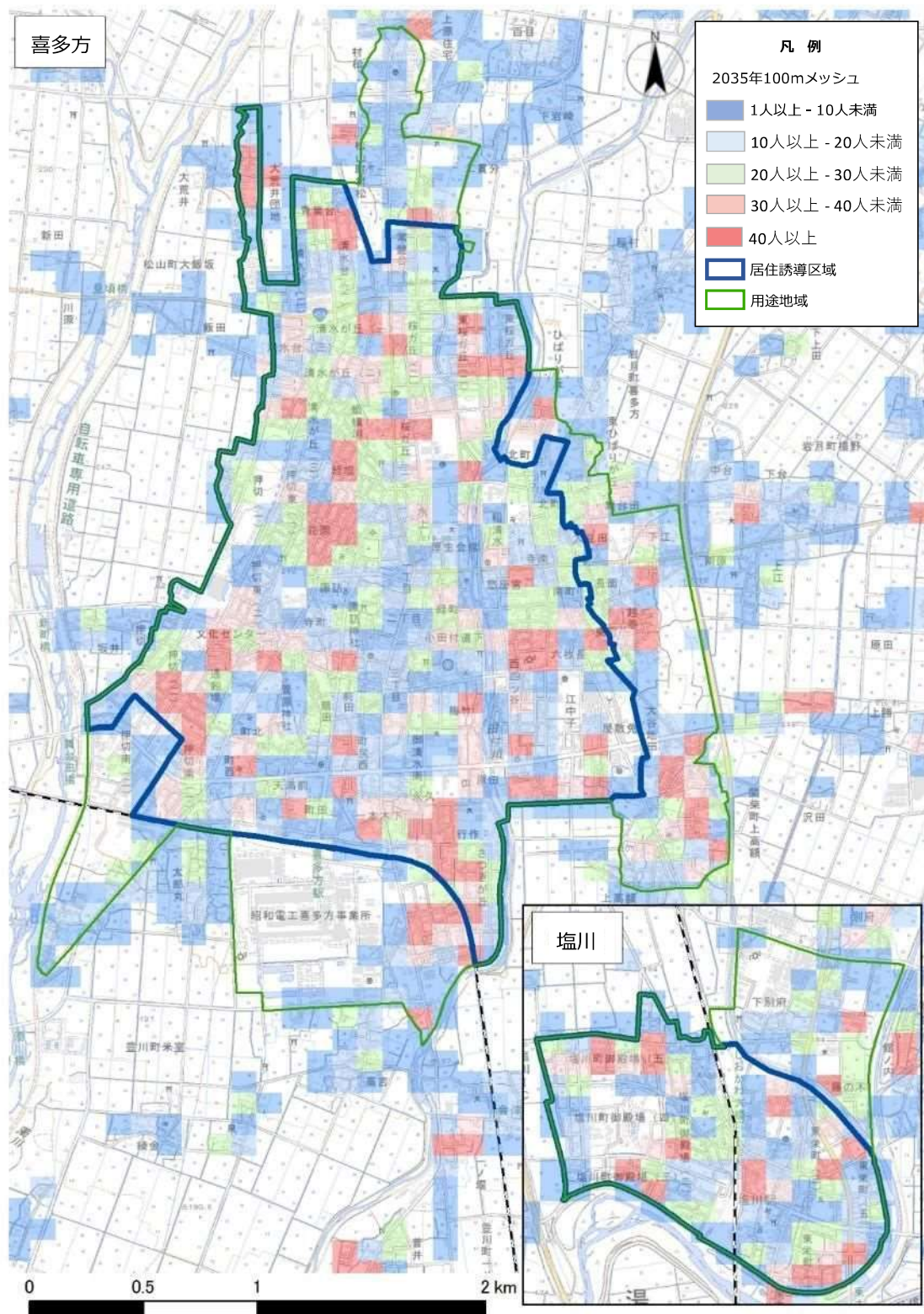


図 7-3-1 居住誘導区域と 2035（令和 17）年人口密度

(2) 公共交通の利便性が高い区域

居住誘導区域のほぼ全域が公共交通徒歩圏域（鉄道駅から 800m 圏域又はバス停から 300m圏域）に含まれています。

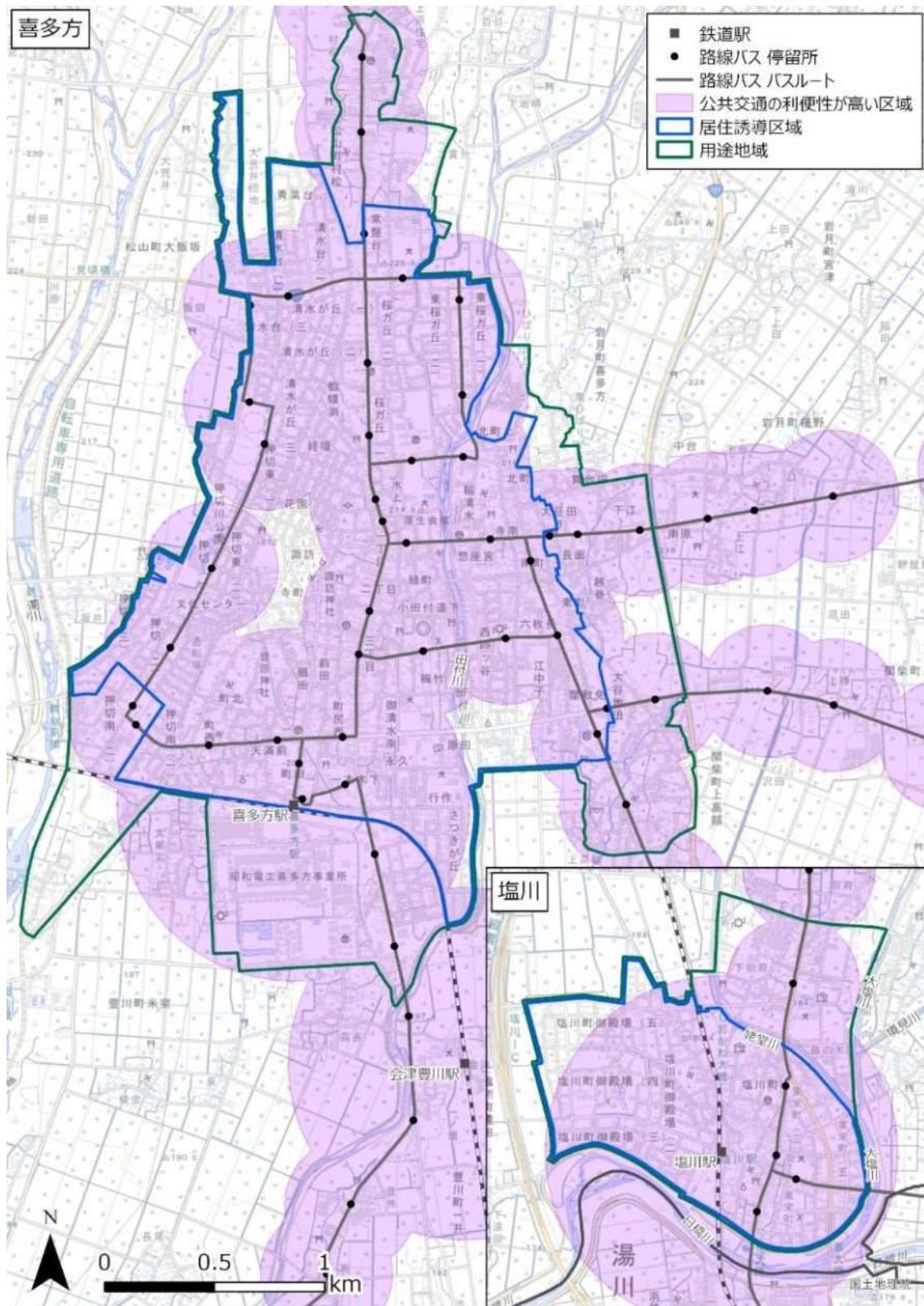


図 7-3-2 居住誘導区域と公共交通徒歩圏域

(3) 土地区画整理事業が完了している区域

土地区画整理事業が完了している区域（工業系用途地域を除く。）のすべてが居住誘導区域内に含まれています。

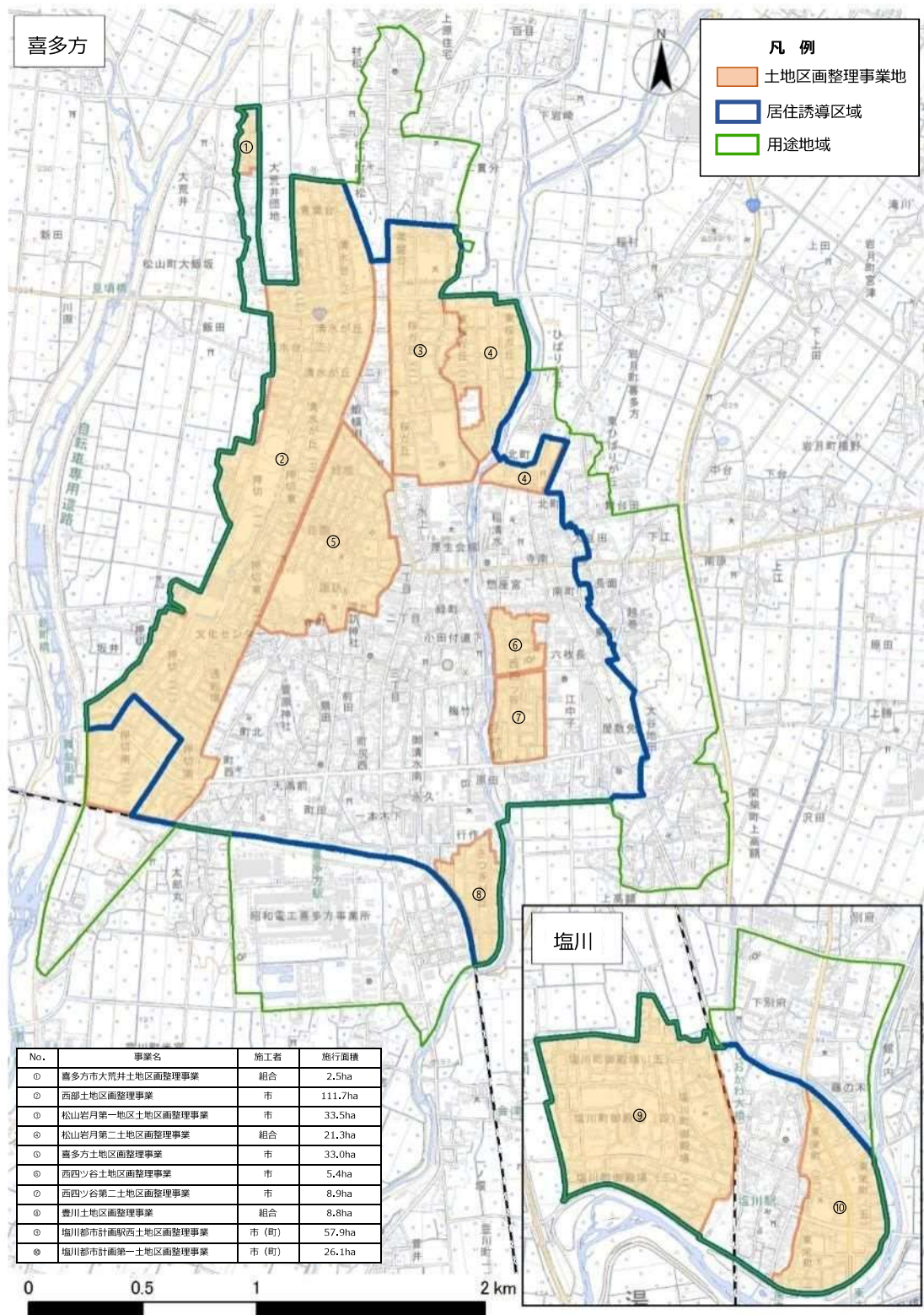


図 7-3-3 居住誘導区域と土地区画整理事業地

(4) 居住に適さない区域

居住誘導区域には、居住に適さない工業系用途地域（工業専用地域及び工業地域）は含まれていません。また、災害リスクの高い区域（土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域）の分布もありません。

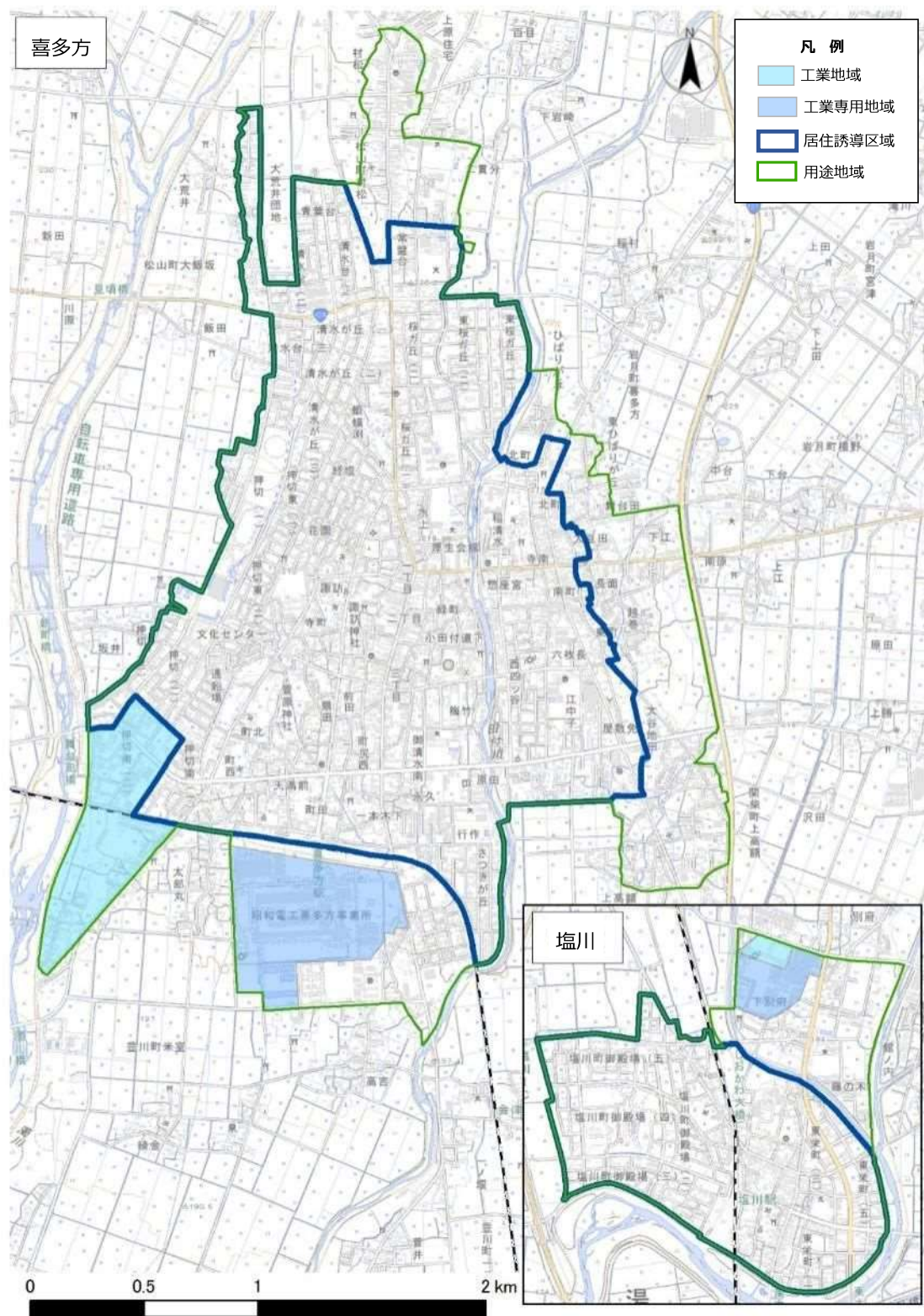
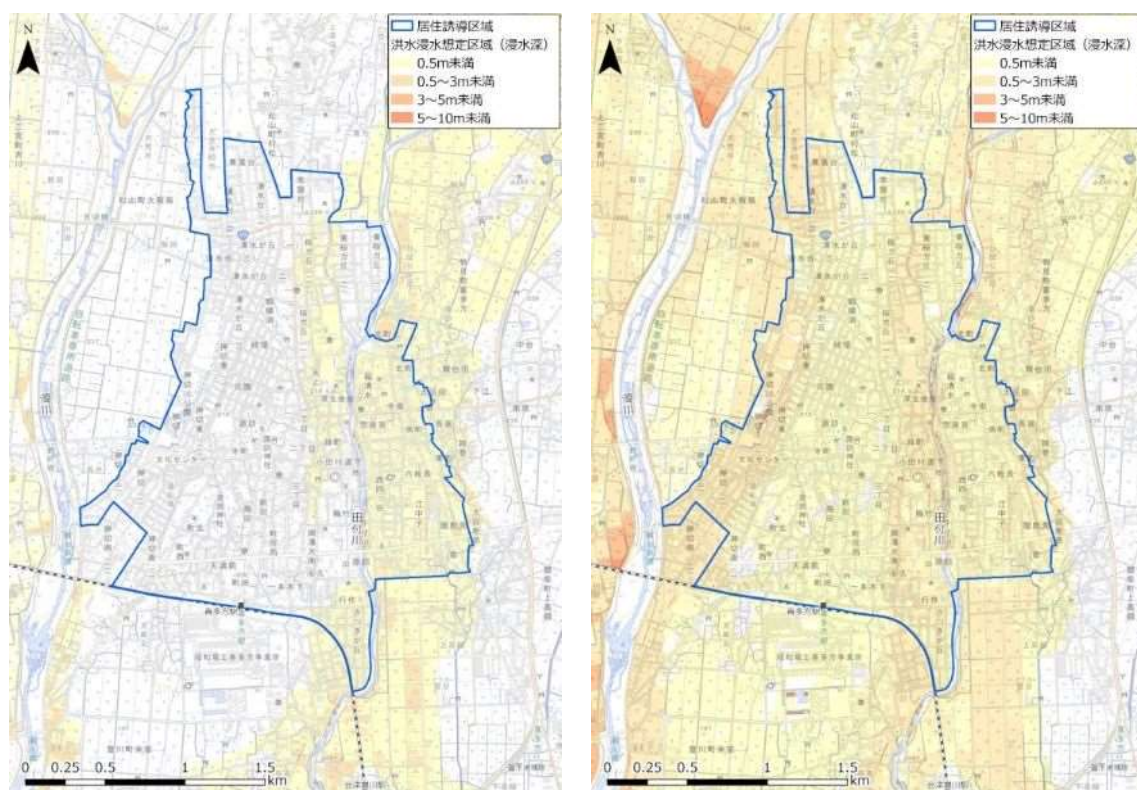


図 7-3-4 居住誘導区域と居住に適さない区域

(5) 浸水想定区域

喜多方地域の居住誘導区域では、計画規模の場合、東側の田付川沿いが広く水深 0.5m 未満に該当し、一部が 3m 未満（河川敷辺りのごく一部が 5m 未満）の浸水想定区域に該当します。想定最大規模の場合、田付川沿い、押切川公園付近（旧押切川河川敷の埋立地）が水深 0.5～3m 未満、それ以外のほぼ全域が水深 0.5m 未満の浸水想定区域に該当します。

当該区域は、2 階以上の家屋であれば垂直避難も可能であり、中心市街地が形成されていることから、将来的にも居住人口の維持が見込まれます。浸水想定区域であることの再周知を行い、災害に対する事業者や市民等の意識啓発を図る等、想定最大規模の浸水を見込んだ対策を前提として、居住誘導区域に含めるものとします。



塩川地域の居住誘導区域では、計画規模の場合、日橋川、田付川、大塩川、姥堂川の浸水想定区域に該当し、姥堂川沿いから区域南側、御殿場公園付近の大部分が水深 3m 未満、御殿場公園のごく一部が水深 3～5m の浸水想定区域に該当します。想定最大規模の場合、全域が水深 0.5m以上の浸水想定区域内に該当し、南側は水深 5～10mの浸水想定区域に該当します。

当該区域は、現在も土地区画整理事業地を中心に人口が増加しており、将来的にも居住人口の維持が見込まれることから、浸水想定区域であることの再周知を行い、災害に対する事業者や市民等の意識啓発を図る等、想定最大規模の浸水を見込んだ対策を前提として、居住誘導区域に含めるものとします。

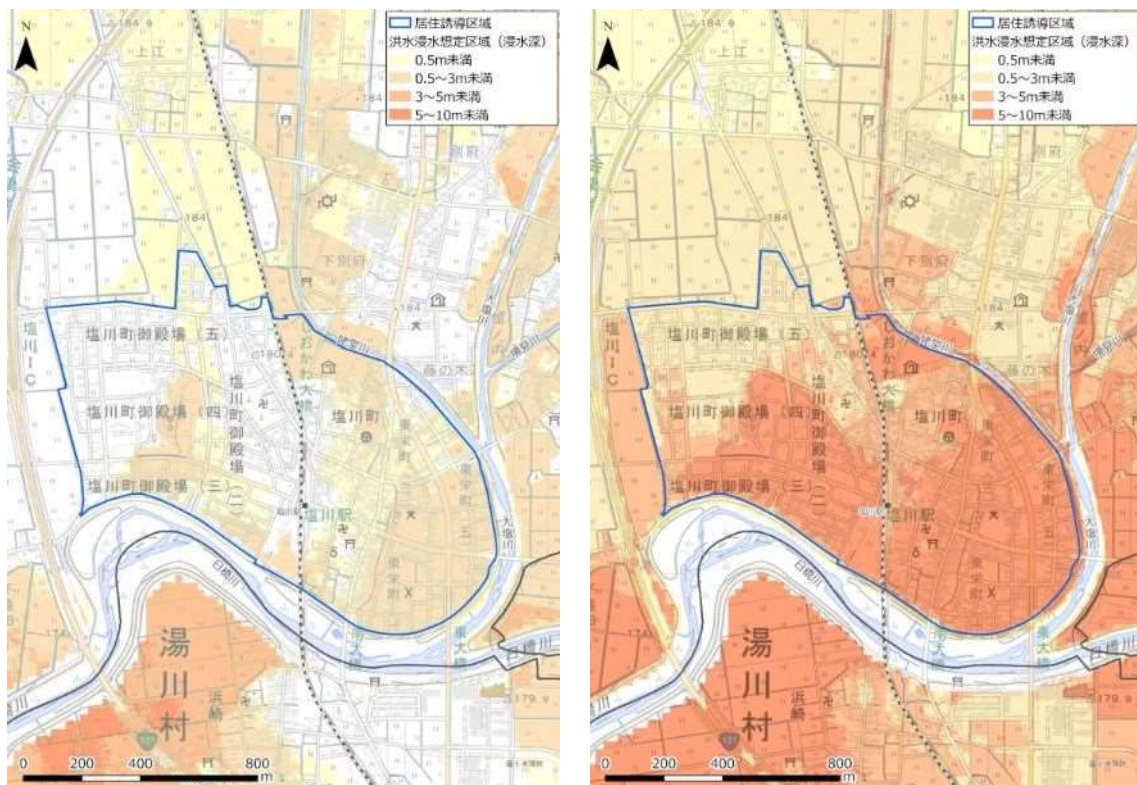


図 7-3-5 居住誘導区域（塩川地域）における浸水想定区域（左：計画規模、右：想定最大規模）

第8章 都市機能及び居住を誘導するための施策

8-1 都市機能及び居住を誘導するための施策の考え方

本市では、人口減少や高齢化が進んだ 20 年後を見据え対応できるよう、「拠点性の強化に関する施策」、「交通ネットワークの強化に関する施策」、「定住促進に関する施策」により、「中心市街地と地域生活拠点、コミュニティ拠点の持続可能な地域運営」を目指します。

この実現に向け、都市機能及び居住を維持・誘導するための施策を時間軸を持って講じていきます。

8-2 都市機能及び居住を誘導するための具体的な施策

(1) 拠点性の強化に関する施策（都市機能誘導区域における都市機能の維持・誘導施策）

- 商業・観光拠点としての機能向上
 - ・ 空家・空き店舗利活用の賃借料等の助成
 - ・ 歴史的建築物の保存・活用（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項に基づく適用除外）
 - ・ 小田付重要伝統的建造物群保存地区の整備と防災計画による対策の実施
 - ・ 旧甲斐家蔵住宅の観光拠点としての整備
 - ・ 景観形成住民協定の拡充等による良好な景観の保全と形成
 - ・ まちづくり団体との連携によるまちなか再生の推進
- 若年層の雇用機会の創出・人材育成
 - ・ 看護・介護・社会福祉人材育成拠点の整備
- 市民ニーズに対応する都市機能の誘導・維持
 - ・ 子育て支援施設の整備
 - ・ 大規模商業施設の維持
 - ・ 金融施設の維持
 - ・ 児童館・児童クラブの整備
 - ・ 図書館の整備
- 塩川駅とその周辺の一体的な整備による拠点形成
 - ・ 塩川駅、東西自由通路、駅前広場等の整備
- 公的不動産及び低未利用土地の利用促進
 - ・ 公的不動産の有効活用
 - ・ 細街路等の整備の検討（低未利用土地権利設定等促進計画の策定及び立地誘導促進施設協定の締結の検討）

(2) 交通ネットワークの強化に関する施策

- 持続可能で利便性の高い公共交通ネットワークの形成
 - ・ 路線バスの運行支援及び地域生活拠点等から中心市街地への交通手段の継続的な確保及び運行形態の見直し
 - ・ 市街地循環路線バスの活用
 - ・ 医療機関等が運行する送迎バスの公共交通への利用転換の検討
- 道路ネットワークの整備による回遊性の向上及び歩きやすい歩行空間の確保
 - ・ 都市計画道路坂井四ツ谷線の整備
 - ・ 国道 459 号（上町地区等）の無電柱化及び無散水消雪化の推進
 - ・ 市道押切東線の歩道再整備

(3) 定住促進に関する施策（居住誘導区域における居住の誘導施策）

- 子育て世代の移住・定住促進
 - ・ 市外からの若者の移住や市内の若者の定住への支援
（多世代同居住宅取得支援事業、移住者住宅取得支援事業）
 - ・ 子育て世帯向け定住促進住宅の整備
 - ・ 子育て支援施設の整備〔再掲〕
 - ・ 公園予定地等の整備
- 公的不動産及び低未利用土地の利用促進
 - ・ 公的不動産の有効活用〔再掲〕
 - ・ 空家等の適正管理の啓発と再生又は除却の推進（老朽危険空き家等解体撤去補助金・空き家再生推進事業補助金）
 - ・ 細街路等の整備の検討（低未利用土地権利設定等促進計画の策定及び立地誘導促進施設協定の締結の検討）〔再掲〕
- 災害に対する安全性の確保
 - ・ タイムラインに基づく迅速かつ円滑な避難指示等
 - ・ 災害情報連携システムによる情報発信と注意喚起
 - ・ 国や県と連携した治水安全度の向上等
 - ・ 自主防災組織の設立推進による自発的な避難体制の整備
 - ・ 災害を想定した避難訓練実施による災害発生時の対応確認と市民の防災意識の高揚

中心市街地の主な誘導施策

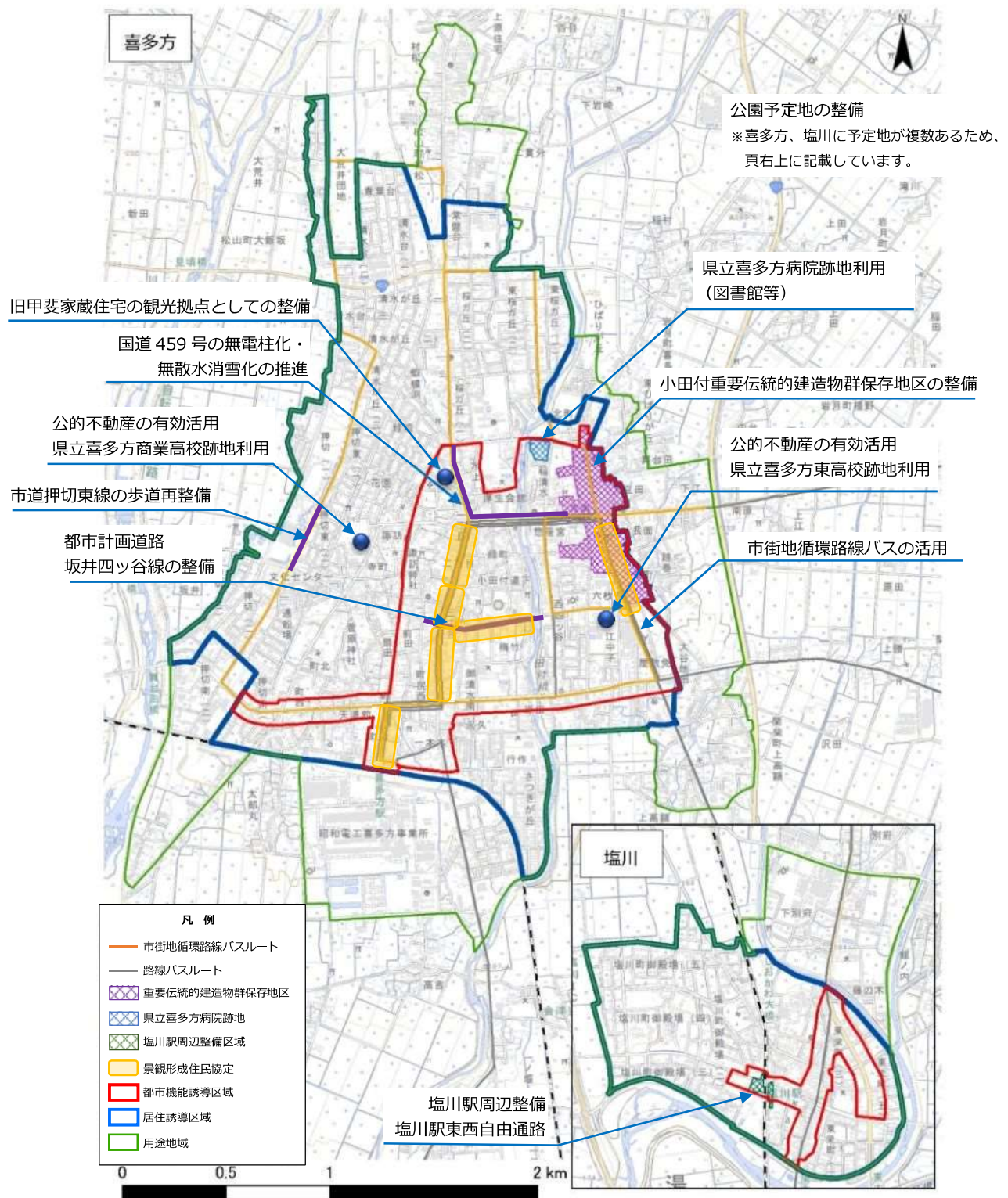


図 8-2-1 中心市街地の将来都市構造

第9章 防災指針

9-1 防災指針とは

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる防災・減災の目標や取組を示したものです。

近年、地球温暖化や気候変動の影響により、大雨などによる河川の氾濫や堤防の決壊、土砂災害などが発生しており、人命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。このような頻発化・激甚化する自然災害に対応していく必要がある一方で、我が国では既存の市街地等がハザードエリア内に存在する自治体も少なくはない状況です。これを受けて、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画」に防災指針を定めることで、都市のコンパクト化と併せて災害に強いまちづくりを進めることとなりました。

本市においては、居住誘導区域に浸水想定区域が含まれており、直近では令和4年8月の大雨災害により浸水被害等が発生しています。このような災害に備えるべく、防災指針で災害リスクを分析し、防災・減災に関する課題に対する目標や取組等を示すことで、コンパクトで安全なまちづくりを推進します。

なお、防災指針の対象区域は居住誘導区域とし、居住誘導区域外の災害リスクへの取組は防災に関する諸計画等に基づいて対応を行っていきます。

対象区域内には、土砂災害によるハザードエリアに指定された箇所はないため、対象とする災害は水害のみとします。

■ 防災指針の構成

1 防災指針とは

2 災害リスク分析と課題の抽出

- (1) 災害ハザード情報の整理
- (2) 災害リスクの高い地域の抽出
- (3) 防災上の課題の抽出

3 防災まちづくりの将来像・取組方針

- (1) 防災まちづくりの将来像
- (2) 取組方針

4 防災に関する重点施策・施策・スケジュール・目標値

- (1) 防災に関する重点施策
- (2) 防災に関する施策・スケジュール
- (3) 防災に関する目標値

■ 防災指針の対象範囲

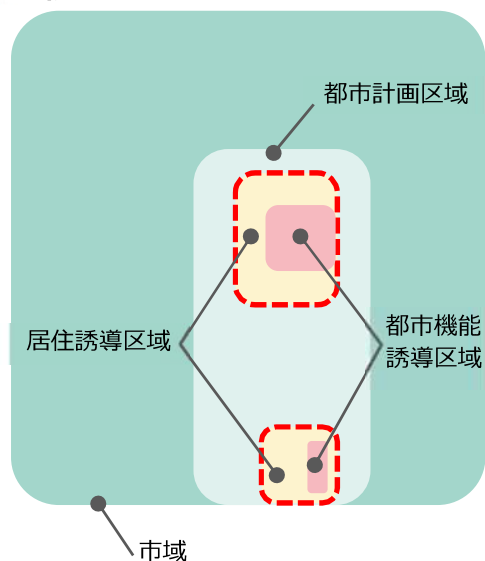


図 9-1-1 防災指針の対象範囲

9-2 災害リスク分析と課題の抽出

(1) 災害ハザード情報の整理

「第2章 喜多方市の現状」2-6 防災（P26～31）にて行った現状把握に基づき、災害リスクの分析を行うにあたり、居住誘導区域内で発生するおそれのある災害ハザード情報を収集・整理します。

表 9-2-1 災害ハザード情報（居住誘導区域内）

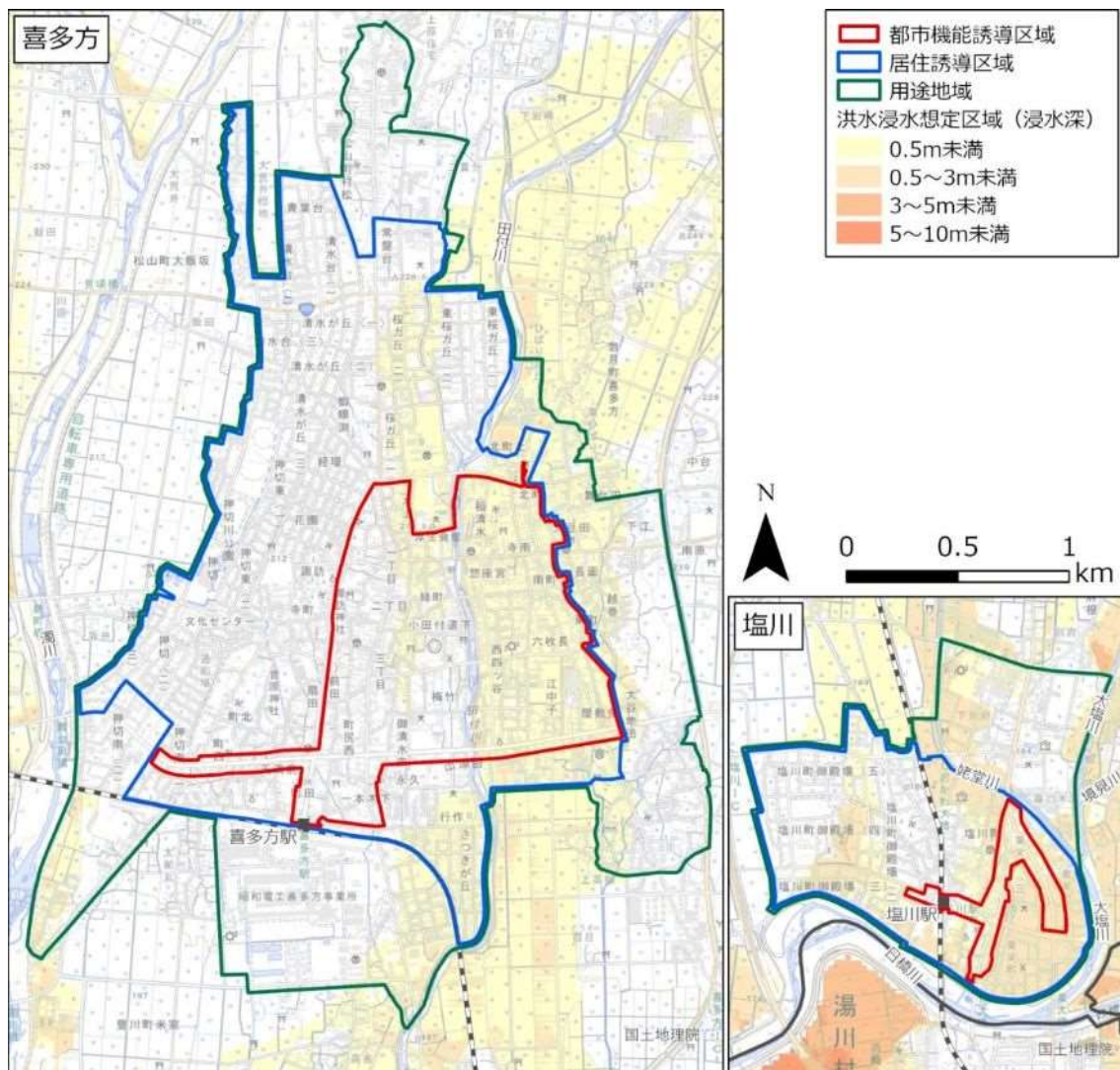
分類		災害ハザード
水害	河川	1) 洪水浸水想定区域【計画規模】 河川ごとに想定される浸水想定区域を重ね、浸水深が深い方で分析。 <対象河川> 阿賀川、日橋川、大塩川、田付川、濁川、押切川、姥堂川、境見川、三の森川
		2) 洪水浸水想定区域【想定最大規模】 「喜多方市防災マップ（令和5年3月作成）」のデータを基に分析。 <対象河川> 上記と同様
		3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）【想定最大規模】 河川ごとに想定される浸水想定区域を重ね、浸水時間が長い方で分析。 <対象河川> 上記と同様
		4) 家屋倒壊等氾濫想定区域 「喜多方市防災マップ（令和5年3月作成）」のデータを基に分析。 <対象河川> 上記と同様
	ため池	5) ため池浸水想定区域 喜多方市ホームページで公表している「ため池浸水想定区域図」のデータを基に分析。

1) 洪水浸水想定区域【計画規模】

計画規模降雨とは、その河川を将来的に氾濫させないように整備する際に目標とする大雨のことです。河川の流域の大きさや氾濫が想定される範囲の資産状況などを考慮して定めたもので、河川ごとに個別に定めています。（詳細は※1を参照）

喜多方地域の居住誘導区域内は、東側の田付川沿いが広く水深 0.5m 未満に該当し、一部が 3m 未満（河川敷辺りのごく一部が 5m 未満）の浸水想定区域に該当します。

塩川地域の居住誘導区域内は、日橋川、田付川、大塩川、姥堂川の浸水想定区域に該当し、姥堂川沿いから区域南側、御殿場公園付近の大部分が水深 3m 未満、御殿場公園のごく一部が水深 3～5m の浸水想定区域に該当します。



※1 計画規模降雨（河川整備の目標とする降雨）：

- ・阿賀川、日橋川、濁川、押切川：概ね 100 年に 1 回程度
 - ・田付川：概ね 30 年に 1 回程度
 - ・大塩川、姥堂川、境見川、三の森川：概ね 5 年に 1 回程度
- 上記の頻度で起こる大雨を想定したもの。

※2 河川毎に想定される浸水想定区域を重ね、浸水深が深い方を表示したもの。

図 9-2-1 計画規模における洪水浸水想定区域（居住誘導区域内）

〔出典：阿賀野川水系阿賀川・日橋川浸水想定区域図（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）、阿賀野川水系日橋川・濁川・押切川・田付川・大塩川・姥堂川・境見川・三の森川浸水想定区域図（喜多方建設事務所）〕

2) 洪水浸水想定区域【想定最大規模】

想定最大規模降雨とは、想定し得る最大規模の降雨のことで 1000 年に 1 回程度の確率で発生する降雨を想定しています。

喜多方地域の居住誘導区域内は、田付川沿い、押切川公園付近（旧押切川河川敷の埋立地）が水深 0.5～3m 未満、それ以外のほぼ全域が水深 0.5m 未満の浸水想定区域に該当します。

塩川地域の居住誘導区域内は、全域が水深 0.5m 以上の浸水想定区域内に該当し、南側は水深 5～10m の浸水想定区域に該当します。

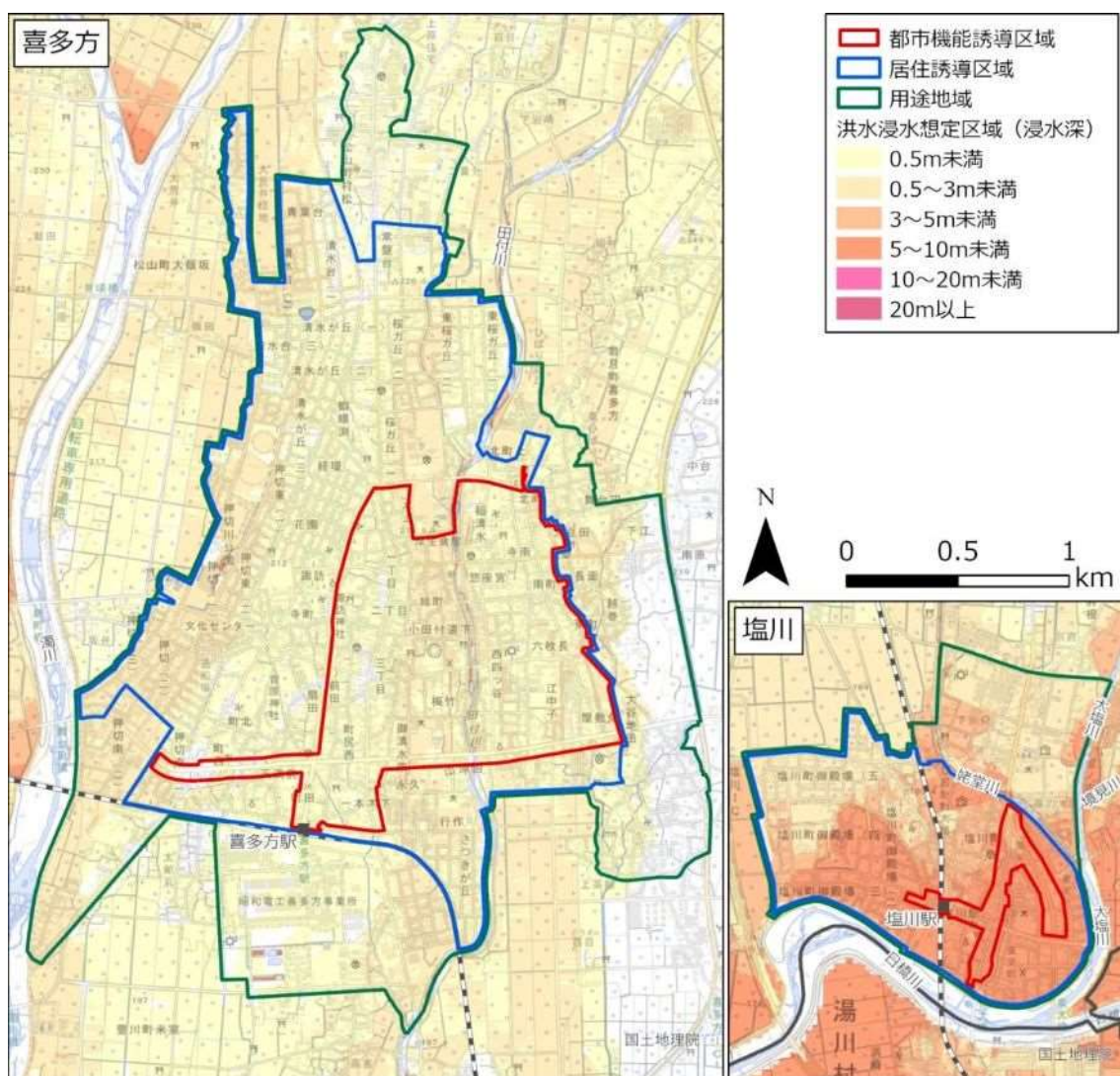


図 9-2-2 想定最大規模における洪水浸水想定区域（居住誘導区域）

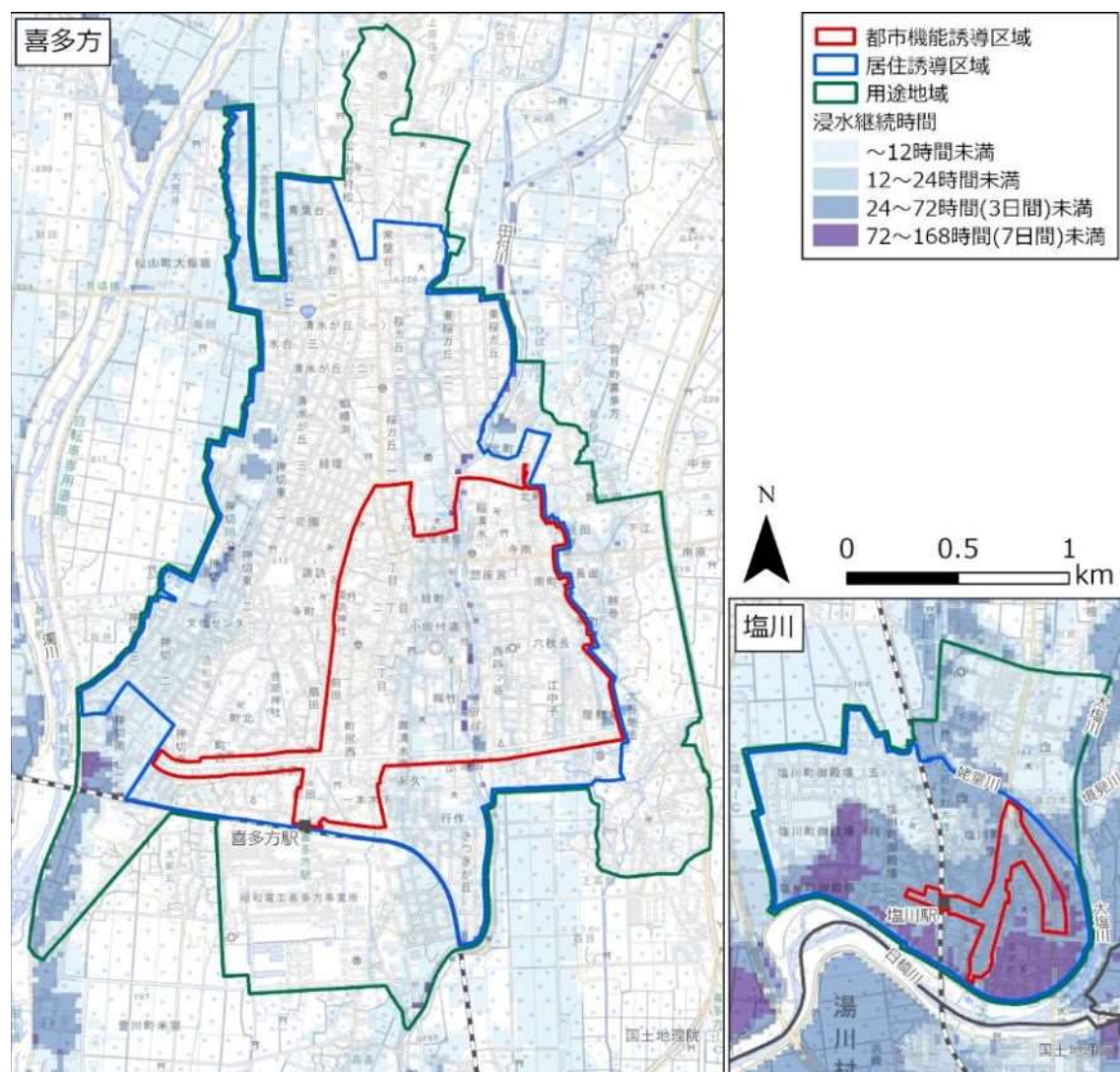
〔出典：喜多方市防災マップ(2023 年 3 月作成)〕

3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）【想定最大規模】

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものです。浸水継続時間が長い地域では、仮に洪水時に屋内安全確保（垂直避難）により身体・生命を守れたとしても、その後の長期間の浸水により生活や企業活動の再開等に支障が出るおそれがあります。なお、浸水継続時間は、長時間にわたり浸水するおそれのある場合（浸水深 50cm 以上がおおむね 24 時間以上継続する場合）に設定するものです。

喜多方地域の居住誘導区域内は、区域東側以外の大部分が 12 時間未満、押切川公園の一部が 24～72 時間未満の浸水継続時間に該当します。

塩川地域の居住誘導区域内は、全域が浸水継続時間に該当し、姥堂川沿いから区域南側が 24 時間以上の浸水継続時間に該当します。なかでも、姥堂川沿いの一部、区域南側の一部は 72～168 時間（3～7 日間）の浸水継続時間に該当します。



※ 河川ごとに想定される浸水継続時間を重ね、浸水深が深い方を表示したもの。

図 9-2-3 想定最大規模における浸水継続時間（居住誘導区域）

〔出典：阿賀野川水系阿賀川・日橋川浸水想定区域図（国土交通省北陸地方整備局阿賀川河川事務所）、阿賀野川水系日橋川・濁川・押切川・田付川・大塩川・姥堂川・境見川・三の森川浸水想定区域図（喜多方建設事務所）〕

4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）【想定最大規模】

家屋倒壊等氾濫想定区域は、【氾濫流】と【河岸侵食】の2種類あります。

氾濫流による家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防が決壊し、河川から流れ込む水の力により、一般的な木造住宅が倒壊・流出するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、「早期の立退き避難」が必要です。

河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域は、河川の激しい流れにより河岸が削られ土地が流出し、住宅が倒壊・流出するおそれのある区域です。この区域の住民の方は、「早期の立退き避難」が必要です。

喜多方地域の居住誘導区域内は、田付川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に該当します。

塩川地域の居住誘導区域内は、御殿場公園付近、日橋川沿い、姥堂川と大塩川の合流地点付近が家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に該当し、姥堂川・大塩川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）に該当します。

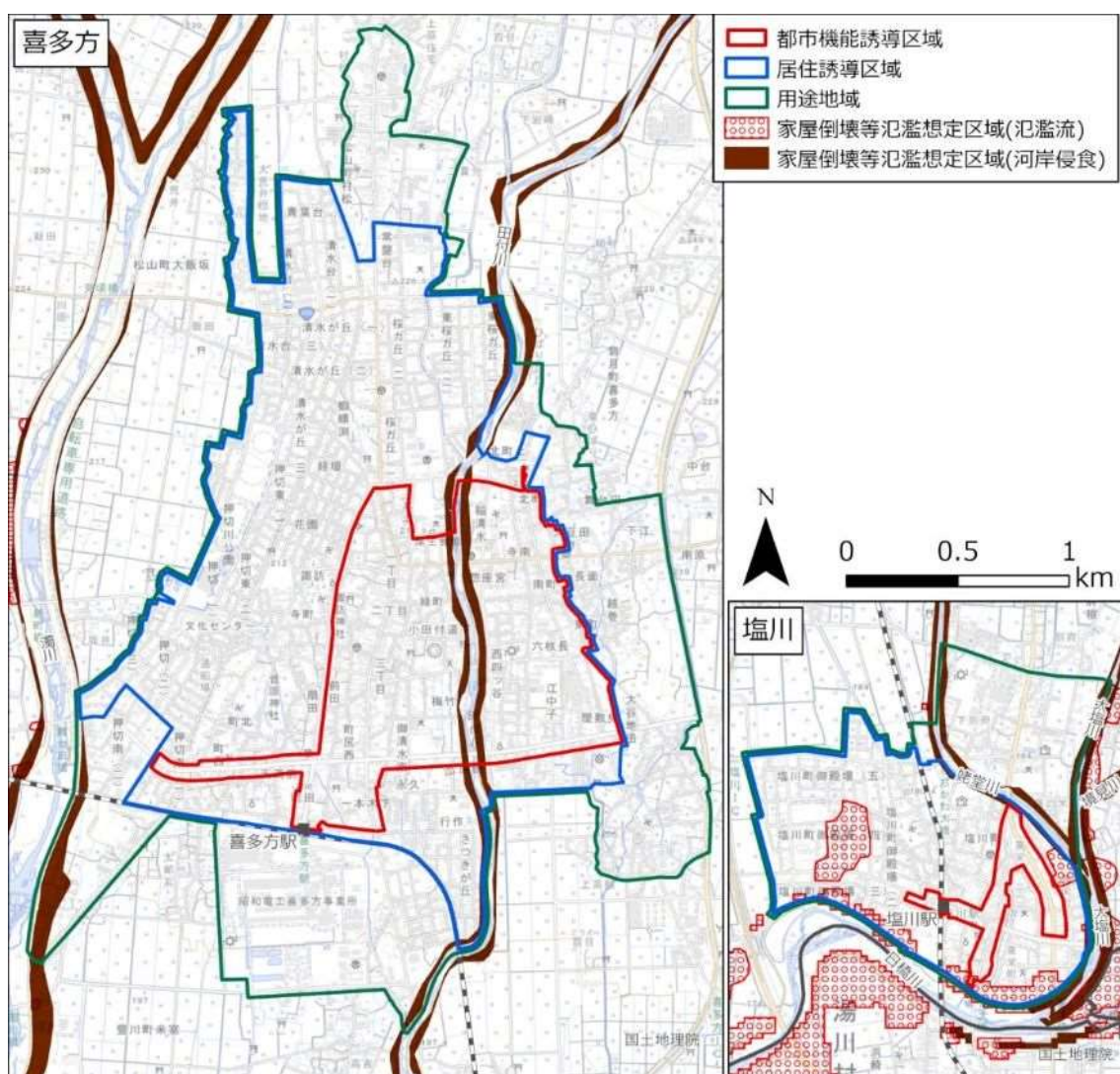


図 9-2-4 想定最大規模における家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）（居住誘導区域）

〔出典：喜多方市防災マップ(2023 年 3 月作成)〕

5) ため池浸水想定区域

喜多方地域の居住誘導区域内は、北東側の田付川付近が無行沼の浸水想定区域に該当します。塩川地域の居住誘導区域内は、該当しません。

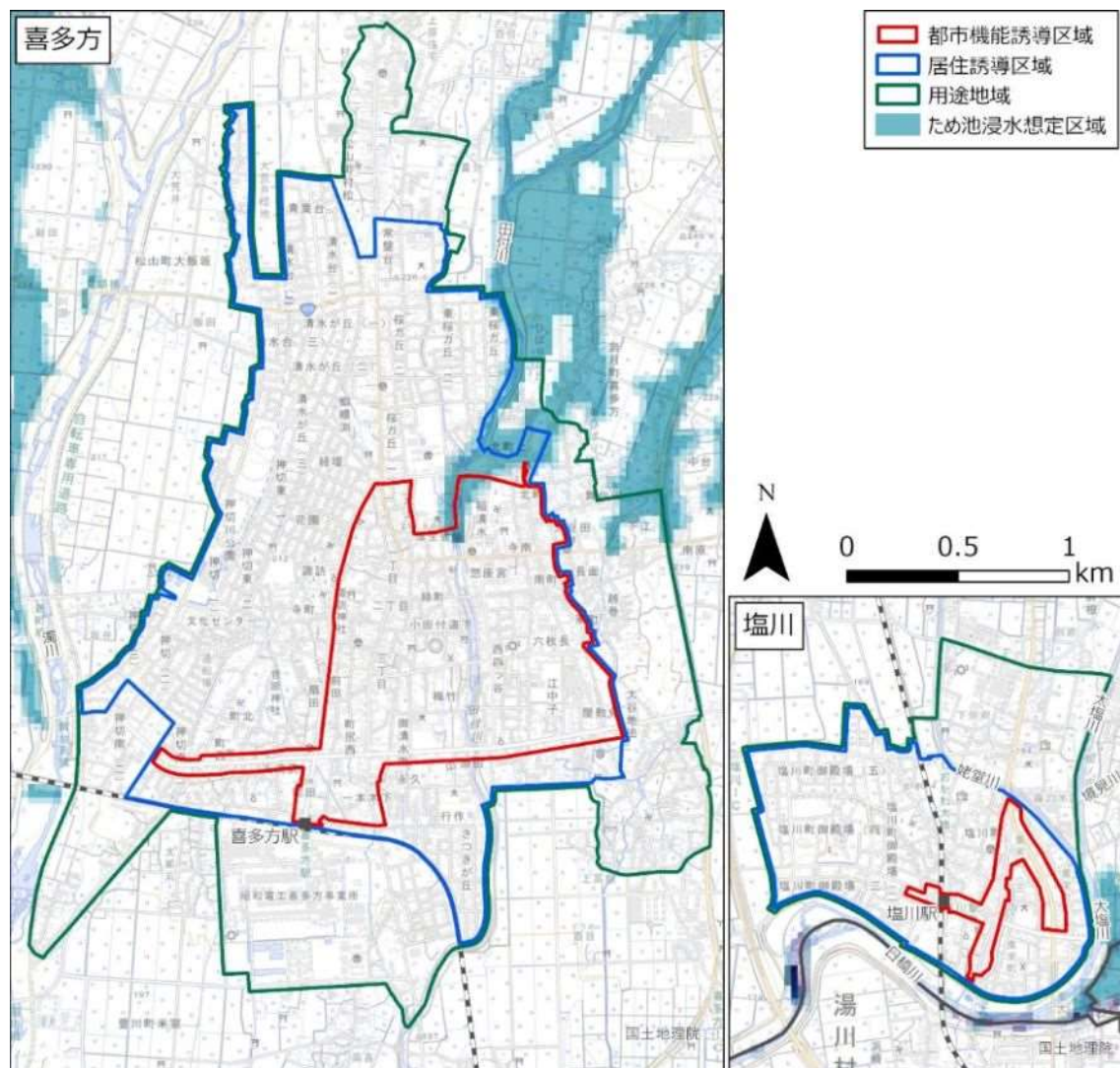


図 9-2-5 ため池浸水想定区域（居住誘導区域） [出典：ため池ハザードマップ]

（２）災害リスクの高い地域の抽出

整理した居住誘導区域内の災害ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、居住誘導区域内で災害リスクの高い地域を分析・抽出します。

災害ハザード情報	都市の情報
1) 洪水浸水想定区域【計画規模】	・行政施設
2) 洪水浸水想定区域【想定最大規模】	・有床の医療・福祉施設
3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）【想定最大規模】	・建物階数
4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）	・建物構造
5) ため池浸水想定区域	・避難所



1) 洪水浸水想定区域【計画規模】

水深が 0.5m 未満の場合は 1 階床下浸水、0.5～3m 未満の場合は建物の 1 階床上～軒下浸水、3～5m 未満の場合は 2 階床上～軒下浸水、5～10m 未満の場合は 3 階床上～4 階軒下浸水する高さに相当します。

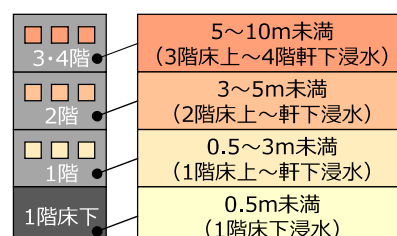


図 9-2-6 浸水深の目安

[出典：喜多方市防災マップ]

原則、浸水想定区域外への「立退き避難」を基本としますが、多くの住宅が浸水想定区域には存在しており、1 階の住宅などの「垂直避難」が困難な場合は、浸水想定区域外への「立退き避難」が必要です。

■ 喜多方地域

居住誘導区域の東側の田付川沿いが広く水深 0.5m 未満、一部が 3m 未満の浸水想定区域に該当し、住宅が 1 階床下～軒下浸水するおそれがあります。

また、田付川沿いには有床の医療・福祉施設、洪水の場合の一時避難場所兼指定避難所となっている第一中学校体育館が水深 0.5m 未満の浸水想定区域に該当し、1 階床下浸水するおそれがあります。

■ 塩川地域

姥堂川沿いから居住誘導区域の南側、御殿場公園付近の大部分が水深 3m 未満の浸水想定区域に該当し、住宅が 1 階床下～軒下浸水するおそれがあります。

また、1 階床上～軒下浸水するおそれがある水深 0.5～3m 未満の浸水想定区域に有床の福祉施設が立地しています。塩川総合支所は 0.5m 未満の浸水想定区域に該当し、1 階床下浸水するおそれがあります。

災害ハザード情報
1) 洪水浸水想定区域【計画規模】



都市の情報
・建物（住宅系） ・行政施設 ・有床の医療・福祉施設 ・避難所・避難場所

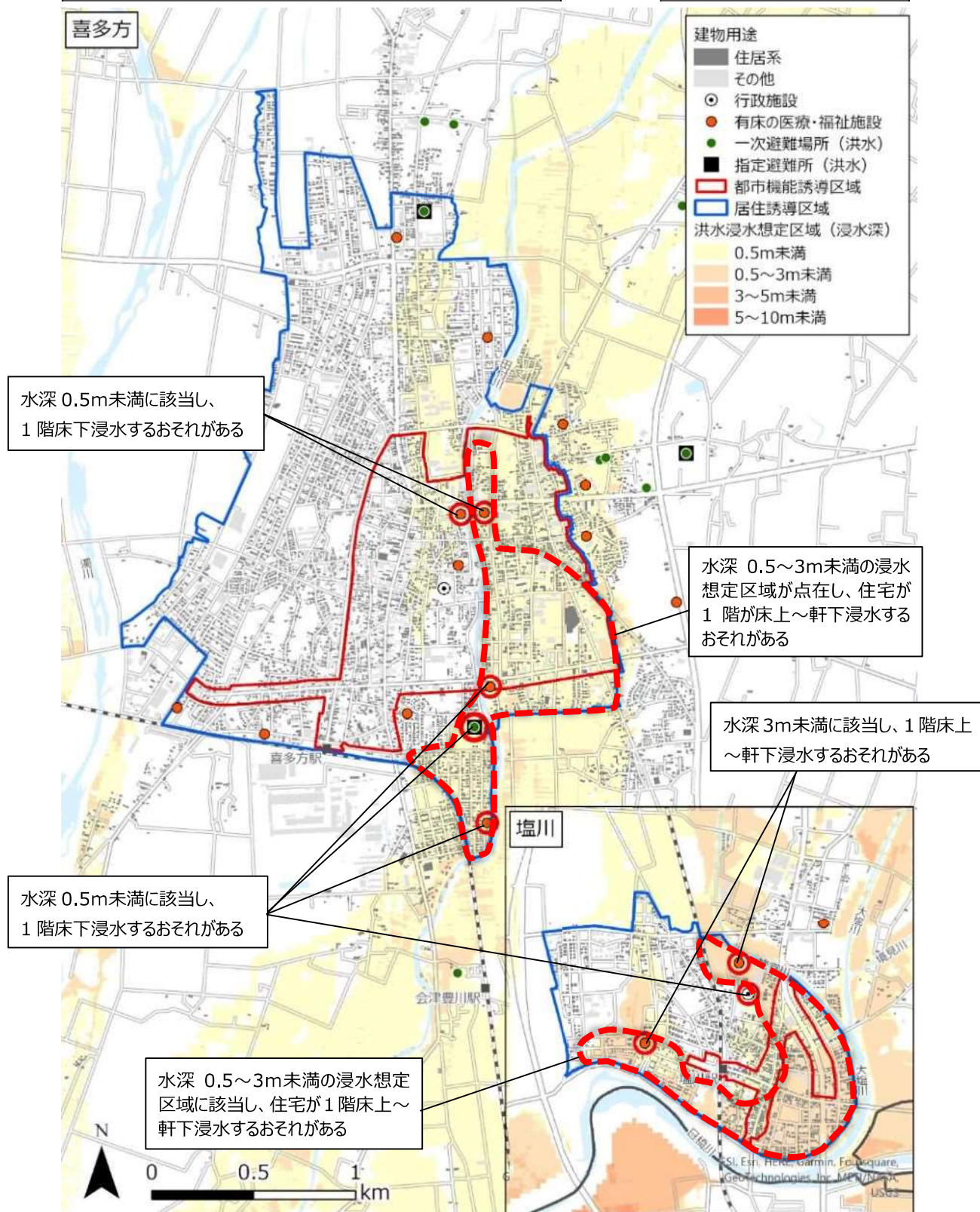


図 9-2-7 洪水浸水想定区域【計画規模】におけるリスク

2) 洪水浸水想定区域【想定最大規模】

■ 喜多方地域

田付川沿い、押切川公園周辺（旧押切川河川敷の埋立地）が水深 0.5～3m未満に該当し、住宅が 1 階床上～軒下浸水するおそれがあります。それ以外のほぼ全域が水深 0.5m未満の浸水想定区域に該当し、住宅が 1 階床下浸水するおそれがあります。

また、喜多方市役所をはじめ、区域内の有床の医療・福祉施設、洪水の場合の一時避難場所、指定避難所のすべてが浸水想定区域に立地します。中でも、田付川沿い、押切川公園周辺（旧押切川河川敷の埋立地）に立地する各施設は水深 3m未満の浸水想定区域に該当し、1 階床下～軒下浸水するおそれがあります。

■ 塩川地域

居住誘導区域の全域が少なくとも 1 階床上浸水する水深 0.5m以上の浸水想定区域内に該当します。特に、居住誘導区域の南側は水深 5～10mの浸水想定区域に該当し、3 階床上～4 階軒下浸水するレベルであることから、多くの住宅が屋根まで浸水するおそれがあります。

また、4 階軒下浸水するおそれがある水深 5～10m 未満の浸水想定区域に有床の福祉施設が立地しています。塩川総合支所は 3～5m未満の浸水想定区域に該当し、屋根まで浸水するおそれがあります。

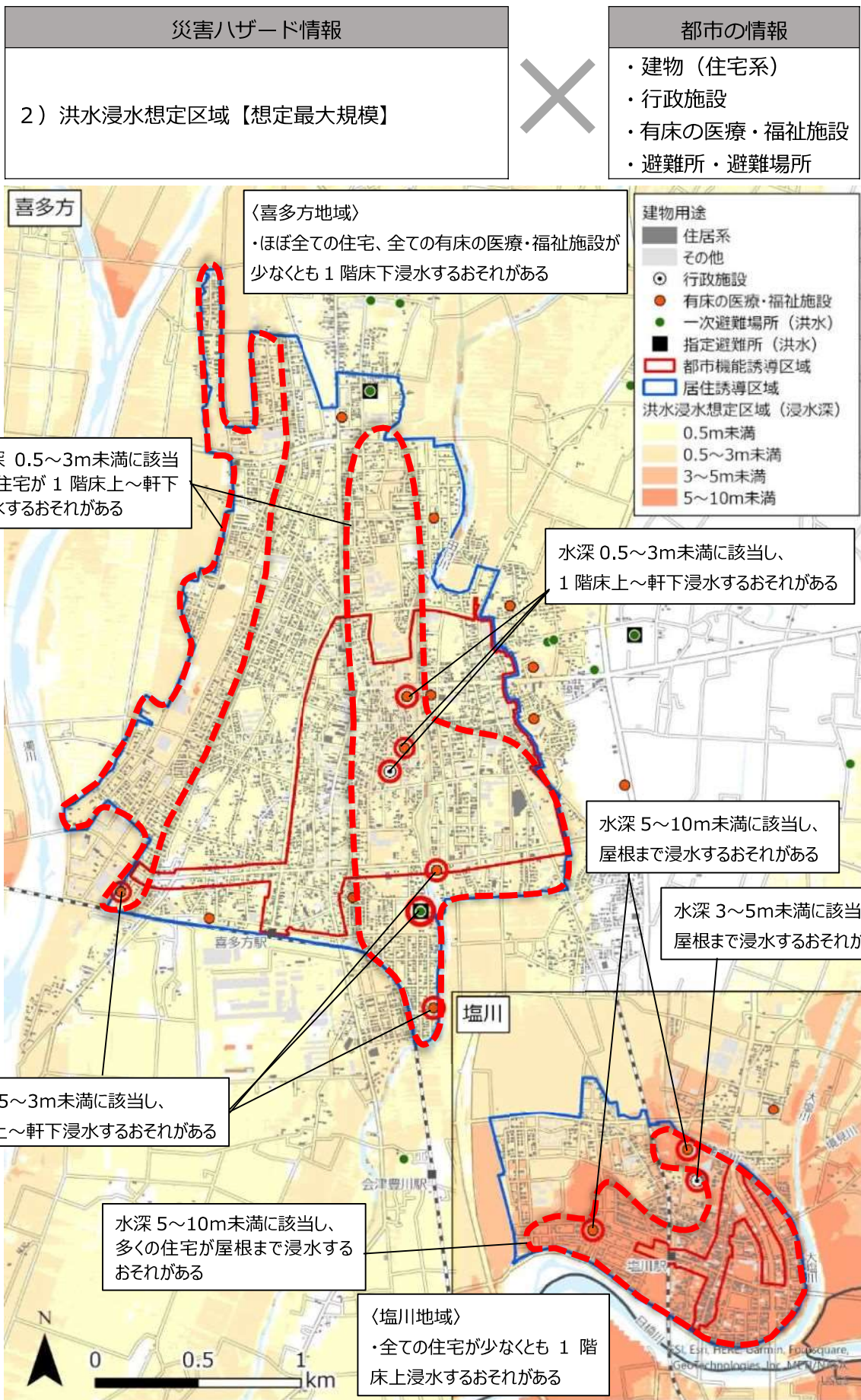


図 9-2-8 洪水浸水想定区域【想定最大規模】におけるリスク

3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）【想定最大規模】

浸水継続時間が長い地域では、ライフラインが絶たれることにより避難生活が困難になり、孤立するおそれがあります。

■ 喜多方地域

田付川沿い、押切川公園周辺（旧押切川河川敷の埋立地）の浸水深が 0.5～3m未満のエリアで、多くの住宅が 12 時間未満浸水が継続するおそれがあります。

また、喜多方市役所をはじめ、田付川沿い、押切川公園周辺（旧押切川河川敷の埋立地）の有床の医療・福祉施設、洪水の場合の一時避難場所、指定避難所となっている第一中学校体育館は、12 時間未満浸水が継続するおそれがあります。

■ 塩川地域

居住誘導区域の全域が少なくとも 12 時間未満浸水が継続し、姥堂川沿いから区域南側が 24 時間以上浸水が継続するおそれがあります。中でも、大塩川沿いの一部、区域南側の一部は 72～168 時間（3～7 日間）浸水が継続するおそれがあります。

また、水深 5～10m 未満の浸水想定区域に該当し、24～168 時間（1～7 日間）浸水が継続するおそれのある区域に有床の福祉施設が立地しています。塩川総合支所は 3～5m未満の浸水想定区域に該当し、12～24 時間浸水が継続するおそれがあります。

災害ハザード情報
3) 洪水浸水想定区域（浸水継続時間） 【想定最大規模】



都市の情報
・建物（住宅系） ・行政施設 ・有床の医療・福祉施設 ・避難所・避難場所

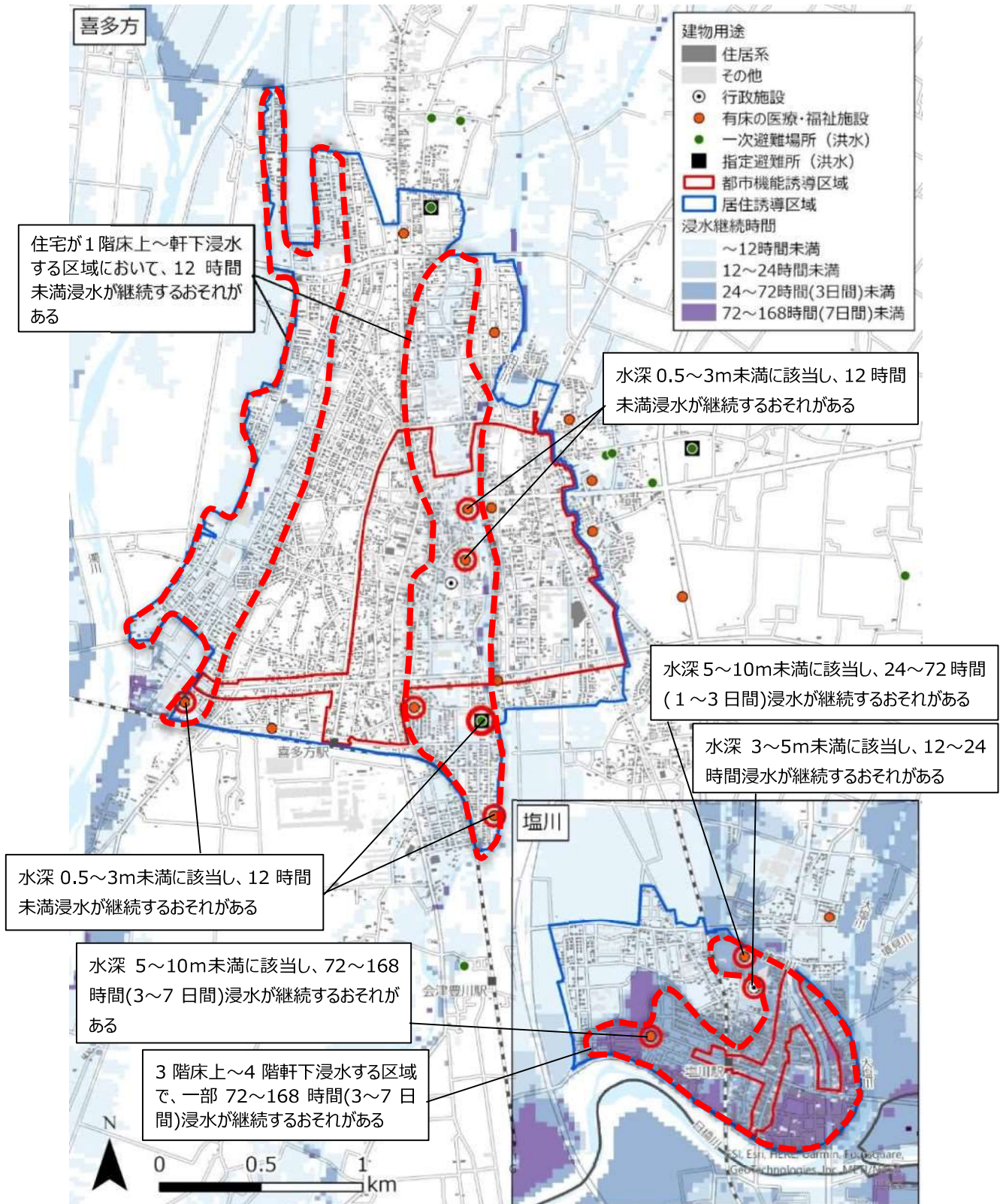


図 9-2-9 洪水浸水想定区域（浸水継続時間）【想定最大規模】におけるリスク

4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）【想定最大規模】

家屋倒壊等氾濫想定区域は、洪水時に家屋が流出・倒壊等のおそれがあることから、「早期の立退き避難」が必要です。

■ 喜多方地域

田付川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に該当し、住宅や有床の医療・福祉施設が立地しています。

■ 塩川地域

塩川地域の居住誘導区域内は、御殿場公園付近、日橋川沿い、姥堂川と大塩川の合流地点付近が家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）に該当し、姥堂川・大塩川沿いが家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）に該当しており、いずれも住宅が立地しています。



図 9-2-10 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）【想定最大規模】におけるリスク

5) ため池浸水想定区域

ため池浸水想定区域は、万が一の事態でため池が決壊した場合、最大でどの程度の浸水範囲となるかを表示したものです。

■ 喜多方地域

居住誘導区域内の田付川上流部が無行沼のため池浸水想定区域に該当します。居住誘導区域内の浸水想定水区域は、ため池決壊後 60 分後に 1～2m 浸水し、1 階床上浸水するおそれがあります。



図 9-2-11 ため池浸水想定区域（無行沼）[出典：喜多方市ホームページ]

■ 塩川地域

居住誘導区域内にため池浸水想定区域に該当するエリアはありません。

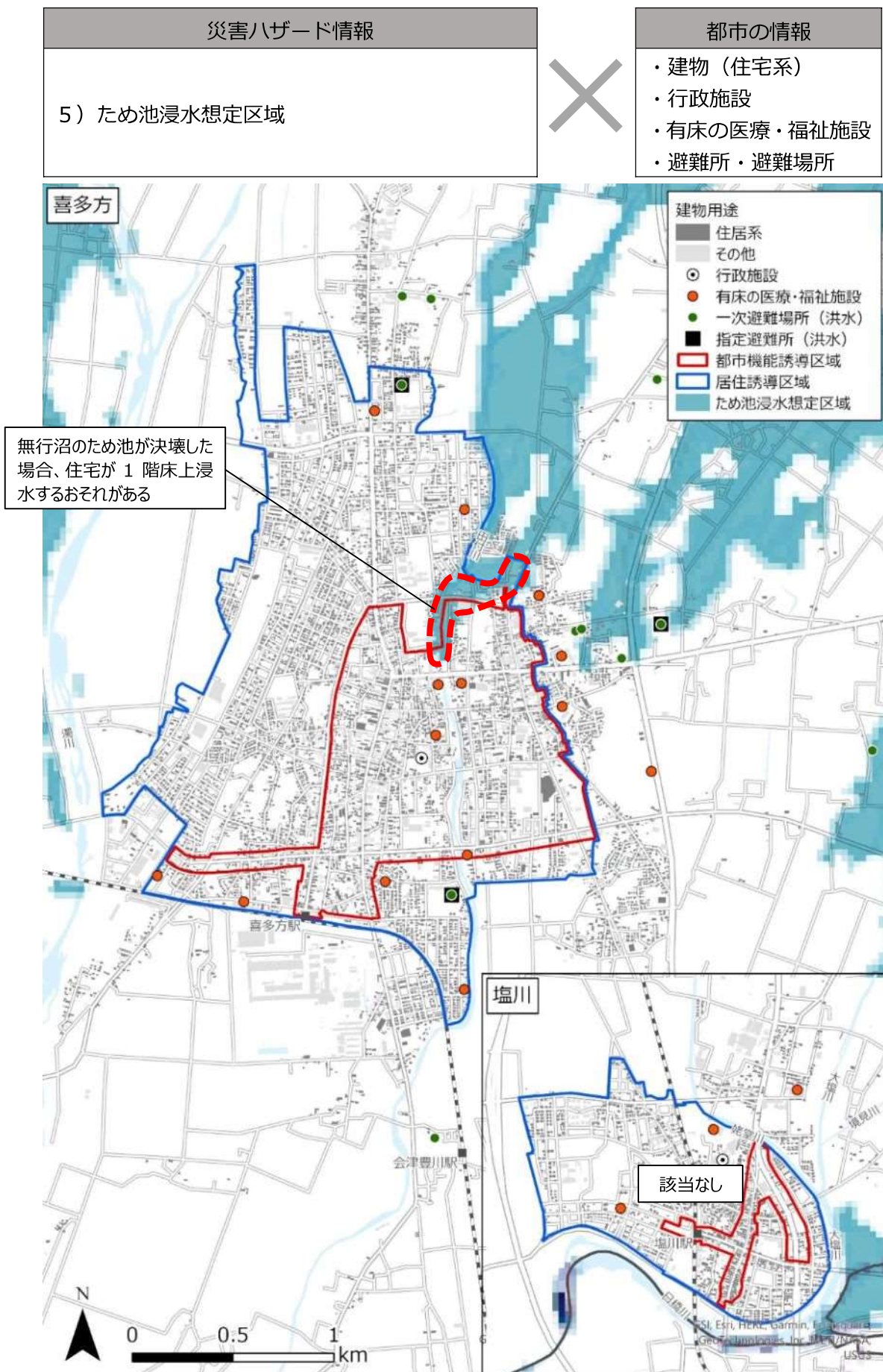


図 9-2-12 ため池浸水想定区域におけるリスク

(3) 防災上の課題の抽出

■喜多方地域

〈誘導区域全体〉

- ・【最大規模】ほぼ全ての住宅、全ての有床の医療・福祉施設が少なくとも1階床下浸水するおそれがある

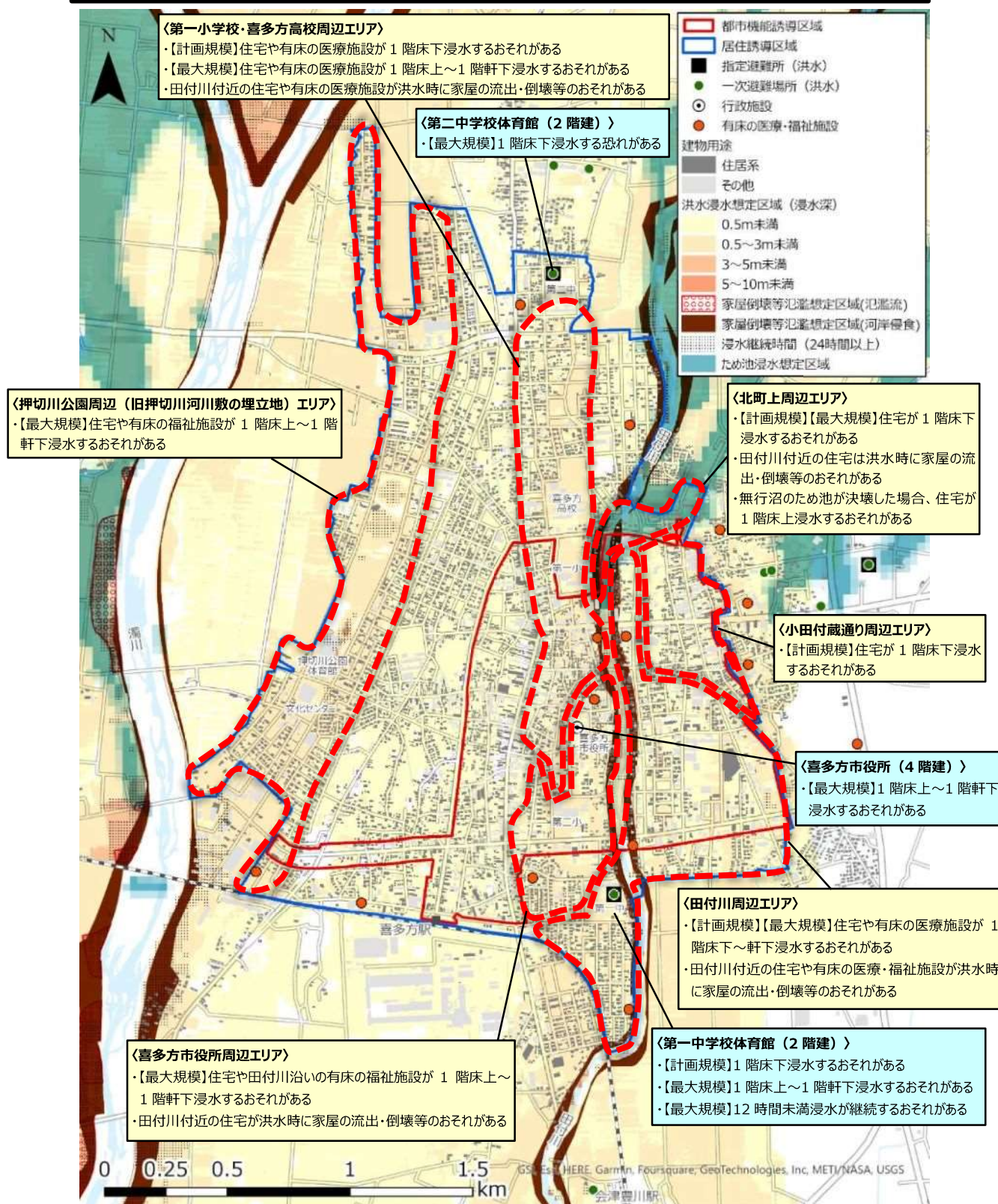


図 9-2-13 居住誘導区域（喜多方地域）における災害リスクの高いエリア

■塩川地域

〈誘導区域全体〉

- ・【最大規模】全ての建物が少なくとも1階床上浸水するおそれがある
- ・誘導区域内に洪水に対応した一次避難場所、指定避難所がない

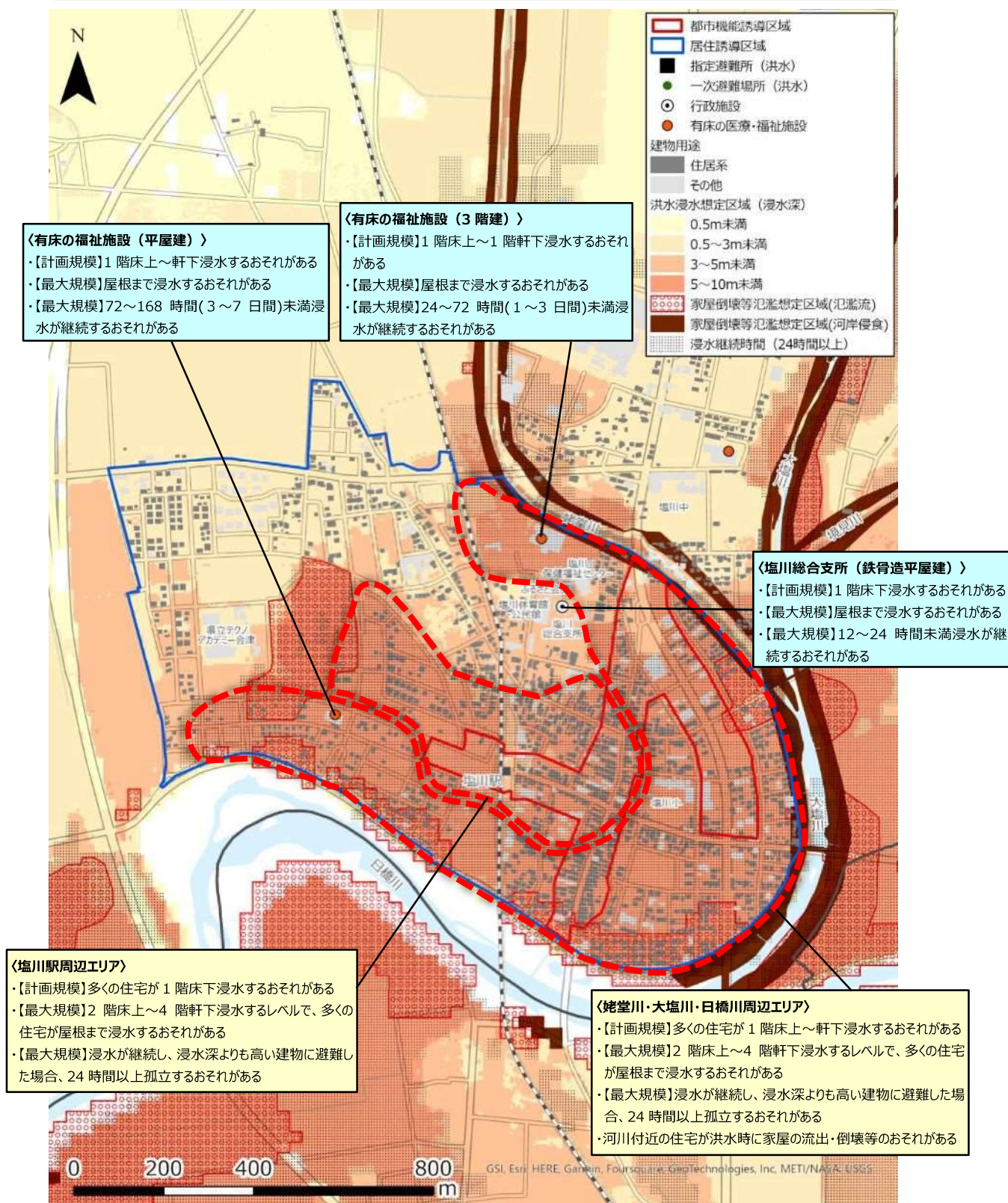


図 9-2-14 居住誘導区域（塩川地域）における災害リスクの高いエリア

9-3 防災まちづくりの将来像・取組方針

(1) 防災まちづくりの将来像

課題の整理で示しているとおり、居住誘導区域のほぼ全域で洪水による浸水が想定されます。そのため、本計画における防災まちづくりでは、ハード施設の整備に加えて、ソフト対策を効果的に組み合わせていくことで、災害リスクの低減を図ることにより、地域住民と安全・安心な社会を構築することを目指します。

(2) 取組方針

居住誘導区域の災害リスクに対する取組方針は次のとおりです。

表 9-3-1 居住誘導区域の災害リスクに対する取組方針

対策の分類		内容	取組方針	
災害リスクの低減	ハード	河川や排水設備の整備等による浸水対策や安全・安心な避難に向けた対策	治水対策(ハード)	防災体制の構築
	ソフト	災害時の確実な避難、人的・経済的被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	治水対策(ソフト) 災害リスクの周知 地域防災力の向上	

1.治水対策 ハードとソフトの組合せによる治水対策を行います

洪水や内水による浸水を抑制するために、国や県と連携して浸水対策を行い、排水設備等の整備による排水対策を強化します。また、防災・減災に向けた治水対策の検討や農地の多面的機能の維持・発揮に向けた対策を行います。

2.防災体制の構築 災害時に機能する防災体制を構築します

避難所等を確保するとともに、災害時の情報共有体制の構築や消防団等関係機関の役割分担を明確にし、迅速な対応ができるよう体制構築を行います。

3.災害リスクの周知 防災・減災に向けた災害リスクの周知を行います

災害リスクに関する情報を分かりやすく発信し、理解を深めてもらい、防災に対する意識啓発を行います。

4.地域防災力の向上 地域の防災力を高めるための対策を行います

保育施設や学校施設での防災訓練や防災教育、災害リスクの高い地域における対策等により、地域防災力の向上を図ります。

■喜多方地域

〈誘導区域全体〉

- ・ハードとソフトを組合せた治水対策・防災体制の構築によるリスク低減
- ・災害リスクの周知、防災力の向上によるリスク低減

〈誘導区域の有床の医療・福祉施設〉

- ・災害リスクの周知によるリスク低減

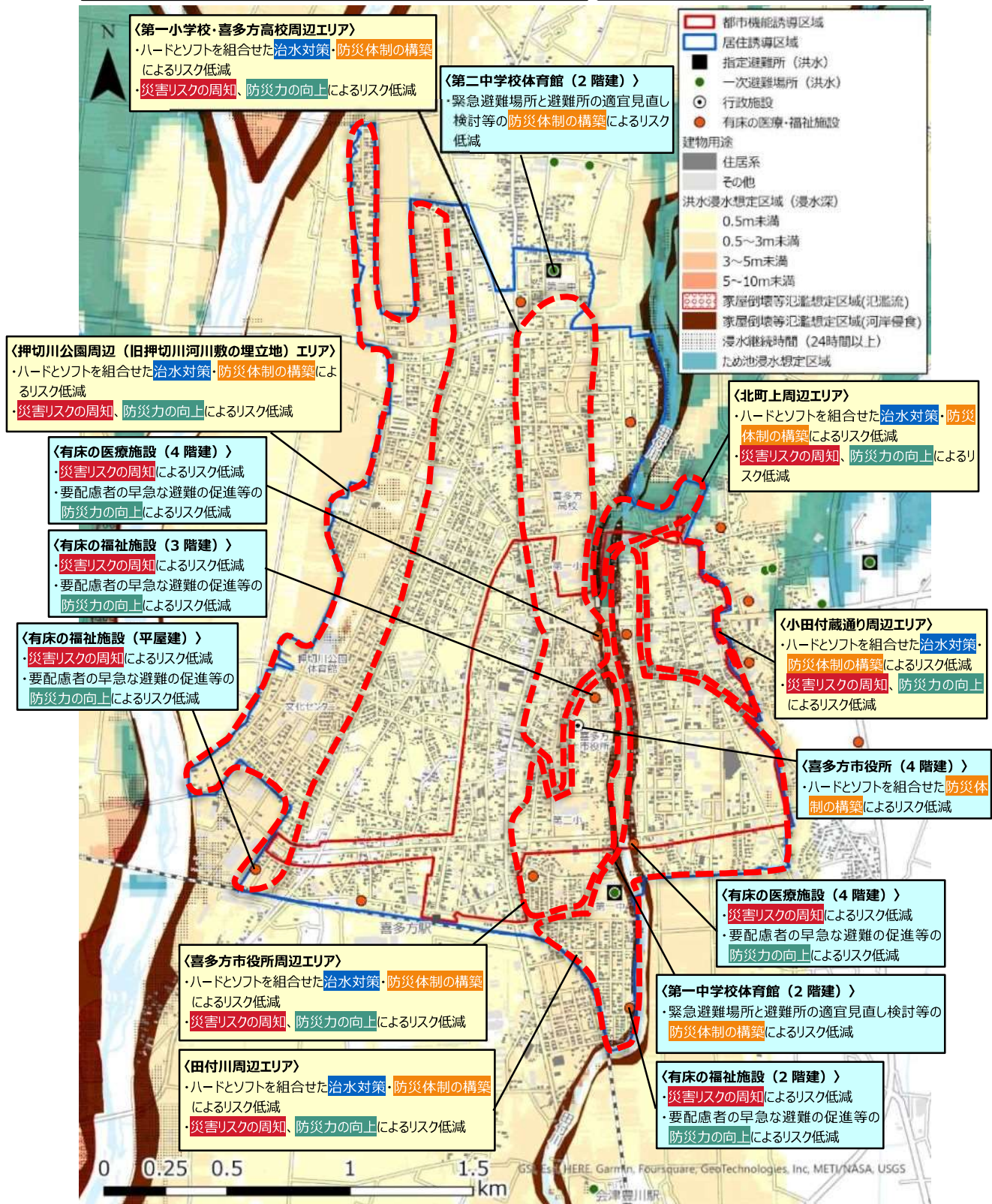


図 9-3-1 居住誘導区域（喜多方地域）における課題に対する取組方針

■塩川地域

〈誘導区域全体〉

- ・ハードとソフトを組合せた治水対策・防災体制の構築によるリスク低減
- ・災害リスクの周知、防災力の向上によるリスク低減

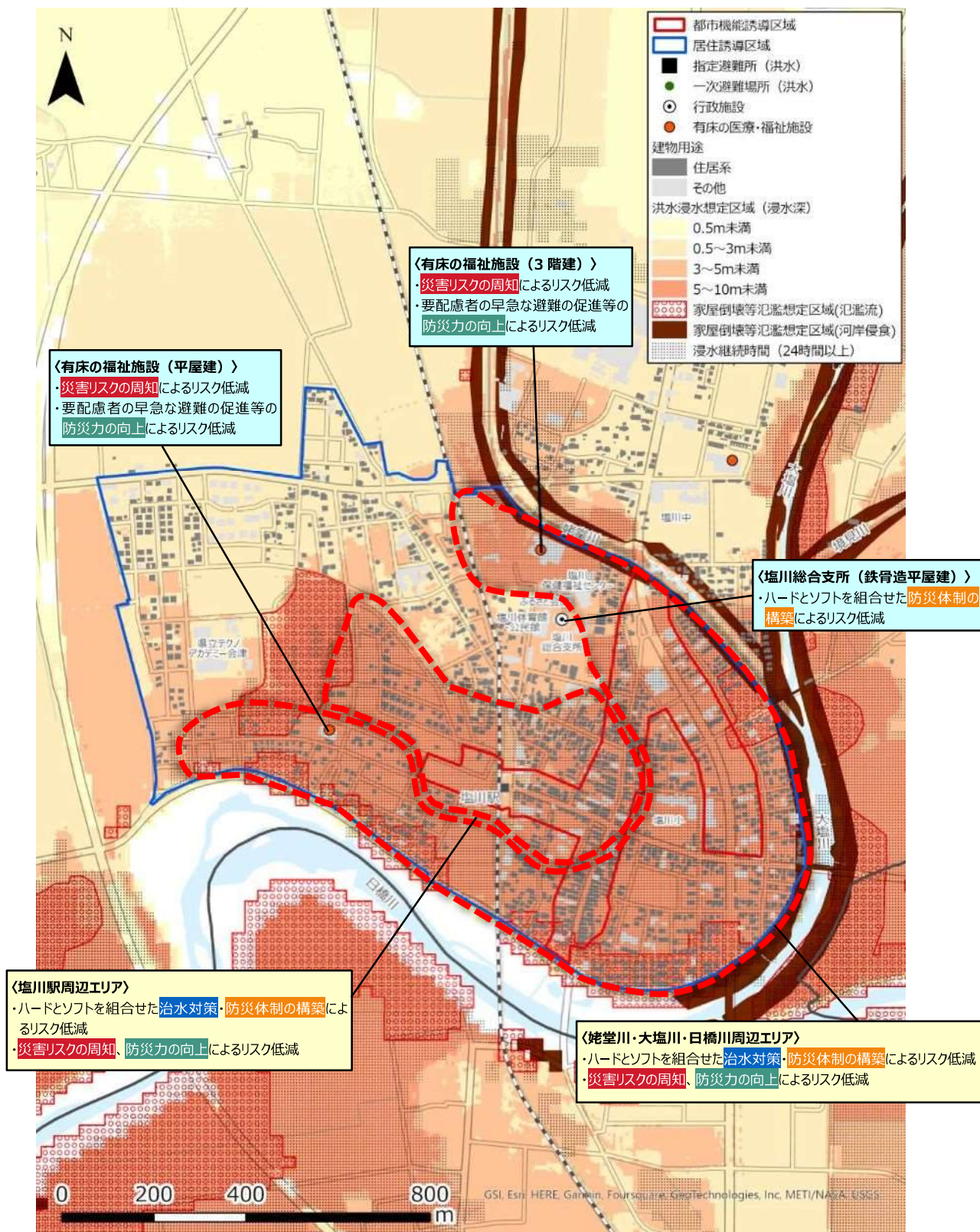


図 9-3-2 居住誘導区域（塩川地域）における課題に対する取組方針

9-4 防災に関する重点施策・施策・スケジュール・目標値

(1) 防災に関する重点施策

喜多方地域の居住誘導区域は田付川や押切川、濁川の浸水想定区域が広く分布しています。塩川地域の居住誘導区域は日橋川をはじめとした複数の河川の合流地域に位置し、全域が浸水想定区域となっています。

洪水が発生する可能性が生じた場合、いずれの地域の浸水想定区域においても、主に自家用車等による浸水想定区域外への避難が考えられます。避難所までの避難経路は、国道 121 号、国道 459 号、会津縦貫道をはじめ、十分な車道幅員を有する市道も複数存在し、円滑な避難が可能となる見込みです。水深が最大 10m 未満と浸水深が深い塩川地域においては、垂直避難が可能な公共施設が複数存在し、一時的な避難場所は確保される見込みですが、避難時間が長期化することが考えられます。

したがって当該区域は、防災・減災対策を次のとおり重点的に行っていく区域として、行政が先導し、自助・共助・公助の連携により、安全・安心な居住環境づくりを進めます。

■喜多方地域・塩川地域の浸水想定区域に対する重点施策

- ・現在、内水氾濫が見込まれる場合には、「洪水・浸水害に関する避難指示等の判断基準」を暫定的に運用しているため、「内水氾濫に関する避難指示等の判断基準」を早期に策定します。策定までは、引き続き「洪水・浸水害に関する避難指示等の判断基準」を運用し、円滑な避難指示等を実施します。
- ・住民に対して、災害時における避難に備え、あらかじめ自分自身がとる避難行動をまとめたマイタイムライン（自身の避難行動計画）の作成を促進します。
- ・要配慮者が利用する施設に対して、水害が発生するおそれがある場合に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成を促進します。
- ・災害情報連携システムによる情報発信と注意喚起を行います。
- ・国、県との連携を強化し、治水安全度の向上を図ります。
- ・自主防災組織の設立を重点的に推進し、市民の隣保協同の精神に基づく自発的な避難が可能となる体制を整備します。
- ・浸水を想定した避難訓練を実施することにより、災害発生時の対応の確認と市民の防災意識の高揚を図ります。

■塩川地域でより一層取り組む重点施策

- ・塩川地域のタイムライン（防災行動計画）は、水位の上昇が見込まれる場合には「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）で示されている避難情報の発令基準から一段階前倒しで実施することとしており、タイムラインに基づく迅速かつ円滑な避難指示等を確実に実施します。

(2) 防災に関する施策・スケジュール

取組方針に基づく施策、スケジュールを整理します。

災害リスク		施策	実施主体	スケジュール		
洪水	内水			短期	中期	長期
1.治水対策						
●		日中ダムの適切な維持管理	県			
●	●	農業水利施設の整備と維持管理	国、県、市、 土地改良区			
●	●	河川の改修及び適切な維持管理	国、県、市			
●	●	内水排水対策の推進	市			
●	●	防災重点ため池等の対策推進	県、市、土地改良区			
●	●	森林整備の推進	県、市、林業者			
●	●	水位計の増設促進	市			
●	●	排水ポンプ車の導入及び設営訓練の実施	国、市			
●	●	農地の多面的機能の維持・発揮	県、市、農業者			
●	●	防災・減災に向けた治水対策の検討	国、県、市			
2.防災体制の構築						
●	●	避難場所・避難所の確保	市			
●	●	迅速な災害対応に向けた連携、基準等の具体化	県、市、土地改良区			
●	●	庁内における情報共有体制の構築、役割分担の明確化	市			
●	●	関係機関との連携強化	国、県、市			
3.災害リスクの周知						
●	●	内水ハザードマップの作成と各種ハザードマップの周知	国、市			
●	●	リアルタイムの災害状況の発信	国、県、市			
4.地域防災力の向上						
●	●	要配慮者の早急な避難の促進	市			
●	●	適切な避難の促進	市			
●		ホームページや SNS 等による情報発信の強化	国			
●	●	防災訓練・防災教育等の実施	国、県、市			

※ 施策の詳細については「防災指針施策のまとめ」を参照。

(3) 防災に関する目標値

防災に関する目標値を次のとおり設定します。

番号	指標・KPI	基準値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
1	防災ラジオの配布世帯率（累計）	0 行政区 (平成 27 年度)	100% (令和 8 年度)
2	自主防災組織数（累計）	60 組織 (平成 27 年度)	110 組織 (令和 8 年度)

第 10 章 目標及び進行管理

10-1 目標及び進行管理の基本的な考え方

立地適正化計画では、計画の必要性や妥当性を客観的かつ定量的に提示するとともに、P D C A サイクルを適切に機能させる観点から、立地適正化計画にて定めたまちづくり方針を実現するための「定量的な目標値」を設定するとともに、目標達成により「期待される効果を定量化」することが求められています。したがって、「定量的な目標値」の設定及び「期待される効果の定量化」を行い、計画の進行管理を行います。なお、目標等設定年次については、立地適正化計画の目標年次である 2035（令和 17）年とします。

10-2 目標値の設定

評価指標と数値目標は、居住誘導・都市機能誘導及び公共交通の維持・充実を図るための施策の展開により、市全体としてその効果が享受できることを目指し、次のとおり設定します。

【定量的な目標値】

※現状値は計画策定時の数値となります。

番号	指標名	指標の説明	現状値 2015（平成 27）年	目標値 2035（令和 17）年
①	居住誘導区域の人口密度	居住誘導区域の人口密度	29.7 人/ha	現状値以上
②	公共交通利用者数※	1 日の公共交通利用者数	282 人/日	現状値以上

※公共交通利用者数：路線バス及び予約型乗合交通の利用者数

【期待される効果の定量化】

※現状値は計画策定時の数値となります。

番号	指標名	指標の説明	現状値	目標値 2035（令和 17）年
③	公共交通機関の利用環境の満足度	満足/やや満足の合計値	25.0% 2018（平成 30）年	75.0%
④	公共交通維持のための市負担額	公共交通維持のための市負担額	57,237 千円 2015（平成 27）年	現状値以下
⑤	住みやすさの満足度	住みやすい/どちらかといえば住みやすいの合計値	76.2% 2018（平成 30）年	80.0%

令和 5 年度改定時において、各指標の値から途中経過を把握すると以下のとおりです。

① 居住誘導区域の人口密度

現状値は、「2015（平成 27）年国勢調査 100m メッシュ推計データ」を使って算出を行っており、2020（令和 2）年の国勢調査における 100m メッシュデータは整っていない状況である。なお、簡易的な動向把握として 250m メッシュデータを基に人口密度を算出した結果、2020（令和 2）年では 29.1 人/ha となった。同じ算出方法で 2015（平成 27）年値を算出すると 30.2 人/ha となり（※100m メッシュデータと乖離があることに留意）、減少傾向となっていた。引き続き誘導施策を推進し、居住誘導を図る。

② 公共交通利用者数

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者数が減少しており、2020（令和 2）年度では 252 人/日となっている。引き続き「喜多方市地域公共交通計画」に基づく施策を推進し、利用促進を図る。

③ 公共交通機関の利用環境の満足度

満足度は増加傾向にあり、2022（令和 4）年度では 32.5%となっている。近年の満足度の状況を踏まえて、現状値以上の満足度となるよう、引き続き利用環境の改善を図る。

④ 公共交通維持のための市負担額

新型コロナウイルス感染症の影響により、市負担額は増加している。引き続き「喜多方市地域公共交通計画」に基づく施策を推進し、現状値以下の市負担額を目指す。

⑤ 住みやすさの満足度

満足度は増加傾向にあり、2022（令和 4）年度では 78.8%となっており、特に 2021（令和 3）年度においては目標値としている 80.0%を上回る 80.4%であった。引き続き、誘導施策を推進し、満足度の向上を図る。

10-3 立地適正化計画の進行管理

本計画は、概ね 20 年後を目標とする長期的な視点に立った計画です。その間には、社会経済情勢の変化や法制度の動向の変化等も予想されますので、概ね 5 年ごとに人口推移などの社会経済情勢や都市の環境の変化及び関連計画との整合などを踏まえ、施策の効果や進捗状況等について、評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第 11 章 届出制度

11-1 都市機能誘導区域外の区域における届出

都市機能誘導区域外の区域（本計画の対象区域内に限る。以下同じ。）において、誘導施設の開発行為や建築等行為を行う場合には、従来の開発許可や建築確認等の申請に加えて市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第 108 条第 3 項）

（１）届出の対象となる区域

- ・都市機能誘導区域外の区域

（※都市機能誘導区域内の区域であっても、小田付重要伝統的建造物群保存地区における(４)②商業施設に係る下記の行為については届出の対象となります。）

（２）届出の対象となる行為

- ① 開発行為 ・ 誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為
- ② 建築等行為 ・ 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

（３）届出の時期と届出先

- ・これらの行為に着手しようとする日の 30 日前までに市長に届出

（４）届出の対象となる施設（誘導施設）

分類	届出の対象となる施設
① 子育て支援拠点施設	地域子育て支援拠点施設
② 児童館・児童クラブ館	児童館・児童クラブ館
③ 商業施設	店舗面積 1,000 ㎡以上の商業施設
④ 金融施設	銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫
⑤ 図書館	図書館

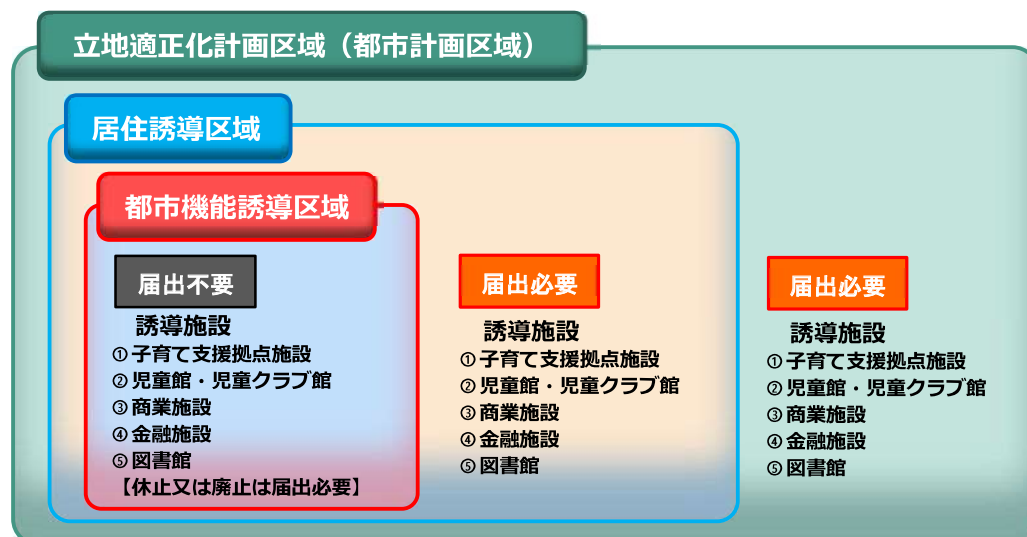


図 11-1-1 都市機能誘導区域外の区域における届出制度のイメージ

(5) 届出の対象とならない軽易な行為等

都市再生特別措置法第 108 条並びに都市再生特別措置法施行令（平成 14 年政令第 190 号）第 35 条及び第 36 条に規定される次の行為等は、届出が不要です。

区分	具体的な行為
① 軽易な行為その他の行為 で政令で定めるもの	・ 当該立地適正化計画に記載された誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築目的で行う開発行為 ・ 誘導施設を有する建築物で仮設のものの新築 ・ 建築物を改築し、又はその用途を変更して誘導施設を有する建築物で仮設のものとする行為
② 非常災害のため必要な応 急措置として行う行為	—
③ 都市計画事業の施行とし て行う行為等	・ 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に 関する都市計画に適合して行う行為

(6) 勧告

届出に係る行為が、都市機能誘導区域内の区域における誘導施設の立地を図るうえで支障があると認められる場合には、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関して誘導施設の立地を適切なものとするために必要な勧告を行うことがあります。

11-2 都市機能誘導区域内の区域における届出

都市機能誘導区域内の区域において、誘導施設の休止又は廃止を行う場合には、市長への届出が必要となります。(都市再生特別措置法第108条の2第1項)

(1) 届出の対象となる区域

- ・都市機能誘導区域内の区域

(※都市機能誘導区域内の区域であっても、小田付重要伝統的建造物群保存地区における(4)②商業施設に係る下記の行為については届出の対象となりません。)

(2) 届出の対象となる行為

- ・誘導施設の休止又は廃止を行う場合

(3) 届出の時期と届出先

- ・これらの行為に着手しようとする日の30日前までに市長に届出

(4) 届出の対象となる施設(誘導施設)

分類	届出の対象となる施設
① 子育て支援拠点施設	地域子育て支援拠点施設
② 児童館・児童クラブ館	児童館・児童クラブ館
③ 商業施設	店舗面積1,000㎡以上の商業施設
④ 金融施設	銀行、信用金庫、信用組合及び労働金庫
⑤ 図書館	図書館

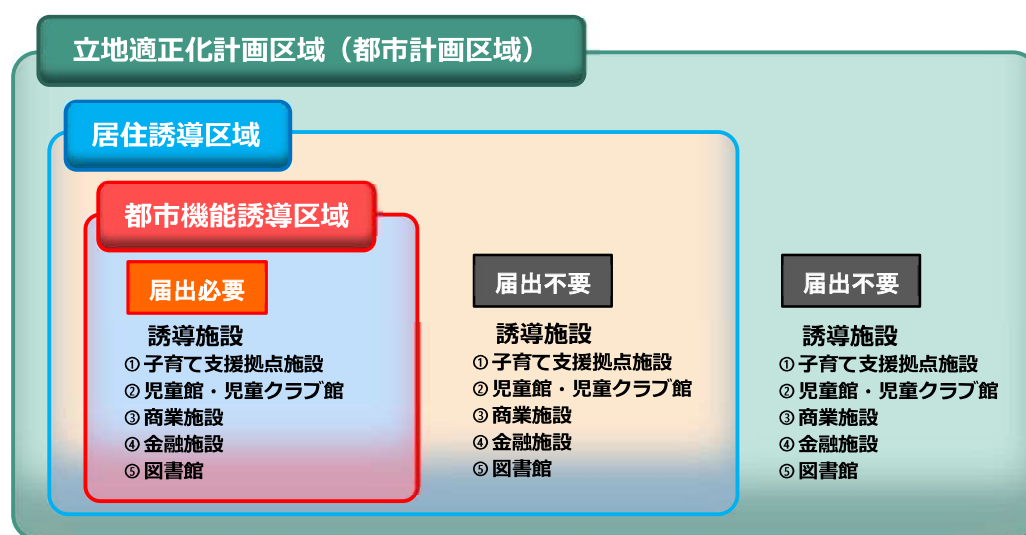


図 11-2-1 都市機能誘導区域内の区域における届出制度のイメージ

(5) 助言又は勧告

届出に係る行為が、都市機能誘導区域内の区域における新たな誘導施設の立地を図るうえで、当該休止又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認められる場合には、当該届出をした者に対して、当該届出に係る建築物の存置及びその他の事項に関して必要な助言又は勧告を行うことがあります。

11-3 居住誘導区域外の区域における届出

居住誘導区域外の区域（本計画の対象区域内に限る。以下同じ。）において、一定規模以上の宅地開発に伴う開発行為や建築等行為を行う場合には、従来の開発許可や建築確認等の申請に加えて市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第 88 条第 1 項）

（１）届出の対象となる区域

- ・ 居住誘導区域外の区域

（２）届出の対象となる行為

- ① 開発行為
 - ・ 3 戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為
 - ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的で行う開発行為で、その規模が 1,000 ㎡以上のもの
- ② 建築等行為
 - ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
 - ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

（３）届出の時期と届出先

- ・ これらの行為に着手しようとする日の 30 日前までに市長に届出

（４）届出の対象となる行為のイメージ

① 開発行為

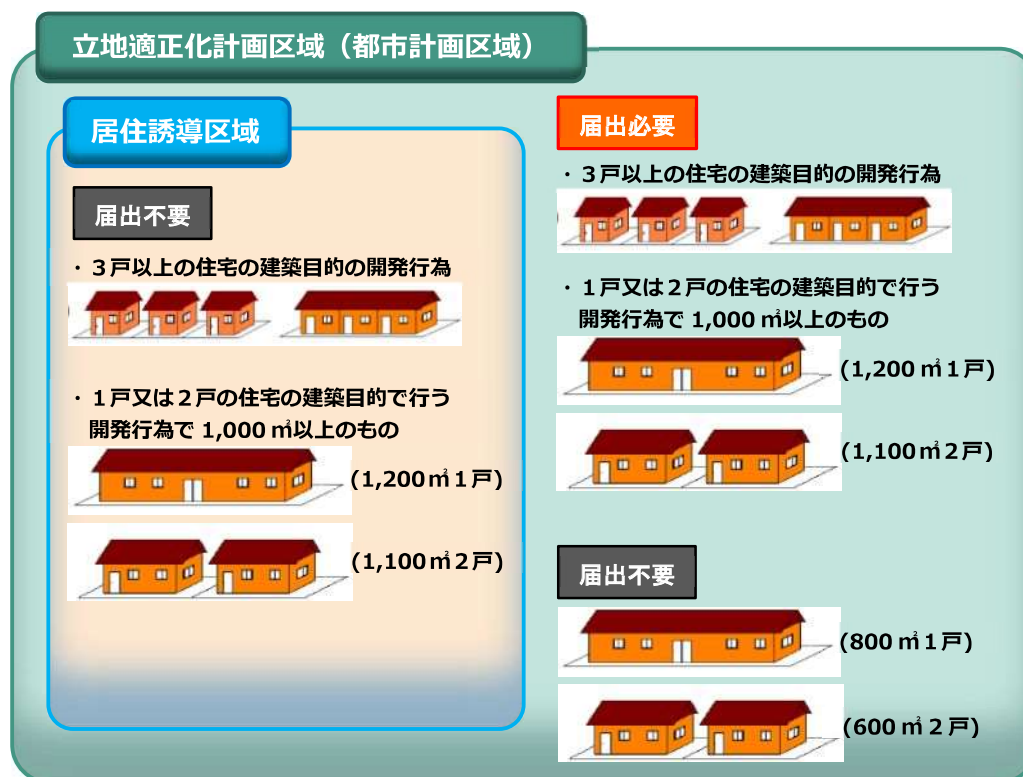


図 11-3-1 居住誘導区域外の区域における開発行為に係る届出制度のイメージ

② 建築等行為

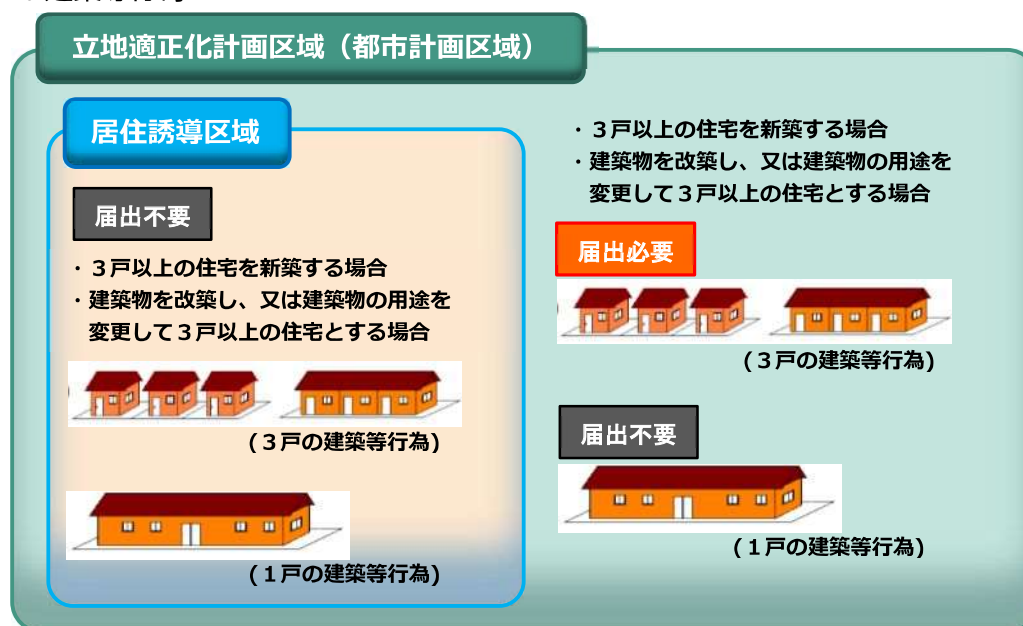


図 11-3-2 居住誘導区域外の区域における開発行為以外の建築等行為に係る届出制度のイメージ

（５）届出の対象とならない軽易な行為等

都市再生特別措置法第 88 条並びに都市再生特別措置法施行令第 27 条及び第 28 条に規定される次の行為等は、届出が不要です。

区分	具体的な行為
① 軽易な行為その他の行為 で政令で定めるもの	・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築目的で行う (1)開発行為 (2)前号の住宅等の新築 (3)建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等とする行為
② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為	—
③ 都市計画事業の施行として行う行為等	・ 都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設に関する都市計画に適合して行う行為

（６）勧告

届出に係る行為が、居住誘導区域内の区域における居住を誘導する住宅等の立地を図るうえで支障があると認められる場合には、当該届出をした者に対して、当該届出に係る事項に関して住宅等の立地を計画に即した適切なものとするために必要な勧告を行うことがあります。

「喜多方市立地適正化計画」

発行年月日：平成31年4月（令和6年10月改定）

発 行：喜多方市

編 集：建設部都市整備課

住 所：〒966-8601

福島県喜多方市字御清水東7244番地2

電 話：0241-24-5240

F A X：0241-24-5289

防災指針施策のまとめ

	No	ハード・ソフト	災害リスク		施策	取組状況	スケジュール	実施主体	記入担当課・係
			洪水	内水					
1 .治水対策									
日中ダムの適切な維持管理	1	ハード	●		日中ダムの適切な維持管理（農側負担）	実施中	長期	県	農山村振興課農村整備係
農業水利施設の整備と維持管理	2	ハード	●	●	国営造成水利施設の長寿命化促進（会津北部地区、雄国山麓地区）	実施中	短期	国	農山村振興課農村整備係
	3	ハード	●	●	県営造成水利施設の整備促進	実施中	短期	県	農山村振興課農村整備係
	4	ハード	●	●	国営造成基幹水利施設（八方頭首工）の適正な管理	実施中	長期	市	農山村振興課農村整備係
	5	ハード	●	●	国営造成水利施設の適切な維持管理（会津北部地区、雄国山麓地区）	実施中	長期	土地改良区	農山村振興課農村整備係
	6	ハード	●		【阿賀川】河道掘削、水衝部対策、堤防整備、堤防強化	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
河川の改修及び適切な維持管理	7	ハード	●		【日橋川】堤防強化	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
	8	ハード	●		【濁川】河道開削、河道掘削、堤防補強	実施中	短期	県	喜多方建設事務所 管理課・河川砂防課
	9	ハード	●		【田付川】堤防補強	実施中	短期	県	喜多方建設事務所管理課
	10	ハード	●		【大塩川】堤防補強	実施中	短期	県	喜多方建設事務所管理課
	11	ハード	●		【姥堂川】堤防補強	実施中	短期	県	喜多方建設事務所管理課
	12	ハード	●		【境見川】堤防整備、護岸整備	実施中	中期	県	喜多方建設事務所河川砂防課
	13	ハード	●	●	【身神川】身神川排水機場への除塵機の設置	実施予定	短期	国	阿賀川河川事務所管理課
	14	ハード	●	●	【身神川】排水釜場の設置	実施予定	短期	国	阿賀川河川事務所管理課
	15	ハード	●	●	【身神川】暗渠内部のゴミ堆積状況等点検及び固定式鉄製スクリーン設置と運用調整	実施中	短期	市	塩川総合支所 産業建設課産業建設班
	16	ハード		●	【身神川】未改修区間の整備	検討中	中期	市	塩川総合支所 産業建設課産業建設班
	17	ハード		●	【身神川】適切な維持管理	実施中	長期	市	塩川総合支所 産業建設課産業建設班
	18	ハード	●	●	既存樋門ゲートの無動力化	検討中	中期	国	阿賀川河川事務所管理課
	内水排水対策の推進	19	ハード	●	●	消防団活動充実のための排水ポンプ等の設備配備	実施中	短期	市
20		ハード	●	●	内水氾濫に備えた排水ポンプの配備	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
21		ハード	●	●	別府地区排水ポンプのスクリーン管理強化と排水ポンプ増設	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
22		ハード		●	下水道による内水浸水対策	実施予定	長期	市	下水道課計画管理係
23		ハード		●	道路側溝の整備の推進	実施中	長期	市	建設課管理係

防災重点ため池等の対策推進	24	ハード	●	●	ため池堰堤耐震対策	実施中	中期	県・市・土地改良区	会津農林事務所農村整備部
	25	ハード	●	●	防災重点農業用ため池の整備	実施中	中期	県・市	会津農林事務所農村整備部
森林整備の推進	26	ハード	●	●	森林整備 ・造林補助事業、福島県森林環境基金事業等で、林業事業体等が実施する森林整備を支援	実施中	長期	県・市・林業者	会津農林事務所森林林業部
水位計の増設促進	27	ソフト	●	●	水位計増設を関係機関へ要望	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
排水ポンプ車の導入及び設営訓練の実施	28	ソフト	●	●	国・県・市が連携した水防訓練の取組、危機管理箇所合同巡視、内水被害想定箇所での排水ポンプ車設営訓練	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所管理課
	29	ソフト	●	●	内水被害想定箇所での排水ポンプ車設営訓練	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所管理課
	30	ソフト	●	●	内水常襲地への排水ポンプ、設営訓練	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所管理課
	31	ソフト	●	●	排水ポンプ車の導入等による排水対策強化検討	検討中	中期	市	危機管理課危機管理室
農地の多面的機能の維持・発揮	32	ソフト	●	●	田んぼダム取組支援及び適切な維持管理	実施中	中期	県・市・農業者	会津農林事務所農村整備部
	33	ソフト	●		多面的機能支払交付金の推進（農地農業用施設の維持管理）	実施中	長期	市・農業者	農山村振興課農村整備係
防災・減災に向けた治水対策の検討	34	ソフト	●	●	危険箇所の把握と改修検討	検討中	長期	国・県・市	危機管理課危機管理室
	35	ソフト	●	●	流域治水対策の検討	検討中	長期	国・県・市	危機管理課危機管理室
2.防災体制の構築									
避難場所・避難所の確保	36	ハード	●	●	学校施設のうち指定避難所の指定となっている施設に対するバリアフリー化	実施中	短期	市	教育総務課教育総務係
	37	ハード	●	●	学校施設の適切な維持管理	実施中	長期	市	教育総務課教育総務係
	38	ソフト	●	●	緊急避難場所と避難所の適宜見直し検討	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	39	ソフト	●	●	災害状況等を勘案し、住民避難に有効な場合、緊急避難場所としての開設	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
迅速な災害対応に向けた連携、基準等の具体化	40	ソフト	●	●	内閣府ガイドラインをもとにした早めの避難情報を発令するなど臨機応変な対応	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	41	ソフト		●	内水氾濫発令基準を策定し市地域防災計画へ記載	実施予定	短期	市	危機管理課危機管理室
	42	ソフト	●	●	排水樋管操作責任者との操作要領及び点検整備等維持管理の確認	検討中	短期	県・市・土地改良区	危機管理課危機管理室
	43	ソフト	●	●	本庁及び総合支所土囊ステーションの保管量、管理方法、速やかな配布方法見直し	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	44	ソフト	●	●	必要な資機材の配備と市内資材業者との協定締結等検討	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	45	ソフト	●	●	中小企業等の防災対策に対する支援	実施中	短期	市	商工課企業立地・企業支援推進班
庁内における情報共有体制の構築、役割分担の明確化	46	ソフト	●	●	警戒配備を補完し災害対策本部設置前の全庁的な対応のため市地域防災計画へ応急対策本部配備を定めた運用	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	47	ソフト	●	●	Web会議による本庁危機管理課と総合支所の情報共有	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	48	ソフト	●	●	災害対策本部招集迅速化のため、あいびあ（電子メール）等を活用した参集方法構築	実施予定	短期	市	危機管理課危機管理室
	49	ソフト	●	●	参集者の予めの選定、あいびあ（電子メール）等による職員一斉配信の導入	実施予定	短期	市	危機管理課危機管理室
	50	ソフト	●	●	本庁と総合支所の役割分担の整理、避難所開設及び避難情報発令支持の明確化	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	51	ソフト	●	●	職員配備の適正化と災害対応マニュアル作成による役割分担明確化	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室

関係機関との連携強化	52	ソフト	●	●	気象庁、国交省、福島県河川流域総合システム等情報収集リンク集の構築	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	53	ソフト	●	●	報道機関及び住民からの電話対応一元化など情報収集・広報班の強化	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	54	ソフト	●	●	警察及び消防への避難行動要支援者名簿提供と連携対応	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	55	ソフト	●	●	福島地方気象台へのホットラインによる情報分析の精度向上	実施中	短期	国・市	危機管理課危機管理室
	56	ソフト	●	●	必要な情報の共有・連携について改善方法の検討と情報共有体制の構築	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	57	ソフト	●	●	気象状況の変化や予測状況に応じた関係機関との連携強化と支援体制構築	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
3.災害リスクの周知									
内水ハザードマップの作成と各種ハザードマップの周知	58	ソフト	●	●	防災ハザードマップ配布と住民説明会開催、自主防災組織結成と地区防災計画策定の推進	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	59	ソフト		●	内水ハザードマップの作成・周知	実施予定	短期	市	下水道課計画管理係
	60	ソフト	●		多段階な浸水リスク情報の充実	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
	61	ソフト	●		ため池浸水想定区域図の周知	実施中	長期	市	農山村振興課農村整備係
	62	ソフト	●	●	保育施設を対象とした洪水・土砂災害ハザードマップの周知	実施中	長期	市	こども課子育て支援班
リアルタイムの災害状況の発信	63	ソフト	●	●	災害情報連携システムによる情報発信と注意喚起	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	64	ソフト	●		危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラ、量水標等の整備及び情報提供	実施中	長期	国・県	阿賀川河川事務所工務課
	65	ソフト	●		多段階な浸水リスク情報の充実	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
	66	ソフト	●		通信事業者への映像情報提供	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
4.地域防災力の向上									
要配慮者の早急な避難の促進	67	ソフト	●	●	状況に応じた立ち退き避難や垂直避難など高齢者等の要配慮者への対応	実施予定	短期	市	危機管理課危機管理室
適切な避難の促進	68	ソフト	●	●	タイムライン（防災行動計画）見直しと避難指示発令前の避難ルート確認と情報発信改善	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
防災FM等による情報発信の強化	69	ソフト	●		ホームページ・SNS等による情報発信強化	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
防災訓練・防災教育等の実施	70	ソフト	●	●	自主防災組織結成と地区防災計画策定を推進し共助面での防災意識向上、防災訓練実施	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	71	ソフト	●	●	気象知識向上と防災意識向上のための気象庁講師派遣による研修会開催	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	72	ソフト	●	●	夜間パトロールの実施可否と実施する場合の実施対策	実施中	短期	市	危機管理課危機管理室
	73	ソフト	●	●	国県道通行止めにより孤立が予想される集落への孤立時対応の話し合い等検討	検討中	短期	市	危機管理課危機管理室
	74	ソフト	●	●	コミュニティ助成事業 地域防災組織育成助成事業	実施中	短期	市・自治総合センター	地域振興課きたかたぐらし推進室
	75	ソフト	●		小中学校出前講座の実施	実施中	長期	国	阿賀川河川事務所工務課
	76	ソフト	●		小中学校における水害・防災教育の実施	実施中	長期	国・県	阿賀川河川事務所工務課
	77	ソフト	●	●	保育施設を対象とした避難マニュアルの作成・周知	実施予定	長期	市	こども課子育て支援班
	78	ソフト	●	●	保育施設を対象とした避難訓練の実施	実施中	長期	市	こども課子育て支援班